【博士論文】

北京旧城の歴史的街区の変容と居住環境整備に関する研究 Study on Transformation and Improvement of Living Environment of Historic Area in Beijing Old Castle

2022年2月

成 浩源

目次

序章		
1	研究の目的と背景	$\cdots \cdots 2$
2	既往研究と本研究の位置付け	4
3	調査の概要	• • • • • • 8
4	論文の構成	9
第 I	章 北京の都市形成とその変容	
1	北京の歴史的形成	• • • • • • • 14
	(1) 大都以前の北京	
	(2) 元・大都	
	(3) 明・北京	
	(4)清・北京	
2	北京の変容	• • • • • • • 28
	(1)『乾隆京城全図』(1750)の北京	
	(2) 民国時代の北京	
	(3)解放後の変容	
3	北京四合院の変容	• • • • • • • 36
	(1)北京四合院の概容	
	(2)四合院の大雑院化	
第 II	章 北京の都市改造事業	
1	都市計画の変遷	• • • • • • • 42
2	土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷	• • • • • • • 44
3	居住環境改善事業	• • • • • • • 46
	(1) 危旧房改造	
	(2)棚戸区改造	

第Ⅲ章 歴史的街区とその居住環境	
1 歴史的環境保全制度の変遷	• • • • • • • 52
2 歴史的街区の現状と特性	• • • • • • • 55
(1)皇城	
(2) 内城	
(3)外城	
3 新太倉地区	• • • • • • • 61
(1)新太倉地区の概要	
(2) 新太倉地区の空間構成	
(3) 新太倉地区の変容	
4 宣西北地区	• • • • • • • 80
(1) 宣西北地区の概要	
(2) 宣西北地区の空間構成	
(3) 宣西北地区の変容	
第Ⅳ章 歴史的街区の居住環境整備事業	
1 歴史的街区の居住環境整備事業	• • • • • • • 90
2 新太倉地区	• • • • • • • 92
3 宣西北地区	• • • • • • • 93
(1) 宣西北地区の再開発事業	
(2) 再開発事業の問題点	
結章	• • • • • • • 99
資料編	• • • • • • • 105
I 北京旧城文物保護単位(文化財)一覧	
Ⅱ 『宣西北項目騰退手冊』(宣西北プロジェクト立ち退きマニュアル)	
Ⅲ 「宣西北・院落営造計劃」国際概念設計競技受賞作品 	
参考文献	• • • • • • • 133
研究業績リスト	• • • • • • • 141

図表一覧

序章

- 図 0-1 各章の位置付け
- 図 0-2 論文の構成

第I章

- 図 I 1 北京の歴史的変遷
- 図 I 2 燕京城復元図
- 図 I 3 a 金中都全域 b 金中都の皇城
- 図 I 4 元大都の施設分布
- 図 I 5 元大都の坊の分布
- 図 I 6 元大都の水路
- 図 I 7 元大都のモデル街区
- 図 I 8 清北京の施設分布
- 図 I 9 a 清北京の行政区分 b 明北京の行政区分
- 図 I 10 『乾隆京城全図』(1750)
- 図 I-11 北京旧城 1911~1944 年の変化
- 図 I -12 『梁陳方案』
- 図 I 13 建物の高層化
- 図 I-14 胡同の消失
- 図 I 15 北京四合院の基本型
- 図 I-16 四合院の大雑院化(北京市西城区金井胡同 8号(瀋家本故居))
- 図 I-17 北京旧城における「大雑院」の分布
- 図 I 18 大雑院の空間特性

第Ⅱ章

図Ⅱ-1 北京旧城における「棚戸区」の分布

第Ⅲ章

- 図Ⅲ-1 北京旧城における「歴史文化保護区」および「歴史風貌協調区」の分布
- 図III-2 新太倉地区の社区分布
- 図Ⅲ-3 新太倉地区の街路体系

- 図Ⅲ-4 新太倉地区の建物構造・階数分布
- 図Ⅲ-5 新太倉地区の施設分布・街路空間
- 図Ⅲ-6 新太倉地区の住居類型
- 図III-7 新太倉地区の世帯数
- 図Ⅲ-8 『乾隆京城全図』(1750) からみる新太倉地区の宅地分割
- 図Ⅲ-9 新太倉地区の宅地の変容
- 図Ⅲ-10 調査した大雑院の分布
- 図Ⅲ-11 実測調査した住戸の平面プラン
- 図Ⅲ-12 宣西北地区の社区分布
- 図Ⅲ-13 宣西北地区の街路体系
- 図Ⅲ-14 宣西北地区の施設分布・街路空間
- 図Ⅲ-15 1750年(上)と1955年(下)の宣西北地区
- 図III-16 2016年の宣西北地区
- 図Ⅲ-17 宣西北地区における文物保護単位(文化財)の分布
- 図Ⅲ-18 調査した文物保護単位(文化財)の変容
- 図Ⅲ-19 実測調査した住戸の変容
- 表III-1 新太倉地区の街路幅員

第IV章

- 図IV-1 設計競技対象の分布
- 図IV-2 立ち退きが完了した住戸の分布
- 図IV-3 インタビュー調査した住戸の平面プラン
- 図IV-4 再開発事業の分布
- 表IV-1 補償金の試算

Study on Transformation and Improvement of Living Environment of Historic Area in Beijing Old Castle

HAOYUAN Cheng

The purpose of this study is to clarify the formation, transformation process and current situation of the historical district of Beijing Old Castle, and to obtain a guideline for improving the living environment. The subjects of this study are Xintaicang district of the inner castle and Xuanxibei district of the outer castle. In these two districts, the blocks based on 'Si-he-yuan' are left in a relatively good condition, but in recent years, the living environment is changing drastically due to the rapid influx of population from rural areas and local cities.

During this period, redevelopment of existing urban areas has been promoted in each city in China, and the major factor is the large change in the living environment due to the influx of population from rural areas and local cities. Specifically, a lot of 'da-za-yuan' where multiple families live in the traditional housing 'Si-he-yuan', which was once one household originally lived, have appeared, and the agricultural land area around the city is rapidly expropriated to the urban area. It is pointed out that a residential area called as 'Cheng-zhong-cun' appeared in the process. Furthermore, in recent years inside a large city, the 'Peng-hu-qu' area which is densely populated with 'Peng-hu-fang' was formed, which has become a problem, and due to the clearance-type redevelopment, it is being pointed out that the cultural heritage of the area will be destroyed.

For the revitalization of the district, it is considered that a new method for improving the living environment on-site is necessary, and it is extremely important to show the concrete image. We devise a maintenance method that can achieve both preservation of the cultural heritage and renewal of the block. The method it could be a great guideline of development for the historical block of Beijing Old Castle, which has similar problems.



1 研究の目的と背景

本研究は、「都市組織」研究の一環として、北京旧城^{注1)} の歴史的街区の形成、変容過程と現状を明らかにし、その居住環境整備の指針を得ることを目的としている。焦点を当てるのは都市組織とその構成要素としての建築物(住居)の変容プロセスである。都市をひとつの(あるいは複数の)組織体とみなし、そのかたちと構成に焦点を当てるのが「都市組織 urban tissues(urban fabrics)、tessuto urbano」研究である。有機体が遺伝子、細胞、臓器、血管、骨など様々な生体組織からなっているように、都市を、「都市組織」からなっていると考える。「都市組織」という概念は、都市を建築物の集合体と考え、集合の単位となる建築の一定の型を明らかにする建築類型学(ティポロジア・エディリツィア)で用いられてきた注2)。ベッドや椅子など、身近な家具からなる寝室や居間から、建築、街区、そして都市まで一貫して構成しようとする建築都市構成理論注3)においても「都市組織」という概念は用いられる。

現在、中国の全国各都市において、既成市街地の再開発が進められているが、その大きな要因となっているのは、農村や地方都市からの人口流入による居住環境の大きな変化である。具体的には、本来一家族が住む伝統的住宅「四合院(しごういん)」に複数の家族が雑居する「大雑院(だいざついん)」が大量に出現してきたこと、また、都市周辺部の農地が急速に収用されて市街地となる過程で「城中村(じょうちゅうそん)」^{注4)}と呼ばれる居住地が出現したことが指摘される。さらに、近年、大都市内に形成された「棚戸房(たなこぼう)」^{注5)}の密集する「棚戸区(たなこく)」^{注6)}が問題となり、中にはクリアランス型の再開発が行われることによって、その地域の文化遺産が大きく破壊されることが問題となっている。

1982年、中国では国レベルの歴史的地区の保全制度として「歴史文化名城制度」 前別 が開始された。しかし、各地の歴史的地区において再開発圧力と歴史的環境保存の対立が顕在化し、この制度

序章 2

注1) 中華人民共和国憲法により、中国の行政区域は省級、地級、県級、郷級の行政階層に分けられ、北京は直轄市として省や自治区と同じ 省級行政区であり、下に 16 区がある。北京旧城とは、清代の北京城の範囲をいう。元の大都を基礎にして明代に北辺を縮小して外城を 築いたものである。故宮の周囲を皇城、元代に築かれた区域を内城、明代に増築された区域を外城と呼ぶ。

注2) イタリアの建築家サヴェリオ・ムラトーリ(1910-1973)が創始したとされるが、地形(じがた)(敷地の形)に従って規定される建築 類型の歴史的変化をもとに都市の形成過程を明らかにする方法として注目されてきた。建築物(住居)の集合からなる「街区(イゾラート isolato)」を単位として、「地区(セットーレ settore)」が構成され、その集合が「都市(チッタ citta)」となる段階構成を考えるのである。

注3) オランダの N.J.ハブラーケン(1928-)が主導してきた都市建築設計方法論。建築物を幾つかの要素(部屋、建築部品、…等々)あるいは幾つかのシステム(躯体、内装、設備、…等々)からなるものと考え、身近な家具やベッドからなる寝室や居間などの部屋、住居、建築、街区、そして都市まで一貫して構成しようとする。

注4) 中国では、1978年改革開放以来、急激な都市化が進行し、これにより多くの都市問題が現れてきている。その一つとして、都市周辺部の農地が急速に収用されて市街地となる過程で、農民の住む居住域が開発されずに取り残されている「城中村」(=城(都市)の中の農村)である。

注5) 棚戸房とは、躯体は木材、土、煉瓦、屋根はフェルトや石綿瓦で作られる簡易家屋、いわゆるバラックをいう。

注6) 住建部が 2008 年に設定した「家屋レベル判定標準」および「危険家屋判定標準」に照らし、倒壊の恐れがある危険な家屋を棚戸房とし、その建築面積が 5万㎡以上の場合を、棚戸区と定めている。

注7) 中華人民共和国国務院(内閣に相当する役割を担う)が1982年に制定した文化遺産保護制度である。歴史的価値や記念的価値が高い都市を保護する制度として、現在102都市がリストされている。1982年、1986年、1994年と三次にわたって公布され、2001年に2件、2004年に1件が追加された。この他に、各省政府が指定した歴史文化名城がある。

は柔軟性が低く実行しにくいことが明らかとなる。そのため、「歴史文化保護区」制度を創設することになる。北京旧城内の歴史文化保護区には、1990年(1回目)に25地区、2002年(2回目)に15地区、2012年(3回目)に3地区が選定された。さらに、3回目では、4地区について保全範囲の拡張も行われた。また、北京市は、2004年に「歴史風貌協調区」を定め、旧城内の6地区を選定した。

歴史文化保護区と歴史風貌協調区の指定後の十数年を経た現在、保護計画の策定および実施に向けて進んでいるものの、様々な問題も抱えている。21世紀に入り、特に2008年の北京オリンピック開催に際して、旧城内の再開発が加速され、大規模な高層マンション、オフィスビル、ショッピングモールなどが建設されてきた。そこで、歴史文化保護区と歴史風貌協調区の一部も開発対象となり、歴史ある胡同(ふうとん)注8)と四合院の取り壊しや強制的な住民移転に対する住民の反対運動が大きな問題となってきた。

本研究で対象とする、内城の「新太倉(しんたいそう)地区」と外城の「宣西北(せんせいきた)地区」もこのような一連の問題に直面してきた都心部にある。新太倉地区は、北京内城の北東部に位置し、古い北京を色濃く残している地域の一角にあり、平屋の四合院が数多く現存する。一方、宣西北地区は、外城の西北部に位置し、昔地方から上京した人々が出身ごとに集まる、宿泊、集会、文化施設である同郷会館が密集する地域である。いずれの地区も、近年、農村や地方都市からの人口流入が激しく、大雑院が大量に出現するなど、その居住環境は大きく変化しつつある。地区の再生のためには、オンサイトで居住環境を改善していく新たな手法が必要と考えられる。

中国において、都心部にこのような人口過密地域が形成されることは、北京に限った問題ではなく、他の大都市でも同様の現象が起こっている。新太倉地区はと宣西北地区を対象に、過密化する都市居住環境の問題点と改善の可能性を明らかにすることは、同様な問題を抱える地域の事業展開のための大きな指針となると考える。

注8) 胡同とは、北京の細い路地を指す。

2 既往研究と本研究の位置付け

【北京の都市形成史についての研究】

今日の北京の骨格を形成した北京遷都そして旧城の建設については、新宮学(2004)^{注9)}の詳細な研究がある。新宮は、近世中国における首都移転について「政治社会史」をはじめとする様々な角度から考察し、北京遷都の意味を解明している。本研究にとって、北京遷都の全過程を検討する上でも、重要な文献となる。

【北京の建築計画学、都市計画学についての研究】

北京の都市組織研究として第一に挙げられるのは陣内秀信・高村雅彦・朱自煊(1998) ^{注 10)} である。ここでは、『乾隆京城全図』(1750)をベースに近代の都市図、文献資料を用いながら、現地調査によって、住宅と店舗、居住地と商業地、市場や宗教施設などの都市施設、盛り場の分布について分析し、北京の歴史的、社会的な空間構造を明らかにしている。そして、北京の都市構造を踏まえながら、北京外城の前門地区の商業地について、主に近代以降の店舗空間の変容を、ファサード、道路に突き出した部分に着目し、既存図面や実測図面を用いながら解明されている。本研究では、個々の居住空間の変容に着目しながら、陣内らの研究ではほとんど行われていない全体の街区空間の考察も行う。

続いて、布野修司・鄧奕(1999、2000、2002、2004) 注 11) 注 12) 注 13) 注 14) の一連の研究は北京内城の朝陽門地区の街区構成とその変化を明らかにした上で、同様に『乾隆京城全図』をもとに、住民(軍)組織、街区構成、宅地分割、居住単位などを明らかにしている。布野らは、『元史』13 巻に記載される元の宅地規模と『乾隆京城全図』の街区規模をもとに、大都の基本街区モデルを提示している。本研究では、この布野らの提示した基本街区モデルと調査対象街区がどのような対応関係にあるのかについて考察する。

また、布野(2015) 注 15) は、大元都市すなわち大都・北京を対象として、中国の古都、西安、洛陽、開封、杭州、南京について臨地調査と文献をもとに空間構成とその変容を明示した上で、北京の空間構造を包括的に明らかにしている。さらに、布野は、中国都城のモデルとして、寸法体系、王都

序章 4

注9) 新宮学『北京遷都の研究―近世中国の首都移転』,汲古書院,2004.1

注10) 陣内秀信,高村雅彦,朱自煊『北京一都市空間を読む』,鹿島出版会,1998.2

注11) 鄧奕, 布野修司:北京内城朝陽門地区の街区構成とその変化に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No.526, pp175-183, 1999.12

注12) 鄧奕, 布野修司, 重村力: 乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No.536, pp163-170, 2000.10

注13) Deng Yi, Funo Shuji, Shigemura Tsutomu: 'A Study on the Block Formation and its Subdivision into the Housing Lots in the Inner City of Beijing An Analysis of Qianlong Jingcheng Quantu, Map of the Capital City of Qianlong Period (1750)', Journal of Asian Architecture and Building Engineering, Vol.1, No.2, pp.193-200, 2002.11

注14) 鄧奕, 布野修司, 重村力:乾隆京城全図 (1750) にみる居住単位に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No.582, pp.65-72, 2004.8

注15) 布野修司『大元都市:中国都城の理念と空間構造』,京都大学学術出版会,2015.3

の象徴性などを検討しながら、『周礼』都城モデル、長安都城モデル、大都都城モデルの 3 つを明らかにしているが、それをまとめたのが日本学士院紀要に発表された Ancient Chinese capital models (2017) 注 16) である。本研究において、北京の都市空間を把握するための重要な文献となる。

【近代以降の北京の都市計画と再開発についての研究】

近代以降すなわち中華人民共和国成立(1949年)後の北京の都市計画と再開発については、王軍 による一連の論考(2003、2008、2012) 注 17) 注 18) 注 19) がある。『城記』(2003) は、文化財保護とい う観点から、民国時代から新中国成立後にかけて活躍した建築家である梁思成(梁啓超の息子)の 業績および採用されなかった彼の都市計画について書かれている。本書は複雑な歴史を往来しなが ら、旧城エリアの中心に主な政府機関などを集中させ、それが放射状に拡大していく形の都市計画 への批判である。『采訪本上的城市』(2008)は、ジャーナリスト出身の王が10年間をかけて中国や 欧米都市の調査成果をまとめている。本書では、現代中国の都市問題に着目し、道路拡幅、家屋の取 り壊しと住民の立ち退き、などの問題について深く解剖した。同時に大ニュースとなった中央行政 区移転、国家大劇院、国家スタジアム、CCTV ビル、国家博物館拡張などをめぐる争いについて詳 細な調査を行った。インタビュー対象者はポール・アンドリュー、イオ・ミン・ペイ、レム・コール ハース、ド・ムーロン、ノーマン・フォスターなどである。『拾年』(2012) は、2001 年に北京オリ ンピック招致成功後の 10 年間、北京都市景観が大きく変わってきた姿を記録している。21 世紀に 入ってから、政府は過去半世紀で失ったものに気付き、都市の救済を始めた。大規模な再開発工事 は 2004 年にスタートし、1950 年に作られた政府機関を市中心に集中させ、郊外への同心円的拡大 をはかるという計画を改めようとする。王は、大規模な再開発プロジェクトによって無数の文化財 が消えてしまうことを強く批判している。そして、2005年から実施した北京市総体マスタープラン で都市生命のメカニズムを解剖し、家屋をめぐる財産権と契約などの問題を検討している。こうし た一連の北京の都市計画の歴史的背景とその変遷が、本研究の調査対象街区における空間構成の変 容にどのような影響を与えているのかを整理し、四合院の大雑院化の変容プロセスを明らかにする。 北京市における土地利用転換による再開発の仕組みについては、朱青・小林重敬・高見沢実(2001) ^{注 20)} の研究がある。朱らは、北京市中心地区における工場移転の土地利用転換の実態と事例を通し て、土地利用転換に関する北京市の都市計画上の行政対応、事業の手法およびプロセスを考察して いる。こうした近年北京市既成市街地の再開発の仕組みは、本研究において大いに参照される。

注16) Funo Shuji: Ancient Chinese Capital Models - Measurement System in Urban Planning - , Proceedings of the Japan Academy Series B Physical and Biological Sciences, Vol.93, No.9, pp.721-745, 2017.11

注17) 王軍『城記』,三聯書店,2003.10

注18) 王軍『采訪本上的城市』,三聯書店,2008.6

注19) 王軍『拾年』,三聯書店,2012.8

注20) 朱青,小林重敬,高見沢実:北京市中心地区における土地利用転換による再開発の仕組みに関する考察,第 36 回日本都市計画学会学術研究論文集,pp.181-186,2001

北京旧城の再開発の実態については、銭威・岡崎篤行(2006) ^{注 21)} の研究がある。銭らは、北京における歴史的環境保全整備の特徴、保全体系の構成を研究し、旧城で行われていた歴史文化保護区の再開発実態および実際の効果を考察している。本研究では、銭らが挙げた各歴史的街区の特徴に合わせて小規模な整備手法が必要といった課題に対して、その可能性を考察している。

北京旧城の再開発による伝統的景観の消失については、多田麻美(2015) 注 22)がある。多田自身は、何度も胡同の取り壊しによって引っ越しを余儀なくされてきた。そこに住んでいた人たちは、わずかな保障金を与えられて強制的に立ち退かせられたり、郊外に新しく建てられたアパートに強制移住させられたりする。失われるのは家だけではなく、昔ながらの近所付き合い、地域で共有されてきた暮らしの記憶であると語っている。本研究では、こうした著者の実体験と現地住民のインタビュー調査による記録の方法を参考にし、対象地における再開発事業および住民の立ち退きの実態を詳細に記録する。

【北京の歴史的街区の保全制度についての研究】

北京における歴史的環境保全制度の変遷ならびに現在の構成については、銭威・岡崎篤行 (2008) ^{注 23)} の研究がある。銭らは、1990 年代末までの保全制度の発展経緯、それ以降の保全制度の発展動向と特徴、現在の保全制度の構成における保全対象の 4 層体系の状況および保全制度の課題を明らかにした上で、規制・計画ならびに事業に関連する行政部門・市民・専門家など各主体の役割を分析している。

2001年に北京旧城内の歴史文化保護区の保護計画が策定され、「微循環方式」注 24)によって歴史的街区の整備が進められてきている。しかしこの方法は、部分的な修復ではなく、四合院の建て替えが主である。そのため、材料やデザインも画一的で、それぞれの四合院の持っていた特性が失われるなど多くの問題を抱えている。新井理恵・久保妙子・大西國太郎 (2008) 注 25) は、第一回指定の25ヶ所の歴史文化保護区の現状と特性を分析し、保存再生についての居住者意識および行政の方針を整理し、歴史的街区の整備事例の分析を行っている。

本研究では、臨地調査を通じて、歴史的街区の保全制度の実施現状および効果について明らかに する。

注21) 銭威、岡崎篤行:北京における歴史的環境の保全体系及び歴史文化保護区の再開発に関する実態、日本建築学会北陸支部研究報告集、 No.49、2006.7

注22) 多田麻美『老北京の胡同:開発と喪失、ささやかな抵抗の記録』, 晶文社, 2015.1

注23) 銭威, 岡崎篤行:北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成,日本建築学会計画系論文集,No.627, pp.1007-1013,

注24) 微循環方式とは、四合院ごとに小規模な単位で段階的かつ長期的に整備する手法を指す。

注25) 新井理恵, 久保妙子, 大西國太郎:中国・北京旧城歴史文化保護区における現状と保存再生課題に関する調査研究,(社)日本都市計画 学会 都市計画論文集, No.43-3, 2008.10

【棚戸区の歴史的形成と改造事業についての研究】

棚戸区に関する研究は、古くはその発生が19世紀前半に遡るとされる上海に関する研究があるが、北京の棚戸区に関する研究は少ない。上海社会科学経済研究所都市経済組(1962) ^{注 26} は、上海の棚戸区の起源と形成、そして1950年代の状況について詳細な記述と分析がある。また、孟眉軍(2006) ^{注 27} は、1949年中華人民共和国が成立した後の棚戸区の変遷を語った上で、棚戸区と上海の伝統住居である石庫門里弄住宅の分布(2000)についても比較し、居住者のプロフィール、行政空間の変化、都市政策などの面から、棚戸区より里弄^{注 28} 住宅は中心市街地または中心商業区に分布している特徴があることを指摘している。

棚戸区が大きく問題となるのは改革開放以降、比較的近年で、城中村として形成されるものと大雑院化によって形成されものの大きく2つに分けられるが、城中村については、特に、珠江デルタや長江デルタ、環渤海経済圏、直轄市、省都などの経済先進地域において問題にされてきている。北京市政府が全市範囲内で大規模な危旧房改造事業(棚戸区改造事業の前身)(2003)の実施を決定するのは1990年のことで、この危旧房改造事業に関しては浜本篤史・吉冨拓人・出和曉子・真野洋介(2005) ^{注 29)} の研究がある。浜本らは、北京市崇文区の危旧房改造事業を事例として、事業対象となる居住者に対するインタビュー調査をもとに、住み替えに関する住民の生活実態、認識の仕方について記述している。そこから、経済力の有無によって、新しい居住空間を享受して戻り入居する人々と、遠方へ地区外移転せざるを得ない人々とに分極化していく現状、住民の社会生活上の影響を考慮した施策が不十分な点、事業実施過程において住民のあいだに不公正感を醸成している点を指摘し、幾つかの改善案を検討している。本研究では、棚戸区の住戸レベルまで掘り下げて考察を行い、よりフィジカルな空間構成を論じる。

【北京の住居類型についての研究】

本研究の調査対象である新太倉地区の四合院の類型については、尼躍紅(2007) ^{注 30)} の研究がある。尼は、その組み合わせと街路の関係(入口の向き)に着目する。院子(中庭)の数によって大きく類型化するのは、他の類型化と同様であるが、基本要素と付属要素に分け、敷地形状による変化形も含める。また、基本的に坐北朝南(南向き)と考えられる北京四合院であるが、坐南朝北、坐東朝西、坐西朝南のタイプも区別する。しかしながら、本研究の臨地調査では、確認すると院子の数による類型が一致しない箇所が多く見られる。

注26) 上海社会科学院経済研究所城市経済組『上海棚戸区的変遷』, 上海人民出版社, 1965.5

注27) 孟眉軍「上海市棚戸区空間変遷研究(1927年-至今)」, 華東師範大学, 修士学位請求論文, 2006.5

注28) 里弄とは、上海の細い路地を指す。

注29) 浜本篤史,吉冨拓人,出和暁子,真野洋介:中国における近代的住居への移行と住民生活の変容-北京市崇文区の危旧房改造事業を事例として-,住宅総合研究財団研究論文集,No.31,pp.195-205,2005.3

注30) 尼躍紅『北京胡同四合院類型学研究』,中国建築工業出版社,2009.8

3 調査の概要

本研究は、以下の4次にわたる継続的な臨地調査ならびに資料、文献調査をもとにしている。調査 対象は、内城の「新太倉地区」と外城の「宣西北地区」である。

○第1次調査:2014年8月25~30日

·調査対象:新太倉地区

・調査内容:予備調査(街路幅員の実測調査等)

·調査協力者:川井操、布野修司、呉宝音

○第2次調査:2015年8月11~20日

·調査対象:新太倉地区

・調査内容:①社区の調査(名称とその範囲、人口)、②居住者のインタビュー調査(35世帯)(世帯人数・家族構成・年齢・出身地・前住所・職業・収入・家賃・定住/移住希望)、③資料収集および文献調査、④フィジカルな環境の記述(施設分布調査、街路空間調査、建築形態調査(建築階数、構造形式、宅地分割、住居の実測調査(②のうちの17住戸))

·調査協力者:川井操、布野修司、西出彩

○第3次調査:2016年6月23日~7月10日

·調査対象:宣西北地区

・調査内容:①社区の調査(名称とその範囲、人口)、②居住者のインタビュー調査(立ち退きを 追られた5軒の文物保護単位(文化財)内の13世帯)(世帯人数・家族構成・年齢・出身地・前 住所・職業・収入・家賃・定住/移住希望)、③フィジカルな環境の記述(施設分布調査、街路 空間調査、建築形態調査(宅地分割、住居の実測調査(②のうちの13住戸))、④再開発事業に 関する調査(事業内容・補償制度・移転先の調査)

·調査協力者:川井操、安井大揮

○第4次調査:2016年8月29~31日

·調査対象:宣西北地区

・調査内容:①再開発事業に関する調査(事業進捗の調査、立ち退き世帯数の統計)、②資料収集 および文献調査

·調査協力者:川井操、安井大揮

なお、臨地調査のもととなるベースマップは以下2枚である。

- ① 新太倉地区は、『乾隆京城全図』(1750)である。この地図には、全ての建物が院子(中庭)を中心に、立面図を四方に倒す「起こし絵」の図法で描かれている。また、入口の門が選別でき、二重線が引かれている壁によって境界が明確に仕切られ、建物の規模や四合院の類型が判別できる。『乾隆京城全図』についての分析方法は、以下の手順である。
 - Step. 1 新太倉地区に該当するエリアの復元図をスキャナーで読み込む。
 - Step. 2 スキャンしたデータを下敷きにし、街路・住宅・その他施設をトレースする。
 - Step. 3 門、境界線、街路の関係から敷地割を特定する。
- ② 宣西北地区は、北京燕広置業有限責任公司(北京燕広開発株式会社)が主催した「宣西北・院落 営造計画」国際概念設計競技(2016)のために公開された地図である。

4 論文の構成

本論文は、序章に続く4章と結章で構成される。

序章では、研究の目的、背景を明らかにし、既往の研究を整理するとともに、本研究の位置付けを述べている。

第 I 章では、北京の都市形成・変容のプロセスについて概括している。まず、北京の都市形成過程を概括し、歴代北京城の空間構成の特質について論じている (I-1)。次に、古地図と史資料を用いて、18 世紀中期から現在まで、約 270 年間にわたる北京の変容について考察している (I-2)。さらに、北京四合院の大雑院化の変容に着目し、その形成プロセスを明らかにしている (I-3)。

第 II章では、北京の都市改造事業の変遷について整理している。まず、都市全体計画マスタープランを用いて、1949 年建国後の北京都市計画の変遷について概括している(II-1)。続いて、過密化する北京都市居住環境の形成に関わる土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷をまとめている(II-2)。さらに、北京の居住環境改善事業の変遷を明らかにしている(II-3)。

第III章では、歴史的街区の居住環境の現状について述べている。まず、北京における歴史的環境保全制度の変遷について概括している (III-1)。続いて、歴史的街区における現状と特性を明らかにしている (III-2)。さらに、調査対象である新太倉地区と宣西北地区の居住環境に着目し、臨地調査を通じて地区の空間構成とその変容を明らかにしている (III-1、III-2)。

第 \mathbb{N} 章では、歴史的街区の居住環境整備事業の現状に着目している。まず、歴史的街区における居住環境整備事業の事例について概括している($\mathbb{N}-1$)。続いて、新太倉地区と宣西北地区における居住環境整備事業の概要、実態および問題点を明らかにしている($\mathbb{N}-2$ 、 $\mathbb{N}-3$)。

結章では、各章ごとでの総括を行い、北京旧城の歴史的街区の居住環境整備事業の問題点と今後 の指針についてまとめている。

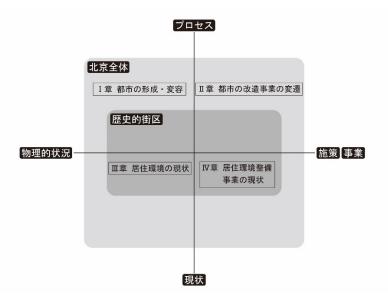


図 0-1 各章の位置付け

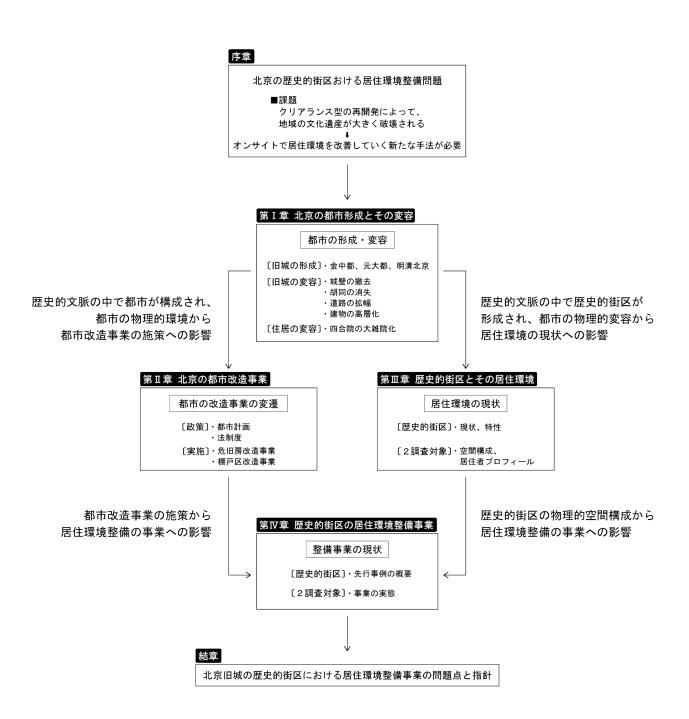


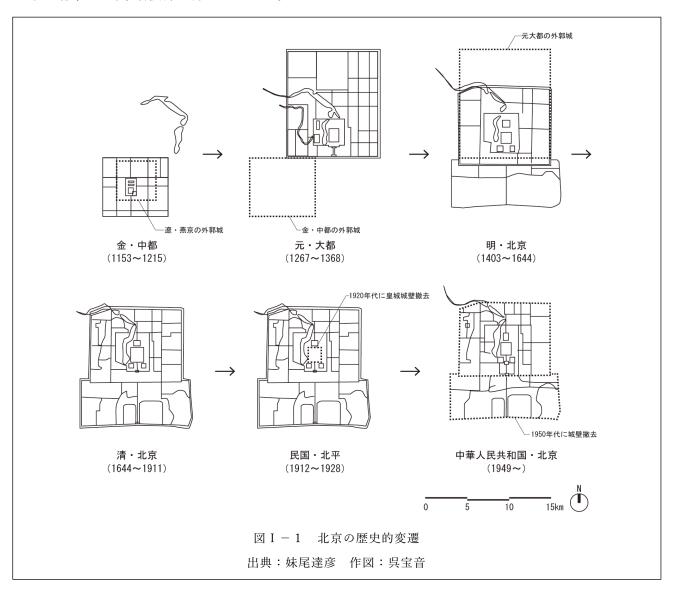
図 0-2 論文の構成

第1章 北京の都市形成とその変容

1 北京の歴史的形成

北京^{注 31)} は、華北平原の西北端に位置し、南部以外は山に囲まれていてい全市域の約 6 割を山地が占める。西は太行山脈、北は燕山山脈の一部である軍郡山に接し、東も山地に接している。最高峰は万里の長城が築かれてきた北部山脈の東霊山である。市街地はこれらの山岳に囲まれた盆地に形成されている。

遊牧世界と農耕世界の境界に位置する、中国古代文明の中心部である中原(ちゅうげん)から遠く離れた北京の歴史は北京原人の時代にまで遡る。軍事拠点から出発して、中国の首都として発展してきた北京の歴史的形成を明らかにする。



注31) 北京という名称は、「五京の制」が示すように、都城を中心として東西南北の主要都市を意味する一般名称である。しかし、以上の歴史的経緯を経て固有名詞となる。辛亥革命も中華民国は北京を首都と定めたが、南京を首都と定めた蒋介石を中心とする国民政府は、1928年6月15日に直轄省を河北省、北京を「北平」と改称した。1937年から1945年まで続いた日本軍占領期は北京の名称が用いられ(公式には1940年に改名)、日本の敗戦によって再び北平に改称された。1949年10月1日の中華人民共和国成立により新中国の首都とされた北京は再び北京と改称され現在に至っている。(布野(2015))

第 I 章 北京の都市形成とその変容 14

(1) 大都以前の北京

a. 薊城、幽州城

紀元前 11 世紀、西周の燕の薊(けい)城が北京の地に置かれた。薊城は明清北京外城の西城壁辺りであったとされる。春秋戦国時代、燕は「戦国七雄」 注 32) の 1 つであり、紀元前 221 年に秦によって滅ぼされた。秦始皇(始皇帝)が初めて中国を統一してからの中原歴代王朝は、国力が増大すると、 薊城を拠点として東北への版図拡大に努め、逆に北方遊牧民族の勢力が増大すると、ここを防衛の要とした。前漢武帝の時代から唐代まで幽州城と呼ばれていた。

b. 遼・燕京

杉山正明(2005)は、『疾駆する草原の征服者』^{注 33)} で遼寧省付近を本拠として遊牧社会を形成してきたと考えられるキタイ(契丹)の起源、成立、その後の展開について記述している。キタイが自立していく大きな契機となったのが「安史の乱」^{注 34)} で、その後、キタイは国家形成に至る。

遊牧生活を基礎としていた北方民族のキタイは、国家形成の過程で、国家の中枢となる都市を必要とするようになる。907年、太祖耶律阿保機(やりつあぼき)(在位 907~926年)が「大契丹国」(イェケ・キタイ・オルン、Yeke Khitai Orun)(907~1125年)^{注 35)}を建国し、そして、首都として、上京臨潢府(現在の内モンゴル自治区巴林左旗南波羅城)を建設した。

唐滅亡後の中国は、「五代十国」^{注 36)} と呼ばれる分裂期に入る。この混乱によって中原に進出した キタイは、後唐の軍閥石敬瑭(せきけいとう)(後の後晋の初代皇帝)と結んで、後唐の攻略、そし て後晋の建立を援助した。その見返りとして後晋は、937年、「燕雲(えんうん)十六州」^{注 37)} をキ タイに割譲した。これにより、キタイは本拠地である遼東の地と、長城の南の河北・山西の地をあわ せて統治することになった。

燕雲十六州を手に入れた以降、キタイが本格的に都城建設に向かうことになる。遊牧民と農耕民、草地と漢地をどう統合するかが遼にとって最大の課題であった。938年、キタイは支配機構として、北院が遊牧世界、南院が河北・山西一帯の農耕世界を管轄する「南北両院制度」が導入された。そして、上京臨潢府、東京遼陽府(現在の遼寧省遼陽市)、南京幽都府(後に燕京析津府と改称)(現在の北京市)の三都が置かれる。946年、キタイが後晋の首都汴京(べんけい)(現在の河南省開封市)

注32) 戦国時代に、中国を分割支配した七つの有力諸侯国を「戦国の七雄」という。韓国・魏国・趙国・斉国・燕国・楚国・秦国の七国をい う。

注33) 杉山正明『疾駆する草原の征服者』,講談社,2015.10

注34) 安禄山(あんろくざん)、史思明(ししめい)らの反乱 (755~763)。安史の乱後、唐は衰退に向かう。

注35) 耶律阿保機の死 (926年)後、第2代耶律堯骨が「大遼」の国号を立てる (947年)、第6代耶律文殊奴が「大契丹」に戻し (983年)、1066年にまた遼に戻されている。

注36) 907年の唐の滅亡、朱全忠の後梁建国から、979年の宋の中国統一までのほぼ 10世紀前半の分裂期を五代十国という。五代とは、華北におよそ 10数年ずつ交替した、後梁・後唐・後晋・後漢・後周の五王朝のこと、十国とはその他の地域に興亡した、呉越・南唐・前蜀・後蜀・呉・閩・荊南・楚・南漢・北漢などの十王朝をいう。

注37) 燕雲十六州とは、現在の中国の河北省と山西省にまたがる地域で、華北のうち、万里の長城の南側、北方民族の領域に接する地帯をい う。燕雲というのは、燕州と雲州のことで、燕州が燕京(現在の北京)周辺、雲州は大同の周辺をいう。十六州というのは、朔州・寰 州・応州・雲州・蔚州・新州・武州・儒州・嬪州・檀州・順州・幽州・薊州・涿州・瀛州・莫州を指す。

を攻略して国名を「遼」と改称した。1007年、この三都に中京大定府(現在の内モンゴル自治区赤峰市寧城県)、西京大同府(現在の山西省大同市)が加わる。遼は五道に分けられ、それぞれに中心都市が設けられた。いわゆる「五京の制」である。

今日の北京の直接の前身となる南京幽都府す なわち燕京 (えんけい) 城は、唐代の幽州城を引 き継いで現在の北京西南の広安門一帯に位置し ていたと考えられる。村田治郎(1981) 注38) は、 燕京城の規模について、一辺約 4000m 弱の方形 であり、各辺にそれぞれ2つの門、計8門が配置 されたという。李路珂らは (2009) 注 39)、燕京城 の復元図を示している(図 I-2)。皇城は城内の 西南の隅に置かれた。城内は 26 の坊注 40) に区分 されていた。各坊は土壁で囲われ、坊門から出入 りした。坊門には門楼が建てられ、唐代以来の坊 名が記されていた。城内には3つの市があり、周 辺からの農作物、燕京の手工業品、遊牧地域から の各種産物がここで集散する。また、憫忠寺(び んちゅうじ) (現在の法源寺)、駐蹕寺(ちゅうひ つじ)、旲天寺(こうてんじ)、開泰寺(かいたい じ) などの仏寺も城内にあった。

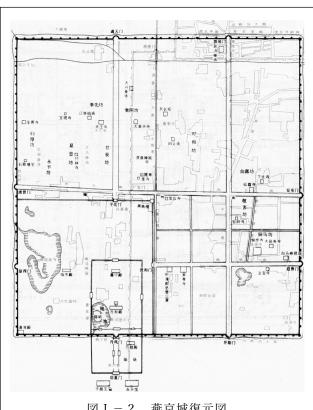


図 I - 2 燕京城復元図

出典:李路珂・王南・胡介中・李青 (2009)

燕京は陪都(ばいと)といいながら、遼の五京の中では極めて重要な都市であった。南北交通の要 衝であり、各種産物の集散地として栄えた。

c. 金・中都

12世紀初頭、女真(じょしん)族の完顔部(わんやんぶ)から出た阿骨打(あくだ)が反乱を起こし、満洲北部の松花江支流・按出虎水(アルチュフ川)流域(現在の黒龍江省)で即位して、1115年に「金」^{注 41)}を建国した。金は、宋と「海上の盟」と称される盟約を結び、遼を挟撃する。まず遼の上京臨潢府を落とし、その後、1120年に西京大同府も攻略する。遼は、拠点を西に移して、モン

注38) 村田治郎『中国の帝都』,総芸舎,1981

注39) 李路珂, 王南, 胡介中, 李青『北京古建築地図』, 清華大学出版社, 2009.5

注40) 都市行政区画の名称としては漢代までは「里」が使われて来た。里が壁で囲われ、門を閭といい、里中の道を巷と呼んだこと、その具体的形態については、上でみたとおりである。しかし、唐代以降「坊」が公式に使われ始め、明清まで用いられることになる。「坊」は「防」が訛ったもので、防壁である坊墻で囲まれた街区を指し、後漢末から五胡北朝にかけての動乱期に造られたとされる。坊制は、名称としては清代まで用いられるので、墻壁で囲われた坊制ということで、坊墻制という言葉が使われる。(布野(2015))

注41) 「金」(女真語でアルチュフ) という国号は、女真族が按出虎水から産出する砂金の交易によって栄えたことからつけられたとされる。

ゴル高原に西遼を建てることになる。

太祖阿骨打(在位 1115~1123年)が死後、弟 の呉乞買(うきまい)(太宗、在位 1123~1135 年) が後を継いで遼との戦いを続け、1125年に遼を完 全に滅ぼして内モンゴルを支配することになる。 金は、「海上の盟」に従って、宋に燕京を割譲した。 一方、宋は、遼の残存勢力と手を組んで金を牽制 するなど、金に対する背信行為を繰り返した。こ れに怒った太宗は宋に侵攻し、燕京、さらには宋 の首都開封も落とし(靖康(せいこう)の変性42))、 中国の北半を征服した。

金は、遼の五京をそのまま使い続けたのである が、第3代の熙宗(在位1135~1149年)は、按 出虎水の河畔に、首都として、上京会寧府(現在 の哈爾浜市阿城区)を建設した。遼の上京臨潢府 は「北京」と改称される。

金は、会寧に拠点を置いたまま、中原の農耕地 帯まで支配することは極めて難しい。1151年、ク ーデターで政権を掌握した海陵王完顔亮(在位 1150~1161年)は、南北交通の要衝の地であり、 既に都市のインフラストラクチャーも整備され てきた燕京への遷都を決定した。2年後に遷都が 行われた。遼の陪都燕京は、こうして金の首都と なり、名も「中都」と改称される。北京が中国全 土を支配する統一王朝の首都となるのは、元の大 都であったが、この地が初めての首都となるのは 金の中都であった。

李路珂ら(2009) 注 43) は、金中都城図を明らか

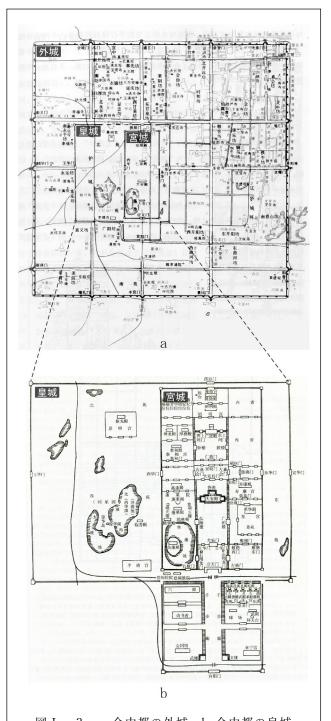


図 I - 3 a 金中都の外城 b 金中都の皇城 出典:李路珂・王南・胡介中・李青 (2009)

にしている。中都の外城は燕京城をもとにして、西、南、北3辺を拡張して造り上げられた。外城の 形状は、東西最長 4900m、南北最長 4500mの東西に少しだけ長い方形である。各辺にそれぞれ 3 つ の門、計 12 門が配置された(図I-3a)。皇城は外城内のやや西側に位置し、4 門が設けられてい

注42) 1127年、金の軍勢が開封を占領、宋(北宋)が滅亡した動乱。

注43) 李路珂, 王南, 胡介中, 李青『北京古建築地図』, 清華大学出版社, 2009.5

た(図I-3b)。宮城は皇城内のやや東に位置するが、中軸線を意識した配置であった。

金は中都の建設を終えると、郊外に幾つかの離宮を建てた。1179年、第5代の世宗(在位 1168~1189年)は現在の北海公園に太寧宮(後に万寧宮と改称)、南郊外に建春宮と呼ばれる離宮を建てた。当時、山東、河南、河北など華北各地の物資は北京の西約 30km の通州まで運ばれてくる。通州一燕京間には運河が掘られていたが水深が足らず、通州からは陸運に依っていた。1192年、陸運の強化のために盧溝橋が建設された。

(2) 元・大都

布野修司(2015) 注 44) は、ユーラシアの草原を移動する遊牧民たちは本来都市をもたず、オアシス都市あるいは農耕世界を基盤とする都市との一定の関係を保つことで、自ら都市を建設することは必ずしも必要はなかったという。中原の地に都市を建設してきた民族の出自をたどれば全て遊牧民である。彼らは、農耕社会と接し、定住化する過程で都市建設者となった。これまで見てきたように、中国都城は、遊牧世界と農耕世界の境界域に建てられ、2つの世界の関係を制御する空間措置として成り立ってきた。ユーラシア大陸東部において、遊牧世界と農耕世界の境界に成立したのが「中国」である。

杉山正明(1996) 注45)によれば、モンゴル帝国の誕生は以下のようである。

13世紀初頭、モンゴル高原における諸部族は、テムジン(鉄木真)によって統一された。テムジンは、チンギス・カン(在位 1206~1227 年)を名乗り、1206 年に「大モンゴル・ウルス」を建国した。本拠地ケルレン河上流の草原に全軍が終結して南下し、1211 年に金の軍馬牧場であったシリンゴル草原(現在の内モンゴル自治区)を押さえる。1213 年には再度南下し、華北、遼東の全域を侵攻する。1214 年、金はチンギス・カン軍を避けるため開封(現在の河南省開封市)に遷都した。1215 年 5 月、チンギス・カン軍が中都を占領して、完全支配することになる。チンギス・カンは、中都の名を「燕京」に戻す。

1234 年、第 2 代のオゴデイ(太宗、在位 1229~41 年)が金を完全に滅ぼした。金の滅亡とともに、モンゴル帝国は新都カラ・コルムの建設を決定した。カラ・コルムはモンゴルが初めて建設した首都であり、モンゴル高原中央部のモンゴル国首都ウランバートルから西へ約 310km、アルハンガイ・アイマクのハルホリン・ソム、オルゴン河畔に位置する。この地はモンゴル高原の真ん中にあり、歴代遊牧国家の根拠地や本営地となってきた土地である。

オゴデイが死(1241 年)後、その息子グユク(在位 1246~48 年)の即位をめぐって帝国は 10 年ほど動揺する。1251 年、その動揺を抑えたモンケが第 4 代カン (在位 1251~1259 年) に即位する。モンケの実弟クビライが大元ウルスという世界帝国を築き、その首都大都を建設することになる。

第 I 章 北京の都市形成とその変容 18

注44) 布野修司『大元都市:中国都城の理念と空間構造』,京都大学学術出版会,2015.3

注45) 杉山正明『モンゴル帝国の興亡』, 講談社, 1996.5

a. 大都の建設

杉山正明(2004)^{注 46)} は、1951 年以降のクビライの動きを明らかにしている。1259 年、南宋攻略を急いだモンケが親征半ばで死去すると、モンケの実弟クビライはクーデターを敢行し、帝位を奪取した。クビライは即位後(1260 年)、1264 年、モンゴル草原の本拠地で華北統治の拠点として建設した開平府(現在の内モンゴル自治区シリンゴル盟正藍旗)を上都と改名して夏の都とし、燕京と命名した金中都を冬の都とする両都制を宣言した。1271 年、国号を「大元」と称して、翌年に首都として燕京を「大都」と命名し、大都の建設に着手する。その同時、南宋を攻略し、最終的に1276 年に至って首都臨安(りんあん)(現在の浙江省杭州市)を落とした。大都建設は、1283 年には外郭城がほぼ完成し、主要官庁の移転が開始される。1288 年、旧中都の城壁、濠を破却して、大都が完成する。

建設過程

布野修司(2015)は、大都の建設過程について以下のように整理している。

- ① 至元元 (1264) 年、大都建設に先立って、クビライは宮殿の修築にあたる営繕組織として「修内司」と「祇応司」を設け、金の離宮の万寧宮の一部であった瓊華島(けいかとう)に残っていた広寒殿の修築を命じた。すなわち、瓊華島を起点とした大都建設の準備を行ったと考えられる。
- ② 至元3年、新都および諸宮殿の建設が決定され、盧溝河を利用した運河の開削が行われる。
- ③ 至元4年、新都建設着工、外郭城の建設開始(至元12年完成)、皇城、宮城、諸宮殿の建設工事を総括する「提点宮城所」が設置される。
- ④ 至元8年、宮城起工。国号を「大元」と称す。
- ⑤ 至元9年、宮城城壁竣工、東華門、西華門および左右掖門が造営される。新都を「大都」と命 名する。
- ⑥ 至元 10年、正殿、寝殿、香閣、周廡両翼室が建設される。
- ⑦ 至元 11 年、正月、クビライ大明殿で皇太子・諸王・百官の朝賀を受ける。東宮(隆福宮)が 建設される。
- ⑧ 至元 20年、外郭城が完成、主要官庁の移転が開始される。
- ⑨ 至元 21 年、大都を管理する「留守司」と大都路を管理する「大都路総管府」の役所が完成する。
- ⑩ 至元22年、旧中都住民の大都への移住規定が発布される。
- ① 至元25年、旧中都の城壁、濠を破却して、大都が完成する。

注46) 杉山正明『モンゴル帝国と大元ウルス』,京都大学学術出版会,2004.3

b. 大都の空間構成

大都の形状は、東西 6635m、南北 7400mの長方形である。城壁は、外郭城、皇城、宮城の 3 層からなる。外郭城の北面は 2 つの城門、東西面と南面はそれぞれ 3 つの城門、計 11 門が配置された。中心に宮城が置かれるのではなく、「中心台」が置かれる点は、大都の大きな特徴である。城内は 50 坊に分けられていた。

大都の形態、空間構造については、闞鐸(1930)^{注 47} 以降、村田治郎(1981)、陳高華(1988)^{注 48}、Nancy S. Steinhardt(1990)^{注 49}、杉山正明(2004)などによって論じられてきている。また、宮殿の配置については福田美穂(2009)^{注 50)}が復元案を示している。元大都の諸施設の配置については、元末の陶宗儀(とうそうぎ)『輟耕録(てっこうろく)』巻 21「宮闕制度」における記述が最も詳細とされる。

外郭城

大都の建設は、宮城、皇城、外郭城全で同時に開始される。ただ、外郭城の建設には竣工までに 17年 (1267~1283年)の年月を要していた。城壁は、基本的に版築によって築かれた。『元史』巻 58「地理史」は「周囲六十里十一門」という。東西面と南面にそれぞれ 3 門、北面に 2 門で、それぞれ 名称^{注 51)}が記されている。

周囲 60 里については、1 里 = 360 歩の歩里法に従った記述と考えられる。実測によると約 28.6km である(陳高華(1988))。 1 歩 = 1.58m で計算すると 58.0 里である。

計 11 門については、『周礼』「考工記」「匠人営国」条の「旁三門」と関連して議論がなされるが、哪吒太子(なたたいし)伝説に付会し、三頭六臂両足を象ったものであるという説がある。哪吒太子は、仏教でいう北方を守護する毘沙門天王(びしゃもんてんのう)の子(三男)とされる。道教に少年神として習合され、凶暴な戦いの神となる。

外郭城に注目すべきなのは、都城の中心に「中心台」(鼓楼一鐘楼)があらかじめ設定されていたことである。外郭城の4隅には巨大な角楼が建てられ、城壁外には濠(護城河)が開削された。濠を掘った土は城壁に使われた他、人工の丘、景山が南北中軸線に造られた。

皇城・宮城

大都の皇城は、外郭城の南、やや西に位置し、東西が南北より長い長方形の城壁で囲われている。 皇城内の諸施設について、福田美穂(2009)によって明らかにされている。宮城と御苑が外郭城の

注47) 闞鐸「元大都宮苑圖考」『中国営造学社彙刊』第1巻第2期, 1930

注48) 陳高華, 史衛民『元上都』, 吉林省教育出版社, 1988

注49) Nancy S. Steinhardt: "Chinese Imperial City Planning", university of Hawaii Press, 1990

注50) 福田美穂「元代建築の史的研究:宮殿配置を中心に」,京都大学,博士学位請求論文,2009.5

注51) 東面は、北から光熙門、崇仁門、斉化門。南面は、東から文明門、麗正門、順承門。西面は、南から平則門、和義門、粛清門。北面は 健徳門、安貞門である。

中軸線上に配置され、西に太液池と瓊華島、さらにその西に東宮と興聖宮が位置する。

宮城は、大都の中軸線上に配置され、南面に3門、東西北にそれぞれ1門の城壁で囲われた中に、 大明殿、延春閣、そして御苑が一直線に並ぶ。外郭城の南正門である麗正門と皇城正門の霊星門の 間には広大な皇城前広場があり、その左右両側に千歩廊と呼ばれる長さ700歩の大路が敷設された。

廟・社・衙署・市

候仁之(1988、1997)^{注 52)}は、大都内の諸施設の分布について明らかにしている。クビライが最初に太廟(たいびょう)を建設したのは 1263 年であり、その場所は旧中都であった。大都が建設されると、1277 年に新たに太廟が建設され、1280年に完成された。その場所は皇城の東、斉下門の北である。社稷壇(しゃしょくだん)が建設されたのは 1293 年であり、その場所は、皇城東、和義門のやや南である。太廟と社稷壇は『周礼』「考工記」「匠人営国」条の「左祖右社」の配置は守られているが、その位置は隋唐長安において形式化される宮城の前部の左右ではなく、宮城の左右に宮城から離れた城壁・城門近くである。

衙署(がしょ)として重要なのは中書省(ちゅうしょしょう)、枢密院(すうみついん)、御史台(ぎょしだい)である。いずれも皇城外東南部にあった。行政の中心である中書省は麗正門内、千

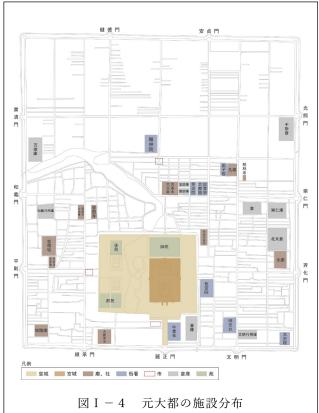


図 I - 4 元大都の施設分布 出典:候仁之(1988) 作図:呉宝音

歩廊の東に置かれた。軍事軍政の中心である枢密院は、皇城東に置かれ、官僚を監察した御史台は、 皇城東、文明門付近に置かれた。孔子廟、国子監は皇城北東部、都城中心よりやや北に位置した。

市は2ヶ所あり、1つは皇城東の北、鐘楼・鼓楼の周辺、もう1つは皇城の西、順承門内の羊角市である。鐘楼の西、海子に接した斜巷は繁華街として知られ、羊角市には、羊市、馬市、牛市、駱駝市などの家畜市があった(図I-4)。

注52) 候仁之『北京歴史図集』,北京出版社,1988 (一集),1997 (二集)

坊

大都の城内は、50 の坊に分かれ、坊には門があり、門には坊名が掲げられていた。候仁之(1988、1997)は、46 の坊のおよその位置を明らかにしている(図 I-5)。50 の坊名は、11 の城門と同様、『周易』から採られた。

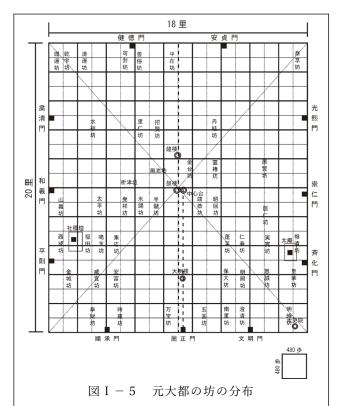
水路・井戸

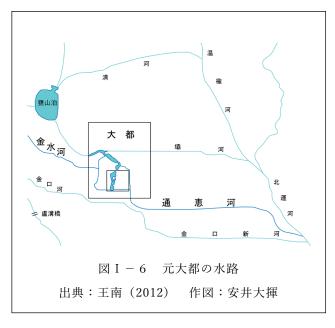
大都城内には、通恵河(つうけいが)と金水河(きんすいが)という2つの水路系統がある(図 I-6)。前者は漕運に用いられ、後者は皇城内専用に用いられた。一般の大都住民が生活用水に利用したのは、井戸の湧水であった。

c. 大都のモデル

元末『析津志』 注 53) によると、元大都の街路、南北の「経」東西の「緯」からなり、大街の幅は24 歩、小街は12 歩である。そして、それ以外に384 の「火巷 huo-xiang」と29 の「衢通 hu-tong」がある。「火巷」も「衢通」も、小街より小さな細街路、路地を意味する。

「火巷」はもともと「火災から隔離して延焼を防ぐための隔壁を設けた通路」を意味した注 54)。 衢通はモンゴル語で hu-tong である。今日では一般的胡同(ふうとん)が使われる。胡同は井戸を意味するという説がある(張常清(1990)注 55)、陳高華(1988))。中国南部では胡同よりも巷(xiang)が一般的に用いられる。胡同の幅については、後代の実測結果などから、一般的には小街の半分6歩(ぶ)(約 9.24m)とされる(孫大章編(1984)、翁立(1996))。





出典:候仁之(1988、1997) 作図:布野修司

注53) 熊夢祥『析津志輯佚』北京図書館善本組編,北京古籍出版社,1983

注54) 愛知大学編『中日大辞典』, 大修館書店, 1987

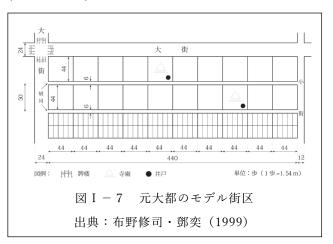
注55) 張清常『胡同及其它』,北京語言学院出版社,1990

第 I 章 北京の都市形成とその変容 22

元の土地制度においては、財産の多い者、あるいは現に官吏として各種官庁に勤務している者を優先し、一戸主当たり8畝(む)の地を与える、とされていた。8畝以上の土地を占拠することは認められなかった(『元史』巻13「本記13・世祖10」)。

畝は、古くは 100 歩(平方歩)であるが、前漢の武帝時代以降 240 歩とされてきた $^{\pm 56}$ 。この場合の歩は面積の歩で、1 平方歩である。1 畝 = 240 (平方) 歩 = 240×1.58 (1.54) $\times 1.58$ (1.54) = 599.14 (569.18) ㎡であるから 8 畝は 4,793.09 (4,553.47) ㎡となる。

そして、8畝はあくまで上限である。一般に班給されたのは、その 10 分の 1 、8分の土地とされる。1 畝は 10 分だから、8畝は 10 戸分の平民用の宅地となる。南北に背割りし、2 分すると考えると、胡同の南北両側の宅地は、各 50 軒、計100 軒あるのがモデルとなる。布野修司と鄧奕(1999、 $2000) <math>^{12}$ 57 は、これを仮説として初めて図化したのである(図 I-7)。



(3) 明・北京

14世紀中頃、強力な元にも衰えが見られ、紅巾軍と呼ばれた農民主体の反乱軍が各地に蜂起した。 紅巾軍と元の戦いは、十数年の長きにわたったが、紅巾軍の軍団を併合して江南(こうなん) 注 58) を統一した洪武帝朱元璋(しゅげんしょう)(在位 1368~98 年)が、元を北方に駆逐して明を建立 し、1368 年に首都を南京に定めて都城整備を行った。

洪武帝は、王朝の永続のために息子らを各地方に諸王として冊封する諸王封建の制を『皇民祖訓』(『祖訓録』)として定めた。1380年、第4子の朱棣(しゅてい)(後の永楽帝)は燕王に封じられ、北平に改称された北京に赴いた。洪武帝が死後、第2代皇帝となった建文帝(在位1398~1402年)は、靖難(せいなん)の変^{注 59)}により朱棣に政権を奪取された。朱棣は、第3代皇帝に即位すると北平府を北京に昇格、政治的・軍事的中心としての北京一経済中心としての南京の両京体制を施行し、1421年に最終的には北京遷都を敢行する。

元大都から明北京への大きな変化は、北の城壁が南に5里移動されたこと、南の城壁もまた南に2 里ずらされたこと、さらにその南に外城が建設されたことである。なお、元大都の時代には、城壁は 土を挟んで突き固めるという版築の土城であったが、明には全て煉瓦で修築された。

注56) 宮崎市定「頃畝と里と丈尺」(「東方学」第28輯,『宮崎市定全集6』所収),1964.7

注57) 鄧奕, 布野修司:北京内城朝陽門地区の街区構成とその変化に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No.526, pp175-183, 1999.12 鄧奕, 布野修司, 重村力:乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No.536, pp163-170, 2000.10

注58) 長江下流域の南岸地域を指す。

注59) 1399~1402年の明の洪武帝死後の帝位継承の争い。南京の第2代建文帝に対し、北平の叔父燕王朱棣が「君側の奸を除き、帝室の難を 靖んずる」ことを口実に挙兵し、最終的に燕王が勝利し、1402年に永楽帝として即位した。

a. 北京遷都

永楽帝による北京遷都、その死後の洪熙帝(在位 1424~1425 年)による南京還都の試み、そして 宣徳帝(1425~1435 年)による北京定都へ至る経緯は、新宮学(2004)が詳細に明らかにしている。 永楽帝の北京遷都計画は諸段階を経て実施されるが、紫禁城(しきんじょう)完成直後の3殿焼失 以降、南京還都が決定されるなど、北京の整備が完工されるのは1447 年のことである。

新宮学(2004) 注60)によれば、北京遷都の過程は以下のようになる。

- ① 永楽4 (1406) 年 2 月、北京営建工事着工決定、宮殿建築のための資材調達、全国各地から各種工匠の徴集が開始される。
- ② 同年7月、北京建設工事開始、宮殿建築のための資材調達、各種工匠の徴集が開始される。
- ③ 永楽5年5月、通恵河の改修工事が開始される。
- ④ 永楽7年5月、天寿山造営開始。永楽11月正月、山陵完成、長陵と命名する。
- ⑤ 永楽9年、会通河の開削など、大運河の整備が行われる。
- ⑥ 永楽 12 年頃、皇城城壁の建設、修築工事は終える。
- ⑦ 永楽 14年8月、朝政の場としての西宮の建設が開始され、翌年4月に竣工する。
- ⑧ 永楽 14 年 11 月、本格的な宮殿建設が裁可された。永楽 15 年 2 月、泰寧公陳珪が掌繕工事長官に命じられる。同年 6 月、紫禁城建設が開始される。永楽 18 年末までに、太廟、社稷壇、天壇、地壇など皇帝祭祀に関する諸施設および宮城内の諸宮殿が建設された。
- ⑨ 永楽 17 年 11 月、北京城南城城壁建設。北京城の城壁は、元大都の城壁を継承するものであったが、北壁については、洪武元 (1368) 年に、大将軍徐達が大都の北壁の南五里に新たに城壁を建設していた。モンゴルに対する防御を強化するために 2 重に防衛線を設けた形である。そして、版築の城壁を煉瓦で修築する工事は継続的に行われてきた。南城壁の移動とともに、皇城の城壁から 20 丈ほどの火除地が設けられた。
- ⑩ 永楽 18 年末、紫禁城は完成し、翌年元旦、朝賀の儀式が行われる(北京遷都)。しかし、4 月、奉天殿(ほうてんでん)、華蓋殿(かがいでん)、謹身殿(きんしんでん)の3殿および2宮が落雷による火災で焼失する
- ① 3 殿焼失の衝撃は大きく、永楽帝の死(1424年)後、帝位についた洪熙帝によって、南京還都が決定され、南京皇城の修理工事が着工される。しかし、洪熙帝の急逝(1425年)によって還都計画は頓挫する。
- ⑫ 宣徳元 (1425) 年、宣徳帝は、帝位に就くと、北京営造を再開する。
- ③ 宣徳3年、焼失した3殿の再建のための木材調達が開始される。南城壁、文明門周辺の整備が行われる。

注60) 新宮学『北京遷都の研究-近世中国の首都移転』,汲古書院,2004.1

第 I 章 北京の都市形成とその変容 24

- ⑭ 宣徳5年、皇城南、大明門東側に礼部衙門が建設される。
- ⑤ 宣徳7年、皇城を東へ拡張する工事が行われる。
- ⑥ 正統元(1436)年、北京城城壁全体の大規模な改修工事開始、正統4年に工事が完成する。し かし、翌年、完成直後に北京城は大水害に見舞われ、その修復が完成するには正統 12 年 4 月 である。
- ① 正統元年末から翌年春にかけて、3殿2宮の他、中央諸官庁の建設計画が立案される。3殿焼 失以降、歴代皇帝が起居したのは永楽帝の建設した西宮であった。3殿2宮が完成したのは正 統6年9月である。翌月正統帝は完成した乾清宮に居を移している。同年 11 月、北京が正式 に「京師(けいし)」となる。
- ⑱ 正統6年末以降、中央諸官庁が相次いで建設される。正統7年3月に天文観測のための観星台 (観象台)、正統8年12月に国子監と孔子廟が建設される。北京城の整備がほぼ完工するのは、 城隍廟(じょうこうびょう)が修復された正統12年9月頃とされる。

北京遷都は、永楽元(1403)年の両京体制の開始から数えると半世紀近くの時間を経て実現され るのである。そして、それから 1553 年、南城壁外、正陽門、崇文門、宣武門の南に形成された住宅 街、商店街を囲うために外城が建設される。この外城建設についても新宮学(2014)^{注 61)} が明らか にしている(「北京外城の出現ー明嘉靖「重城」建設始末」)。

- ⑩ 外城建設についての最初の提言は北京城の整備が完工する以前に、欽天監春官正の王巽(おう そん)によって提言される(1443年)。盗賊の多発に対する治安維持が目的であった。その後 もモンゴルの襲来に備えるために、定西候蒋琬(しょうえん)によって(1476年)、また吏科 給仕呉世忠によって(1503年)外城建設が提案されるが、工事費用が嵩むことから実施されな 61
- ⑩ 嘉靖 29(1550)年、タタール軍が長城を超えて北京に迫る事態となって、ようやく外城建設 が行われることになる。提案したのは吏部左侍郎王邦端(おうほうたん)である。ただ、工事 は開始されたものの工事費などの問題で中断され、再開されるのは2年後の嘉靖32年のこと である。最終的な提案者となったのは兵部尚書聶豹(じょうひょう)によるもので、内城全体 を取り囲むのが計画であったが、工期と費用の点で4面全ての工事は断念され、実際に完成し たのは南面外城のみであった。外城の建設によって北京城の平面は、特有の凸字形の輪郭にな った。

注61) 新宮学『近世東アジア比較都城史の諸相』, 白帝社, 2014.2

b. 明北京の設計計画

明北京は、南京の宮城、皇城、内城、外城という4重の入れ子の空間構成を模し、元大都を改築することによって造られた。

宮城・皇城・内城については、度重なる火災、水害に見舞われるが、陳珪(ちんけい)の計画立案によって、1417年に建設工事が始まり、1420年末までに完成した。宮城・皇城すなわち紫禁城は、南京の構造を真似して、すなわち、「左祖右社」「三朝五門」「前朝後寝」といった『周礼』の都城モデルを理念として造られた。

内城については、まず、北城壁は、1368年にモンゴルに対する防御を強化するために大都の北城壁の南5里に新たに城壁を建設した。また、南城壁は、1419年に南へ2里伸ばした。北城壁、南城壁の南への移動、そして宮城の北への移動によって、紫禁城は内城のほぼ中心に位置することになる。大都北部の用地を放棄したため、すなわち「旁三門」の構造も崩れた。東西面と北面はただ2つの城門、南面は3つの城門、計9門が配置された。

外城の建設は 1564 年に完成した。外城の南面には 3 つの門があり、東西面はそれぞれ 1 つの城門が設けられた。その後、明清を通じて、その大きな骨格は変わっていない。

明北京の設計計画において、何よりはっきりと示されているのは、北京城を貫く南北中軸線である。1420年、この中軸線の両側に天壇祈年殿(てんだんきねんでん)、先農壇(せんのんだん)が建設され、さらに、1530年、宮城のほぼ東西に日壇(にちだん)と月壇(げつだん)、北に地壇(ちだん)が建設され、紫禁城が中心であることが明確に意識されている。

(4) 清・北京

1588年、清の太祖ヌルハチ(努爾哈赤)が明の建州三衛の女真各部族(建州五部)を統合して満洲国を樹立した。ヌルハチが満洲国樹立とともに居城としたのはフェアラ(佛阿拉)である。その後さらに満州族の統合を進め、1603年に居城をヘトアラ(赫図阿拉)城(興京老城)に移して、1616年、後金を建立する。そして、1619年、サルフ(薩爾滸)の戦いで明軍を破ると遼東に進出し、1621年、遼陽に遷都する。しかし、明の反攻を受けると1625年、瀋陽に遷都し、盛京と改称する。

ヌルハチが死去(1626 年)すると、後を継いでカンの位に就いた太宗ホンタイジ(皇太極)は、 1636 年、盛京を拠点に 10 年を経て「大清国」を設立する。

1643年、ホンタイジが突然死去し、6歳のフリン(福臨)が順治帝(在位 1643~1661年)に即位する。同年、和碩睿親王ドルゴン(多爾袞)の率いる清の精鋭軍が北京に入城し、明は滅亡する。清は明北京をそのまま都城とする。以降、盛京は清の陪都となる。

清は、明の北京城をそのまま都城として利用したのである。宮城・皇城すなわち紫禁城については、 多くの宮殿や門の名前を付け替えたが、建物についてはそのまま引き継いで利用した。また、内城・ 外城の街路体系や街区割りなどもそのまま継承している(図 I - 8)。 清の皇帝たちが力を注いだのは、主として広大 な庭園を持った離宮群の営造である。中でも名高 い円明園(えんめいえん)、頤和園(いわえん)に は宮殿が数多く建設され、皇帝たちは毎年滞在 し、紫禁城と並ぶもう一つの政権機構となった。

清の強大な軍事力は、八旗(はっき)制と呼ばれる軍団編成を中核としていた(図 I - 9)。八旗とは、正黄旗、鑲黄旗、正白旗、鑲白旗、正紅旗、鑲紅旗、正藍旗、鑲藍旗と名乗るそれぞれの旗印を持った軍団である。正はふちどりのない旗、鑲はふちどりのあるものを意味する。清は満族の皆兵制国家のため、全ての満族が八旗に組織されていた。

順治帝は、1648年、満族を内城に、漢族を外城 に居住させる「満漢分城居住」政策を実施した。 内城は八旗のそれぞれに居住区が割り当てられ、

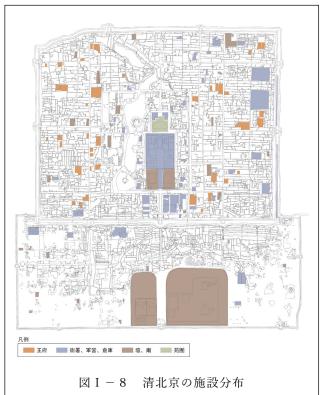
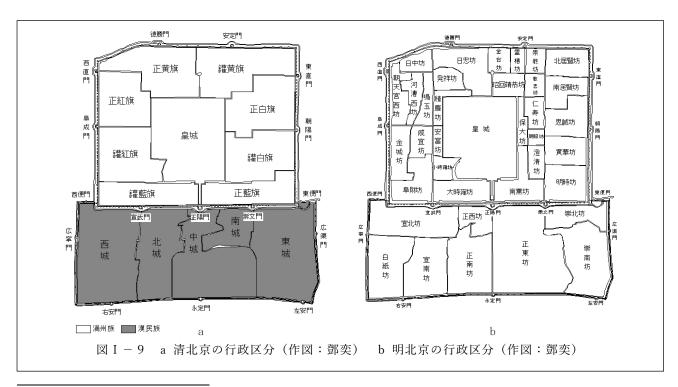


図 I - 8 清北京の施設分布 出典:王南(2012) 作図:呉宝音

漢族は高級官僚に採用された例外などを除いて、外城のみに居住された。周遼廉(1982)^{注 62)}によれば、康熙帝(在位 1661~1722 年)は、八旗をさらに満、蒙古、漢の三軍に分け、満軍八旗、蒙古八旗、漢軍八旗の 24 旗を編成したという。



注62) 周遼廉「関于八旗制度的幾個問題」(中国社会科学院歷史研究所・清史研究室編)『清史論叢』第3輯,中華書局,1982

2 北京の変容

(1) 『乾隆京城全図』(1750) の北京

順治帝は北京に入城し、明北京を引き継いでそのまま都城とする経緯については前節で述べていた。順治帝以降、康熙帝、雍正帝によって清の基礎を固め、清の最盛期を創出したのが第 6 代の乾隆帝 (けんりゅうてい) (在位 1735~95 年) である。

自ら「十全老人」と称した乾隆帝は、古今の書物を集成した『四庫全書』、五族の対象辞典『五体清文鑑』の編纂など文人としてでも知られる。乾隆帝の知の世界の中核に確実に関わっていたのがイエズス会の宣教師たちである。

イエズス会の宣教師、マテオ・リッチが明の万歴帝から北京への入京を許されて以降、中国の歴代皇帝はイエズス会の宣教師たちを重用してきた。乾隆帝も多くのイエズス会士を重用したが、とりわけ信任が厚かったのがイエズス会の G.カスティリヨーネ(Giuseppe Castiglione、 $1688\sim1766$)、中国名郎世寧(Lang Shining) $^{\pm 63}$ である。宮廷画家として数多くの作品を残しているが、その中で最も有名なのは『乾隆京城全図(けいりゅうけいじょうぜんず)』(1750)である(図 I-10)。

『乾隆京城全図』は乾隆帝の命によって、1750年頃作製された。『北京歴史記年』などによると、

- ①八旗によって分割統治されていた北京城の中央集権的管理、②王府、官舎などの建設用地の確保、
- ③土地家屋に関わる税の徴収、④北京に関する文献資料の統合的整理を目的としていたとされる。

民国 24 (1935) 年に故宮内の内務府造辦処輿図房で発見され、現在、中国国家第一資料館に保存されている。縮尺は 600 分の 1 である。作成は、内務府大臣の海望が総指揮をとり、G.カスティリョーネの技術指導のもと、宮廷画士沈源らが携わり、完成までに 5 年を要した。

『乾隆京城全図』には、全ての建物が院子(中庭)を中心に、立面図を四方に倒す「起こし絵」の図法で描かれている。また、入口や門が識別でき、二重線が引かれている壁によって境界が明確に仕切られ、建物の規模や四合院の類型が判別できる。宮殿、重要な衙署、王府などは太線で描かれ、他の建物と区別されている。

布野修司(2015)は、以下の手順で『乾隆京城全図』について分析を行った。

- ① まず、復刻図 17 冊をスキャナーで読込み、全体を一枚の地図に繋げる作業を行った注 64)。
- ② それを下敷きにして、街路、川、城壁などをトレースした。
- ③ 続いて、図上に文字が記された施設、宮殿、衙署、府第、寺廟などの敷地を特定した。
- ④ 次に、『乾隆京城全図』と徐苹芳が復元した『清乾隆北京城図』を比較し、誤差を修正した。『乾隆京城全図』は驚くべき精度で描かれており、わずかの縮尺の調整で重ね合わせが可能で

注63) ミラノ生まれ、イエズス会士となり(1709年)、清朝へ渡る(1715年)。清朝の宮廷画家として、康熙帝、雍正帝、乾隆帝に仕える。

注64) 布野の用いた興亜院華北連絡部政務局調査所版は、国立情報学研究所のデジタル・シルクロード・プロジェクトの一環として、『東洋文 庫所蔵』貴重書デジタルアーカイブとして一般に公開されている。

あった。

⑤ 名称が記載されている大街、小街、胡同について、張爵『京師五城坊巷胡同集』、中国社会科学院考古研究所編(1986)『明清北京城図』などをもとに、明代(1573~1644)に既に存在したものを明らかにし、明代の街路を復元した。同時に清代に新たに形成された街路体系を復元し、街路体系の変化を明らかにした。

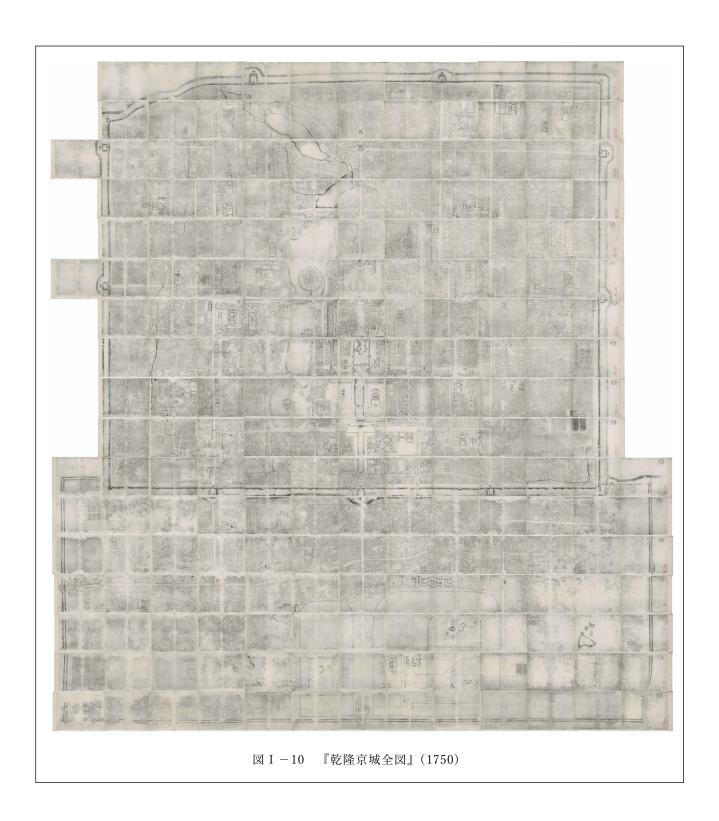
そして、以下のようなことを明らかにした。

- ① まず、街区割と宅地分割について。『北京市街巷図』(1996)を比較すると、大街、小街については大きな変化がない。すなわち、大街、小街で囲まれたブロックに大きな変化はない。
- ② ブロックの中には、東西胡同(大街)と南北大街あるいは小街によって挟まれた街区が見られるが、まず、胡同間が約50歩のものを区別できる。さらに、胡同間が100歩程度のもの、150歩程度のもの、200歩程度のものを順に区別できる。
- ③ 大型の四合院である王府、寺廟、衙署見ると、南北、東西を、50 歩程度を単位とするものが少なくない。王府、寺廟、衙署も44 歩×44 歩=8 畝を単位としていた。
- ④ 東西長さが 440 歩程度の基本街区 17 について宅地分割のパターンを見ると、全ての街区が大きく 10 に分割されていることが分かる。すなわち、街区を 10 に等分割する南北線上に宅地境界線が位置している。44 歩×44 歩=8 畝の宅地が1つの単位とされていたことが裏づけられる。また、その基準宅地 10 が基本街区をなすことも裏づけられる。
- ⑤ 17 の基本街区をそれぞれ 10 の基準宅地に分割し、基準宅地のさらなる分割パターンを見ると、まず、胡同のない、大街、小街に接しない拓と場合、1 (無分割)~10 分割までのパターンが見られる。その分割パターンは、極めて単純な分割プロセスとして理解できる。指摘できるのは、縦(南北)分割が横(東西)分割より優先されることである。従って、当初から、南北背割りで基準宅地を 10 に分割するモデルは必ずしも採用されなかったと考えられる。
- ⑥ 胡同のある基準宅地の場合、分割数は多くなる。さらなる再分割のために胡同が必要とされた ことが推測できる。

続いて、居住単位については、以下のようなことを明らかにした。

- ① 清朝の北京内城は八旗制によって編成されており、最小居住単位は「牛禄(にる)」と呼ばれた。「牛禄」は、もともと戦闘集団で、騎馬兵 10 人と農耕雑役に従事する壮丁合わせて 300 人からなる。「牛禄」の上位単位は「甲喇(じゃらん)」、さらに「甲喇」の上位単位が「固山」で、5 牛禄が 1 「甲喇」で、5 「甲喇」が 1 「固山(くざん)」というのが理念であった。
- ② 各旗は、満州、蒙古、漢軍の3つの固山からなるが、岡田玉山『唐土名勝図會』によると、八旗全て、12 甲喇からなり(全96 甲喇)、満州(5 甲喇:頭参領、2 参領、三参領、四参領、五

- 参領)、蒙古〈2甲喇:頭参領、2参領〉、漢軍〈5甲喇:頭参領、2参領、三参領、四参領、 五参領〉からなっていた。
- ③ 44 歩×44 歩 (8 畝)の正方形の敷地(基準宅地)が10戸で一街区(基本街区)を形成し、8 畝は10戸分の平民用の宅地となる。南北に背割りし、2分すると、胡同の南北両側の宅地は、各50軒、計100軒あるのがモデルである。すなわち、平民のみを考えると基本街区には100 旗兵が住み、基本街区3本で1牛禄(300旗兵)が形成されることになる。
- ④ 基本的には牛禄毎に柵欄が設けられていたと考える。しかし、清朝当初には2牛禄に1対の柵欄というのが実態であった。また、『乾隆京城全図』の時代には4牛禄に1対の柵欄が設けられていた。
- ⑤ 『乾隆京城全図』の上には公共の井戸は588確認でき、ほぼ、2胡同に1つの井戸が設置されていた。
- ⑥ 『乾隆京城全図』上には 1276 の寺廟が確認でき、そのうち内城には、867 の寺廟がある。そのうち、明代以前の寺廟は 156 ある。ほとんどが街区レベルの寺廟であり、牛禄単位に寺廟が置かれていたと考えられる。
- ⑦ 店舗については、『乾隆京城全図』のみから情報を得ることはできないが、絵画資料を中心とした史資料によって、その形態と分布を明らかにできる。基本的には、外城に見られる街路に面した2層の連棟形式の建物は店舗である。また、内城にも八旗の兵士の家族のための日常生活のために必要な品物を売る店舗が存在している。「勾連搭(こうれんとう)」と呼ばれる小規模な形式を区別することができる。
- ⑧ 商工業者が出身地ごとに、また業種毎に建てた会館は、外城前門大街から西部に集中して立地していたことが、関連史資料から明らかにされる。



(2) 民国時代の北京

1912年の辛亥革命により、清から中華民国へと政権が交代された。1928年、国民政府は首都を南京に定め、北京を「北平」と改称する。1937年、盧溝橋事件をきっかけに日中戦争が勃発し、日本軍が北平を占拠した。以降、1945年の終戦まで、東交民巷の出現や幾らかの新たな建築や市政施設の整備を除いて、全体として都市建設は停滞の状況にあった。明清時代からの皇城、内城、外城の城壁城門、胡同と四合院の街並みがそのまま維持されていたということになる。

1917年の『民国北京城』と 1944年の『北京市街地図』を比べてみると、大きな骨格はさほど変わっていないが、主に、「城壁の一部の破壊・解体」、「宅地の合併・用途変更」、「水路の埋め立て」がみられる(図 I-11)。



第 I 章 北京の都市形成とその変容 32

(3)解放後の変容

1949年1月31日、北平は平和解放された。1949年9月27日、中国人民政治協商会議の第一回 全体会議によって、北平は首都と定められ、「北京」と改称される。当時、首都北京を建設するにあ たって、新しく必要となる行政中心区をどこに置くかは最大の論点であった。王軍 (2003) ^{注 65)} は、 北京の行政中心区の建設、そして 1940 年代から 1950 年代にかけての北京の都市計画とその改造に ついて論じている。

西欧の計画理念を学んだ都市計画家・建築家の梁思成(りょうしせい)と陳占祥(ちんせんしょう) の構想は、北京西郊に行政中心区を設置するというものであった。二人は、北京旧城は歴史名城と して極力に保全するという基本理念に基づき、主要官庁群を一箇所にまとめて城外に建設すべきだ と考えたのである。

1949 年 11 月、北京市市長聶栄臻のもとに都市計画会議を開き、ソ連の専門家団、そして、梁思 成、陳占祥ら中国の専門家たち、政府関係者が参加した。この会議では、ソ連の専門家バラニコフは 『関于北京市将来発展計劃的問題的報告』(北京市将来発展計画についての報告)、ソ連専門家団は 『関于改善北京市市政的建議』(北京市市政改善に関する提案)を提出した。

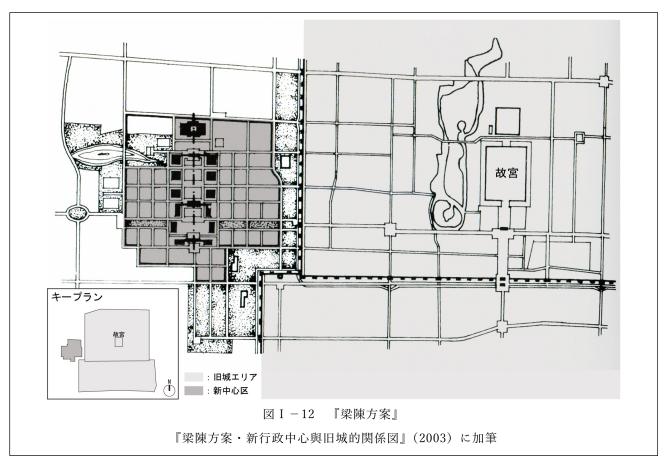
バラニコフの報告の中で、行政機関の庁舎建設地については、天安門広場を中心とし、首都行政中 心区を建設することを提案した。具体的な建設計画は、行政庁舎群を3つのエリアに建設する。第1 に東長安街の南側、第2に天安門広場外の東側、第3に天安門広場外の西側の西皮市、西長安街と 府右街の間に建設するという計画であった。

一方、ソ連専門家団は、バラニコフ案の計画を論証すると同時に、西郊に行政中心区を建設する構 想が経済的でないと反駁した。さらに、「北京市が歴史性と建築性を評価しない場合に限って、現在 の都市の整備を放棄するのである」と指摘することに、梁思成と陳占祥が唖然とする。彼らは現在 の都市、すなわち北京旧城の歴史性と建築性を高く評価するからこそ、旧城全体を保全するために 城外に新行政区の建設という計画を発想したからである。

この会議のあと、1949 年 12 月、北京市建設局局長曹言行は、『対于北京市将来発展計劃的意見』 (北京市将来発展計画に関する意見)を発表し、ソ連専門家の意見を完全に同意すると述べた。梁 思成と陳占祥は孤立に陥った。

しかし彼らは諦めず、1950年2月、『梁陳方案』(図I-12)、すなわち『関于中央人民政府行政中 心区位置的建議』(中央人民政府の行政中心区の位置に関する提案)を完成し、政府関係者に送付し たのである。この提案書の内容については、①速やかに行政中心区を決定すべき理由、②西の城郊 を開発し、新中心区を建設すべき理由、③当面の経済状況に合わせる順次開発手法の経済合理性、 以上3つからなる。結論は、城壁に囲まれた旧城では利用可能な空地が極端に不足しているため、 城外に行政中心区を建設すべきであり、旧城から西へ約 1.5km の三里河地区(公主墳と月壇の間)

注65) 王軍『城記』, 三聯書店, 2003.10



に設置する、というものである。

同年4月、梁思成は周恩来総理に手紙を送り、どうか提案書を一読し、梁の説明を聴取してほしいと懇請したが返書がなかった。10日間後、北京市建設局の朱兆雪工程師、趙冬日建築師が発表した『対首都建設計劃的意見』(首都建設計画に関する意見)の中で、ソ連側の提案、すなわち行政中心区を旧城内に建設する計画を肯定した。これによって、梁思成と陳占祥の孤立は一層深まった。結局、梁陳方案は否定され、旧城を中心とした「近代的で美しい首都建設」が提唱されたのである。

王軍 (2003) は、梁思成と陳占祥が一生懸命に有識者たちに彼らの提案を納得させようとしていたころ、政府内部では、既に行政中心区の位置については結論が出ていたという。1949 年 11 月の会議のあと、北京市長聶栄臻がソ連専門家の意見を毛沢東に報告したところ、毛沢東は旧城を基礎として建設する方針が良いと言ったのである。

北京の行政中心区の位置をめぐる論争の間、1949年から、都市整備が始まった。主にゴミ・屎尿の収集、上下水道の整備、電力の供給、住宅の分配、公共施設の新築、公共交通の整備などが行われた。1952年から、梁思成らの反対を押し切って、外城の城壁は次々と取り壊され始め、1965年より地下鉄の建設に伴い、城壁は全面的に取り壊された。その跡地に二環(第二環状幹線道路)が建設され、最終的に1992年に竣工した。

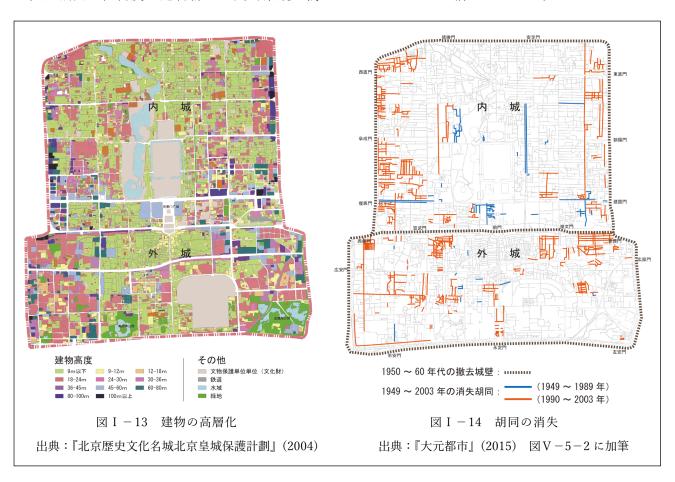
1955年から、長安街と天安門広場の拡張事業によって、一部の道路に面した歴史的建築物は取り

壊され、その跡地に数多くの近代建築が建てられた。

1966年に勃発した「文化大革命」 注 66) の影響を受け、1970年代、都市建設が全面停滞に陥った。 また、この頃、文化財の破壊が激しく、多くの歴史遺産はダメージを受けた。世界遺産級の天壇、頤 和園、国家級の北海なども含め、数多くの文化財が被害に遭った。

1990年代以降、不動産業が盛んになり、旧城の城壁周辺では、高層住宅団地が相次いで建設され た(図I-13)。また、幹線道路の整備や大型商業施設の建設も加速した。平安大街、金融街、王府 井商業街、崇文門新世界などの建設によって、沿道の歴史的市街地は次々と取り壊された。1990年 を境に、1949~1989 年および 1990~2003 年の胡同の変化を見ると、都市インフラ建設や不動産開 発の影響を受けて1990年以降に急速に消失していったことがよくわかる。特に内城の城壁周辺、外 城で胡同の変化がみられる (図I-14)。

2001年7月、北京オリンピック招致成功後、旧城では大規模なクリアランス型の再開発が相次い で始まった。また、広安大街、西単大街、東単大街などの幹線道路の拡張工事に加え、旧鼓楼東大 街、徳勝門内大街、煤市街など歴史文化保護区を貫通する補助幹線道路の整備工事も次々と行われ た。旧城内の低密度の建物群や歴史的景観は驚くほどのスピードで消えていった。



注66) 正式には「無産階級 (プロレタリア) 文化大革命」という。1966年5月の「五・一六通達」から1976年10月の「四人組」失脚まで の約10年間にわたる大規模な政治運動である。

3 北京四合院の変容

(1) 北京四合院の概容

北京の都市住居の形式といえば「四合院 si-he-yuan」である。北京四合院の基本型は、中央の院子(中庭)を取り囲むように住棟4つを東西南北に配置する。院子を中心に、北側にある主屋を「正房zheng-fang」、東西に向き合う棟を「廂房 xiang-fang」、南側の棟を「倒座 dao-zuo」といい、これを1つの単位として前後左右に連結し全体を構成する(図 I - 15)。院子を囲む単位が後方へ繰り返される数を「進 jin」といい、「一進」「二(両)進」「三進」のように数える。

陸翔、王其明(1996)^{注 67)}によると、唐宋以来、 長安→同州→臨汾→太原→代県→北京のルートを 経由し、現代北京四合院は形成したとされる。

南北の大通りから入った胡同と呼ばれる東西の小路に、北を奥として南面する(南入り)のが一般的である。大門を、中心を避けて敷地の東南隅に設けるのは北京四合院の特徴である。また、外部との連絡が道沿いに設けられた大門一つだけに限られ、人の出入が極めて限定される。このように、外部からの進入を防ぐといった特徴が顕著に表れている。



大門を入ると、「照壁 zhao-bi」があり、左へ折れると中軸線上に立つ「垂花門 chui-hua-men」がみえる。中規模以上の四合院では、このように、正房、東西廂房、倒座で囲まれる区画が、この垂花門によって内・外院に分けられるのが一般的である。外院は、倒座を挟んで胡同に平行する奥行きの浅い庭で、外部空間の延長としての公的な意味を持つ。倒座は、使用人の居室、物置、門番室、応接間などに使われる。

垂花門をくぐると、正方形に近い内院がある。ここからが私的な住空間である。正面は家長の空間であり正房と呼ばれる。正房の中心の堂は祖先を祀る場である。

正房の奥の後院より奥は、女性や子供を含む家族の日常的な生活空間である。さらに後方には、 東西に長い棟が置かれ、使用人の居室や倉庫として用いられる。胡同から次の胡同までの奥行きが

注67) 陸翔, 王其明『北京四合院』, 中国建築工業出版社, 1996

第 I 章 北京の都市形成とその変容 36

ある規模の大きな住宅では、北の胡同に背を接する棟を「後罩房 hou-zhao-fang」と呼ぶ。それぞれの棟の屋根は、柱の上に梁をのせる「抬梁式」の架構法で支えるのが北京では一般的である。

北京は貴族と官吏の多い都城のため、彼らの専用住宅として、四合院が多く造られた。その様子は 18 世紀の『乾隆京城全図』にもよく描かれている。現在の北京においても、幹線道路から少し裏側の胡同に入っただけで、いまだに四合院が軒を連ねている風景が広がっている。四合院は北京旧市街地のベースを成しているのである。

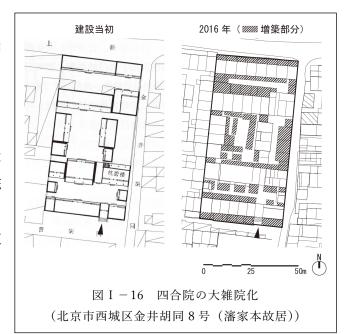
(2)四合院の大雑院化

約100年前、中国最後の封建制社会の清朝が崩壊してから近年の再開発で北京の四合院の多くが消えるまでに、居住者が何度も入れ替わった。その過程で、一軒の四合院に数世帯が雑居する「大雑院」(図 I - 16、17)が生まれてきた。大雑院に象徴される雑居性は、今日北京の四合院の最大の特徴と言える。

大雑院の「雑」は、「家族構成と所有関係が複雑」と「居住環境が劣悪」の二つの意味を持つと考えられる。

北京人の理想的な家族の型は、大きな家族がまとまって一つの四合院に住むことである。しかし現状では、一つの四合院には、一世帯ではなく数世帯、北京人と地方出身者が入り交じって雑居して、一家族一部屋で暮らすのが普通である。

大雑院の房屋には、居住者に使用権しか与えられず、又貸しが禁止される公房(公有房屋)と、個人の財産として認められる、売買・賃貸が可能な私房^{注68)}(私有房屋)が存在する。公房の家主は、住宅管理局に管理費ほどの非常に安い家賃を払いさえすれば、ずっとその房屋に住むことができる。一方、私房の家主のほとんどは、家賃収入を得るために外部の人に高く貸している。





図I-17 北京旧城における「大雑院」の分布 (Google マップに加筆)

注68) 中国の房屋の所有権は、①私房(私有財産としての家屋)、②公房(市政府房管局が管理し、住民に低家賃で住宅を賃貸する福利施設的 な施設を持つ)、③単位自管房(政府機関や企業が職員に無償あるいは低家賃で提供する住宅)、3つに分類できる。

また、一つの大雑院内では粗末な家屋が隙間なく建てられているため、居住環境が劣悪となっている。倉沢・李(2007) 注 69) は、大雑院について以下のように語っている。

「(前略)雑院の住人は十数平米の小さな部屋に住み、暖房どころか台所やトイレもない。数十メートル離れた公衆トイレに、毎朝おまるを持っていくのが一日最初の家事労働であり、地域特有の情景でもある(後略)」。

a. 大雑院の空間特性

各家屋にかつて存在していた中庭が、大雑院では、ほとんどが違法建築によって占拠されてしまっている。また、本来、近代化した都市の居住空間においては、住宅内部に位置するはずの設備が、中庭などの共有スペースに溢れ出しているものがある。具体的には、物置場、洗濯場、物干場、流し台などがある。伝統的な生活の多くの要素は外で行われるものであったため、内部空間はそもそも狭かったが、人口の増加、無理やりな違法の増築によって、室内はさらに細分化し、物が溢れかえっている(図 I-18)。

b. 大雑院の形成要因

大雑院の形成要因については、大きく次の3つに分けることができる。

① 2度の大規模な人口の都市流入

2度の人口流入については、1950年代の「大躍進」 注 70 期と 1980年代の「改革開放」 注 71 期である。この無制限な人口流入によって、住宅不足問題が現れてくる。この問題を解決するために、北京市政府は四合院を分割して貸し出し始める。

② 3度にわたる所有権の変化

3度にわたる所有権の変化については、1956年の政府が個人住宅を接収し、賃貸する「経租政策」、 1978年の文化大革命(1966~1976年)で接収された個人住宅を政府が経営管理する政策、1998年 の個人で住宅を自由に売買・賃貸ができるようになる「住宅改革制度」である。

政府が賃貸運営をし始めると同時に、家屋の修繕や整備なども担当する。しかし、政府下の住宅 管理局が本来行うべき、きちんとした改修を行わなかったため、家屋の老朽化が激しく進み、イン フラの更新も遅れている。また、国有化が完全に行われなかったため、一つの四合院の中でも所有 関係がはっきりしていないケースが増えていく。

注69) 倉沢進,李国慶『北京一皇都の歴史と空間』,中央公論新社,2007.8

注70) 1958年から毛沢東によって推し進められた高度経済成長政策である。この政策の影響を受け、市街地では多くの製造工場を建設し、従業員に対する需要が急激に増加した。当時の中国ではまだ都市戸籍・農村戸籍の制度が実施されていなかったので、農村住民も北京などの大都市へ自由に移動できた。この頃の流入人口の多くは、市街地の四合院に居住することになった。

注71) 1978年12月に開催され中国共産党第十一届三中全会において、改革派の鄧小平は、社区主義の現代化へ向けた決定を下した。この決定が、いわゆる改革開放の始まりであり、中国は社会主義市場経済へ移行していくことになる。都市にある国有企業の雇用制度の改革に伴い、6ヶ月以上北京に常住する地方からの移住者が、常に300万人を超えるようになった。野菜や果物の小売りや仕立てなどのサービス業に従事する人々の一部は、市街地の四合院に入り、四合院の雑居化に拍車をかけた。

③ 自然災害

1976年に起こった唐山大地震^{注 72)}では、従来の建物では危険性があるとされ、政府が中庭に臨時の避難住宅を建てることを推奨した。しかし、この臨時住宅はその後撤去されずに居住者によって使い続けられて、何年も経つうちに居住環境はひどくなってしまう。





屋上エアコン外機、物干し場

屋上から見ると、低層の伝統屋根が広がっている

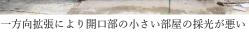




増築キッチンのガスボンベ

電気メーター







部屋内部ではカーテンで仕切る

図 I-18 大雑院の空間特性(撮影:川井操、安井大揮)

注72) 唐山大地震は、現地時間 1976 年 7 月 28 日 3 時 42 分に中国河北省唐山市付近を震源として発生したマグニチュード Mw7.5 の直下型地震である。市街地を北北東から南南西に走る断層に沿って大きな水平右ずれが発生し、当時有数の工業都市であった唐山市は壊滅状態となった。死者数は中国発表で約 25 万、アメリカの地質調査所の推計では 65.5 万人となっている。

第Ⅱ章 北京の都市改造事業

1 都市計画の変遷

1949年建国から現在に至るまでの北京旧城の開発的な動きの背景には、北京市政府が立案してきた都市全体計画の影響があった。本節では、1949年から 2021年の間、計8回(以下①~⑧)の都市全体計画による旧城の改造および保存と最も直接的に関連する要点をまとめる。

- ①1954 年『北京市第一期城市建設計劃』では、旧城を中心とする首都建設の方針を定める。旧城 エリアの改造を最優先にし、盲目的な拡張を避けるべきとする。
- ②1957年『北京城市建設総体規劃和初歩方案』では、北京全体は旧城エリアと周辺 40 ヶ所の衛星鎮によって構成する。市内の菜市口、新街口、北新橋、蒜市口を結ぶ幹線道路を拡張し、第一環状幹線道路にする。また、城壁を取り壊し、第二環状線に改造する。
- ③1958 年『北京市総体規劃方案』では、北京市の特性を「政治と文化の中心である一方、現代化された工業基盤および科学技術の中心としての建設も急がれる」と定義し、都市建設を工業、農業の生産のために奉仕すべきだとする。とりわけ北京の工業化を強調する。
- ④1973 年『北京城市総体規劃方案』では、郊外地区で新たに工場、小規模な城鎮を建設するとともに、旧城エリアの改造を加速する。
- ⑤1982年『北京城市建設総体規劃方案(1982~2000)』では、北京は「経済の中心」「現代化工業基地」から「全国の政治と文化の中心」への転換を明確にする。「分散集団式」による郊外の衛星都市の開発を進める一方、段階的に旧城の改造も行う。また、革命史跡、文物保護単位(文化財)、伝統的建築および重要な古代建築の遺跡を適切に保存する。その周辺地区において、建造物の規模、デザインは当該保存対象と調和させる。
- ⑥1993年『北京城市総体規劃(1991~2010)』では、既に指定した1回目の25地区の歴史文化保護区に対して、各々の保存範囲を定め、具体的に保存と整備方針を策定する。保存地区内の新たな建築の様式とデザインは当該地区に固有の風貌と調和させる。既に建設した建造物および施設で当該地区に相応しくない場合は修正する必要がある。そして、引き続き旧城と郊外エリアで各レベルの保護地区の指定を増やす。歴史文化保護区以外に分布している状態の良い四合院に対して都市建設を実施する場合はできるだけ保存・再生する。
- ⑦2005 年『北京城市総体規劃(2004~2020)』では、旧城の全体保存を一層強化し、保存計画の策定とともに歴史都市デザインを強化し、旧城の伝統的空間構成と風貌の保存を重点とする。また、歴史の保存と再生に対応する危旧房の改築モデルを積極的に模索し、大規模な解体を止める。合理的な住宅品質の評価と保存・修繕の基準を策定し、危険な住宅を改善する。旧城の総工事量を厳しく制限する。違法建築または歴史的文化景観を妨げる建造物を取り壊す。さらに、旧城の街並みとスケールに基づき、都市の交通政策と道路政策を策定し、旧城の保存と再生に相応しい交通システムを組み立てる。

⑧2017年『北京城市総体規劃(2016~2035)』では、旧城の全体保存について、「北京中軸線の伝 統的風貌を保護する」、「明清北京城の城壁跡を保護する」、「皇城を保護する」、「歴史的水辺空間を 復元する」、「旧城の街路体系および地名を保護する」、「胡同および四合院を保護する」、「建築高度 制限を厳守する」、「伝統的街路景観を保護する」、「歴史的建築物の色彩および外形特性を保護する」、 「樹木・植栽を保護する」の 10 項目を提示する。また、文物保護単位(文化財)および周辺環境の 保護に関する法規制を充実させ、各級行政主管部門の責任範囲を明確にする。さらに、文物保護単 位の居住者の立ち退きおよび「九壇八廟」 注 73)、王府建築群の修復・再生を重点的に行う。

注73) 九壇は、天壇、祈谷壇、地壇、日壇、月壇、先農壇、太歳壇、社稷壇、先蚕壇。八廟は、太廟、奉先廟、伝心廟、寿皇殿、雍和宮、堂 子、歴代帝王廟、孔廟。

2 土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷

1949 年中華人民共和国建国後、都市へ大規模な人口流入があった 1950 年代、文化大革命が勃発 した 1960~70 年代、改革開放政策が始まる 1980 年代から経済発展が急進する 1990 年代を経て現 在に至る。本節では、建国から現在に至るまでの土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷を以下 4 期に分けて論じる。

建国初期:個人による賃貸住宅経営の禁止

1949年建国後、北京の都市化が開始する。1956年に個人による賃貸住宅経営が禁止され、国家による住宅経営が開始される。この改造は、1953年開始された商工業に対する社会主義改革の延長線上に位置付けられる。国による賃貸住宅の経営は、私有住宅の国有化への第一歩である。1956~58年、国による経営を中心とし、収用を補助する「経租政策」注740が公布された。これは、小規模な個人所有の賃貸住宅については国が代わって経営するという政策である。国が改造の基準を定め、一定の面積以上の賃貸住宅については、経営権を国に引き渡さなければならないというものである。

文化大革命期:個人住宅の接収

1966~76年の文化大革命では、個人住宅の接収運動が行われていた。この時期、北京市住宅管理局は多くの個人住宅を接収した。

改革開放期:個人住宅の返還

1978年、北京市政府は『関于迅速清退機関、企事業単位占用私人房屋問題的通知』^{注 75)}(個人家屋占拠の機関、企事業単位の迅速な退去に関する通知)を公布し、文化大革命期で接収した住宅を3~5年以内に個人に返還することを決定した。同年 12 月、中国共産党第十一届三中全会において、改革派の鄧小平が最高指導者となった。これをきっかけとして、中国は改革開放の時代に突入する。1982年に国が『憲法』を頒布した。これにより、都市の土地は都市政府が所有し、都市政府所有の土地は個人または法人が使用できるようになった。

経済成長期:福祉型住宅から商品化住宅への転換

1986年の『中華人民共和国土地管理法』により、都市の土地使用権の取引ができるようになった。

注74) 「経租政策」とは、15 間あるいは 225 ㎡以上(城区)、10 間あるいは 120 ㎡以上(郊外)の賃貸住宅は「経租房」として、経営権を政府に引き渡し、政府が家賃の徴収や修繕を担当し、家賃の 20~40%を所有者に渡すという仕組みである

注75) この通知では、①政府機関や人民解放軍、そして工場や個人によって占用されていた自家用住宅を数段階に分けて返還する。②賃貸住 宅については、住人付きの返還を実施する。

1990年の『城鎮国有土地使用権出讓和転讓暫行条例』^{注76)}では、土地使用権には期限が定められた (商品房注 77) 70 年、工業施設 50 年、商業・娯楽施設 40 年など)。1994 年、国務院が『関于深化城 鎮住房制度改革的决定』を公布し、かつての単位の福祉サービスとしての住宅という姿を根本的に 改めようとしたのである。不動産市場の秩序を維持するために、同年、第八期全国人民代表大会常 務委員会第8次会議では、『中華人民共和国城市房地産管理法』を決定した。1998年、国務院が『関 于進一步深化城鎮住房制度改革加快住房建設的通知』を公布し、同年下半期から全国の都市で住宅 の実物分配を停止し、住宅分配の貨幣化を実施することとした。しかし、「住宅は商品ではなく、福 祉サービス」といった状態は 1998 年以降もしばらく続いたが、2001 年、北京市政府によって公布 された『北京市進一步深化国有企業住房制度改革加快解決職工住房問題的指導意見』という通達に 基づき、住宅商品化改革が進められ、単位による住宅配給制度に終止符が打たれた。企業側から見 れば、事業目的に専念できる。社宅住民によっては、社宅の払い下げを受け、自分の個人財産として 売ることも、また他の人に貸して収入を得て、他の場所に住むことも可能になる。2007年、『中華人 民共和国物権法』の公布により、土地使用権の期限が過ぎると、自動的に継続されるようになる。

注76) 条例とは、国務院および省級人民代表大会が憲法および法律に基づき、議決を経て制定された法規の一種である。

注77) 商品房とは、市場経済の中で、経営資格を持つ不動産企業が譲渡を通じて土地使用権を取得し、経営している住宅を指す。

3 居住環境改善事業

1949年新中国建国後、北京の都市整備事業の中核として、道路・公共交通・緑地などのインフラ整備と連携した形で進められてきているのは、「危旧房改造事業」(老朽住居改造事業)である。

1990 年 4 月、北京市政府は第八回常務会議で、全市範囲内で危旧房改造事業の実施を決定した^注 78)。また、1994 年の土地使用権売買の自由化によって、不動産業が盛んになり、危旧房整備の規模が急速に拡大した。そして、2000 年 3 月、北京市政府は『北京市加快城市危旧房改造実施辦法(試行)』(北京市都市危旧房改造を推進する実施方法(試行))を制定し、新たな指針を提示した。その結果、崇文区や宣武区^{注 79)} などの平屋密集地域でも危旧房改造事業が実施された。特に北京オリンピック招致成功後、2001 年から 2003 年までの 3 年間の事業規模は急増した。

一方、北京の棚戸区改造事業は、2013年に国務院が制定した『国務院関于加快棚戸区改造工作意見』(国務院は棚戸区改造事業を推進する意見)に基づいて、「棚戸区改造和環境整治」(棚戸区の改造と環境整備)という名称で開始された。これは、「危旧房改造事業」を都心部やスプロール地域、城中村に分布する棚戸区に適用するというものである。すなわち、「棚戸区改造事業」は「危旧房改造事業」を引き継ぐものと考えられる。

(1) 危旧房改造

1949 年建国時、北京市における住宅の延べ面積は 1354 万㎡であり、そのうち、旧城内の住宅は 1160 万㎡であった。一人当たりの居住面積はわずか 4.75 ㎡であり、基本的に全て平屋であった。

1960年代に入り、人口の急増に伴い、一人当たりの居住面積が 3.24 ㎡に減少し、住宅不足問題が顕著に現れてきた。市政府は応急措置として、1965年から 1968年にかけて大量の簡易楼(簡易アパート)を建設した。具体的には、全市において、老朽化した平屋 50万㎡を取り壊し、2~3階建ての簡易楼 135万㎡を建設し、7万戸を入居させたのである。簡易楼の約半数は旧城内に位置した。

その後、1969 年から 1973 年までの間は、文化大革命の影響を受け、地下鉄の建設工事以外は、 基本的に全ての大型公共建設が停止する状態であった。

1974年、北京市は青年湖(東城区)、北営房(西城区)、安華寺(崇文区)、金魚池(崇文区)、黒窯廠(宣武区)の5地区での危旧房改造を行い始める。具体的には、各地区内の平屋を取り壊し、5~6階建ての楼房⁸⁰⁾を建てる方式である。同年、市政府は住宅不足を解消するために、あらゆる空

注78) 中華人民共和国住房和城郷建設部が制定した『房屋完損等級評定標准』(1984) では、房屋(家屋)を「完好房」(一類)、「基本完好房」(二類)、「一般損壊房」(三類)、「厳重損壊房」(四類)、「危険房」(五類) に分類される。北京市の危旧房改造地区認定基準では、地区内における四、五類の房屋の建築面積が総面積の 30%以上、あるいは、三、四、五類の房屋の建築面積が総面積の 70%以上を占める場合は、危旧房改造対象地区に指定される。

注79) 崇文区と宣武区は、かつて北京市に存在していた市轄区であった。2010 年に行政区画再編の際、崇文区と宣武区はそれぞれ隣接する東城区と西城区と合併し新たな東城区と西城区となった。

注80) 楼房とは、2階以上の建物を指す。

隙を利用しようとする「見縫挿楼」方針を発表し、各単位^{注 81)} が自用地内での住宅建設行為を提唱 した。また、1970年代後期、市政府は「推、接、拡」^{注 82)}政策を推進した。さらに、1976年の唐山 大地震後、各単位が建築資財を提供して居住者自身が建てる棚屋(仮設小屋)を推奨した。統計によ れば、1974年から1986年までの間、旧城において、新築住宅の延べ面積は700万㎡まで達し、1949 年建国後の新築住宅の7割を占める。しかし、住宅不足はある程度解消できたものの、低密度の伝 統的住環境や歴史的市街地の多くは消失した。

1987年、北京市政府は、「危、積、漏」(危険、積水、漏雨)情況の深刻な地区の中で、菊児胡同 (東城区)、小后倉(西城区)、郭庄北里(崇文区)、東南園(宣武区)の4地区をモデル地区として 選定した。国家、単位、個人、ディベロッパー4者の共同出資による更新方式を試行した。

1990年、東城、西城、崇文、宣武の4城区だけで四類と五類の危旧房が284万㎡に達し、147ヶ 所の危旧房集中地区で約80万人の住民が居住していたという。同年4月、北京市政府は第八回常務 会議で、全市範囲内で大規模な「危旧房改造」事業の実施を決定した。そして、『中華人民共和国城 鎮国有土地使用権出讓和転讓暫行条例』の頒布とともに、土地使用権売買の自由化によって、不動 産業が盛んになり、危旧房改造事業の規模が急速に拡大した。建設対象も住宅を主とした居民区の 建設から、商業や公共建築を主とした商業区の建設へと転換した。同年 10 月、副市長を長とし、関 連部門の責任者をメンバーとする「危旧房改造事業委員会」が発足した。1991 年、城八区^{注 83)} と遠 郊区の37地区を最初の危旧房改造対象に指定した。

1992年から1993年にかけて、市政府は年香港・シンガポールで外資導入を行ったが、そのうち、 4割以上の投資は旧城改造に関連する不動産開発のためのものであった。『外商投資開発経営成片土 地暫行管理辦法』によって、政府の干渉を受けない外資系ディベロッパーは次第に危旧房改造事業 へ参入した。

1994年、市政府は『関于進一步加快城市危旧房改造若干問題的報告』を発表した。この報告によ れば、危旧房改造事業は頂点に達し、年間立ち退かせた世帯数が 2.6 万戸、明け渡した房屋が 75 万 ㎡、新規着工したプロジェクトが21地区に及んだ。

国家のマクロ経済調整政策の影響を受け、北京市の大型公共建設プロジェクトのマーケットも打 撃を受け、危旧房改造事業の資金調達も困難になる。一方、新規の危旧房改造プロジェクト数は減 少したものの、1993年から1994年まで、計画されたプロジェクトの大部分は着工期に入ったので、 市場は穏やかな趨勢を保った。1998年12月、新たな『拆遷管理辦法』(立ち退き管理法)が執行さ れ、房屋安置(家屋補償)の他、貨幣安置(金銭補償)が可能となった。

低収入層住民の居住条件を速やかに改善するため、北京市政府は国務院『関于進一歩深化住房制 度改革加快住房建設的通知』と連携し、「住房制度改革」により「危旧房改造」を推進する新方式を

注81) 単位とは、政府機関から民間企業など、全ての職場組織をいう。

注82) 各住宅内における「推出一点、接長一点、拡大一点」の許可。

注83) 東城区、西城区、崇文区、宣武区、朝陽区、海淀区、豊台区、石景山区。

打ち出した。 2000 年 3 月、市政府は『北京市加快城市危旧房改造実施辦法(試行)』を発表し、龍潭西里(崇文区天壇東)、金魚池(崇文区天壇北)、天橋(宣武区)、牛街(宣武区)二期、右安門外西庄三条(豊台区)の 5 地区を選定して試行を行い、1.32 万世帯の立ち退きを実行した。この試行により、「住房制度改革」主導の「危旧房改造」政策の有効性が証明された。

1990年から 2000年までの間、全市では、危旧房改造プロジェクトは併せて 333地区が指定され、 そのうち、168片区が着工された。また、立ち退かせた世帯が 18.45万戸、明け渡した房屋が 499万㎡、竣工が 53地区、竣工面積が 1,450万㎡、投入資金が 469 億元であった。

そして、2003年から北京市は街並みの保護に目を向ける。三眼井胡同、玉河、煙袋斜街、白塔寺、前門、大柵欄をモデル地区として選定し、北京市に適した旧城の保護方法を模索した。同年4月、市政府は旧城内の歴史的街区に位置する未着工の12地区を危旧房改造計画から除外した。さらに、翌年、36地区の除外を行い、保護計画の実施に転じた。

実践中から模索した北京市に適した危旧房改造と文化財保護を両立する方法に基づき、関連する政策法規の整備を行った。2003 年 11 月、市政府は『北京市人民政府辦公庁関于印発北京旧城歴史文化保護区房屋保護和修繕工作若干規定(試行)的通知』を発表すると同時に、歴史文化保護区の人口密度抑制に関する政策を制定した。また、2004 年 4 月、市政府は『関于加強北京旧城保護和改善居民住房工作有関問題的通知』を発表し、「五条措施」注84)を提唱した。さらに、2005 年に発表された『北京市城市総体規劃修編』および『北京歴史文化名城保護条例』は旧城保護の法的基盤とされた。

2003 年以降、社会各界が旧城保護に対する認識を統一に向う中で、政府が主導し、保護を重視する指針が徐々に確立され、市政府と各区政府の業務の重心も旧城の総合的保護に移行し、旧城内の危旧房改造モデルにも新たな変化が生じた。方針としては、旧城全体を総合的保護する上で、地域ごとに独自の方式で保護修繕を行うことである。また、大幅な改築を厳禁することなど、旧城における再開発事業の規模を厳しく規制した。実施にあたって、政府の指導のもとで、小規模かつ有機更新により、段階的に旧城内の街巷、房屋、院落の保護修繕を遂行することになる。資金調達面では、政府補助、住民出資、市場融資などからの調達に移行した。

2004年以降、市政府は旧城の総合的保護に力を注ぎ、主に「院落微循環」、「政府拔危楼」、「街巷胡同整治」、「文保区試点」などの方式を採用し、旧城内の家屋に対する保護修繕を行い、居民の住環境を改善し、古都の風貌を保護してきた。住民の改築要請の強い「破旧院」を切込みポイントとし、「居民自願、政府協調、街道組織、社会参與」の基本原則を実行する。

第Ⅱ章 北京の都市改造事業 48

_

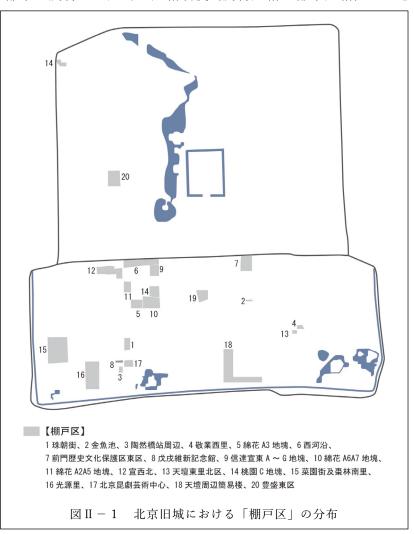
注84) 五条措施とは、①堅持科学規画、提高規画設計水平。②堅持依法行政、厳格執法。③抓好試点、求実創新。④穩歩推進旧城区現有保護 和改建項目工作。⑤規範操作程序、明確各部門責任。

(2)棚戸区改造

棚戸区の発生は1840年代の上海に遡り、港湾で働く蛋民が老朽した船を陸に上げ、屋根をかけた のを起源とし、19世紀末には、草家(バラック)が建設される段階に移行したとされる。20世紀に 入り、沪東・沪西工業区が建設され、工場が次々に稼働開始することを機に、工場労働者や港湾労働 者が棚戸区を建設して住み始め、次第に規模が広がった(蔡亮(2009))。その後、日中戦争(1937 ~1945年) および内戦 (1946~1949年) の際、被害を受けて空き地となった土地に、各地から大量 の難民が上海に流入し、新しい棚戸区を建設した。また、既に存在する棚戸区においても、規模が拡 大されてしまった。これが上海における棚戸区の成り立ちである。

それに対して、北京における棚戸区(図Ⅱ-1)には主として2つのタイプがある。一つ目は、「城 中村」として形成されるものである。中国の「城中村」は、改革開放(1978年)以降、経済が急成 長し、北京オリンピック、上海万博が開催された 2000 年代までに、特に、珠江デルタや長江デルタ、 環渤海経済圏、直轄市、省都などの経済先進地域において形成される。当初は、「城市中的村庄」と 呼ばれており、「城中村」という用語が一般に使われるようになったのは 2000 年以降である。「城中 村一の大きな形成要因は、中国特有の都市と農村の二元的な戸籍制度(農村戸籍と都市戸籍)と土地

所有制度(集団所有と国所有)であ る。中国では、1958年の『戸籍登 記管理条例』によって、農村から都 市への移住に一定の制限がかけら れる。公民が農村から都市へ移転す る際に、都市労働部門の採用証明 書、学校の入学証明書あるいは都市 戸口登記機関の転入許可証明書の 取得を義務付けてきた。1998年の 「住宅制度改革 | 以前には、都市戸 籍を持たない人が都市に住居を確 保することはほとんど不可能であ り、改革開放から住宅制度改革まで の間、農村人口の流入の受け皿とな ったのが「城中村」である。「城中 村」は、都市行政区に編入され、戸 籍も都市戸籍に変更される。北京の 城中村においては、簡易な中層建築 物が密集する劣悪な住環境となっ



ており、また、多数の居住者が入居し、様々な用途が混在し治安も悪いため、棚戸区に指定されるケースが多数ある。

二つ目は、「大雑院」化によって形成されるものである。本来1世帯で住む北京の伝統住居形式である「四合院」に複数の家族が雑居する場合を「大雑院」という。「大雑院」は、家屋の老朽化、劣悪な住環境、不十分なインフラ整備などの問題を抱えており、社会居住問題として注目されてきた。そのうち、老朽化した危険な「大雑院」が密集しているエリアが特に棚戸区に指定されている。

第Ⅲ章 歴史的街区とその居住環境

1 歴史的環境保全制度の変遷

中国では、1980年代以降、急速な経済成長に伴って大規模な都市開発が進められ、各都市における歴史的景観の破壊は顕著である。そのため、1982年、国レベルの保全制度として「歴史文化名城制度」が創設された。しかし、この制度は様々な特徴を持つ歴史的街区の保全や整備などに充分に対応できず、実際には実施しにくい欠陥が現れてくる。この問題に対して、新たに都市開発地域から分離させて集中的に保存できるような保全地区を創設することに至る。1986年の2回目の歴史文化名城の指定が行われると同時に、「歴史文化保護区」の指定の可能性と指定の原則に関する指示が出された。その後、単体の文物保護単位(文化財)、保全地区、都市全体といった3層保全体系の整備が全国各都市で展開されることになった。

北京市は、1961年から8回にわたって文物保護単位を指定してきた。そして、1982年に1回目の歴史文化名城に指定される。さらに、1990年から3回にわたって旧城内の33地区および旧城外の10地区^{注85)}を歴史文化保護区に選定した(図III-1)。これにより、文物保護単位、保全地区、都市全体からなる3層保全体系が形成される^{注86)}。

1961年、国務院によって『文物保護管理暫行条例』が制定された。この条例に基づき、『全国重点文物保護単位制度』が設けられ、1回目の指定では、北京においては18ヶ所が全国重点文物保護単位に指定された。しかし、1960~70年代の都市開発および文化大革命の勃発によって、北京旧城の城壁を含めた大量の歴史的建造物が取り壊され、歴史的景観は大きなダメージを受けた。

1982年、北京市は1回目の歴史文化名城に指定された。同年の『北京城市建設総体規劃方案』では、旧城の風貌を保全し、歴史的建造物に限らず周辺環境も含めて保全すべきだと言及した。1987年、北京市は『北京市文物保護管理条例』および『北京市文物保護単位保護範囲及建設控制地帯管理規定』を公布し、歴史的建造物周辺環境の保全の必要性を示した。

1990年、北京市は旧城内の25地区を歴史文化保護区に指定した。これにより、文物保護単位、保全地区、都市全体という3層保全体系が形成される。しかし、各保護区の具体的な保全の範囲も方針も確定されず、中身が存在しない状態のまま放置され、結局、歴史文化保護区に指定されていることにもかかわらず再開発事業が続々と行われていた。

第Ⅲ章 歴史的街区とその居住環境 52

注85) 1990年(1回目)に旧城内の25地区(1.南長街、2.北長街、3.西華門大街、4.南池子、5.東華門大街、6.北池子、7.文津街、8.景山前街、9.景山東街、10.景山西街、11.陟山門街、12.景山後街、13.地安門内大街、14.五四大街、15.什刹海、16.南鑼鼓巷、17.国子監、18.阜成門内大街、19.西四北頭条至八条、20.東四北三条至八条、21.東交民巷、22.大柵欄、23.東琉璃廠、24.西琉璃廠、25.鮮魚口)が選定された。

²⁰⁰²年(2回目)に旧城内の5地区(26.皇城、27.北鑼鼓巷、28.張自忠路北、29.張自忠路南、30.法源寺)、旧城外の10地区(1.海淀区西郊清代皇家園林、2.豊台区廬溝橋宛平城、3.石景山区模式口、4.門頭溝区三家店、5.川底下村、6.延慶縣岔道城、7.楡林堡、8.密雲区古北口老城、9.遥橋峪・小口城堡、10.順義区焦庄戸)が選定された。

²⁰⁰⁴年 (3回目) に旧城内の 3 地区 (31.新太倉、32.東四南、33.南鬧市口) が選定された。なお、3回目では、さらに 4 地区 (15.什利海、17.国子監、26 阜城、27 北鑼鼓巷) について保全範囲の拡張が行われた。

注86) 銭威,岡崎篤行:北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成,日本建築学会計画系論文集, No.627,pp.1007-1013, 2008.5

1999年の『北京旧城歴史文化保護区保護和控制範囲規劃』では、25歴史文化保護区の保全範囲が 決定された。これに基づき、2000年、北京市計劃委員会は北京都市計劃設計院、清華大学建築学院 などとともに 25 歴史文化保護区の保全計画として『北京旧城 25 片歴史文化保護区保護規劃』を作 成し、2002年に北京市政府によって承認された。この中では、歴史文化保護区を「歴史上のある時 期の伝統様式、民族、地方の特色を持つ街区、建築群、鎮、村などのこと」と定義している。同年、 北京市は2回目の歴史文化保護区指定を行い、旧城内の5地区および旧城外の10地区を選定した。 また、翌年、市はこれらの地区の保全計画として『北京歴史文化名城北京皇城保護規劃』を制定し た。

2004年、北京市は3回目の歴史文化保護区指定を行い、旧城内の3地区を選定した。また、同年 の『北京城市総体規劃 (2004~2020)』では、「歴史風貌協調区」を定め、旧城内の 6 地区注 87) を選 定した(図Ⅲ-1)。歴史風貌協調区に選定される場合は、①「保存状態のよい四合院、歴史建築物、 近現代建築物および他の史跡」を保護する、②「胡同」を残す、③「建物と胡同あるいは街路と一定 の距離」を保つ、④「改造と新築の建物の高度を9m 以下」に抑え、「元のスタイル、色彩、材料」 に合わせる、という4つの規定を守る必要がある。さらに、同年、市は『北京旧城歴史文化保護区房 屋風貌修繕標準』を制定し、歴史文化保護区および歴史風貌協調区内の建築を一般建築と重点建築 に分け、四合院を中心に、屋根、壁、窓、扉、装飾から、色彩、材料、形式に至るまで、詳細な修繕 基準を定めた。

2005年の『北京歴史文化名城保護条例』では、保護類建築を加えた4層保全体系を確立した。保 護類建築とは、歴史文化保護区内に位置する、文物保護単位にならず、ある程度の歴史的要素と保 護価値を持つ建築のことであり(『北京歴史名城保護条例』第2章14条)、主に保護四合院からなる。 この条例により歴史的環境の保全に対しての法的効力が強化された。保全計画の作成、運用を担当 する各部門の責任者を明確にし、職責を果たさない場合の罰則まで規定している。また、保護類建 築の修繕義務、増改築規定を違反した場合は重い罰金が課される。

注87) 1.什刹海、2.白塔寺、3.大劇場西、4.宣西北、5.楊竹梅斜街、6.天橋北

【歴史文化保護区】

第1回指定

1 南長街、2 北長街、3 西華門大街、4 南池子、5 東華門大街、6 北池子、7 文津街、8 景山前街、9 景山東街、10 景山西街、11 陟山門街、12 景山後街、13 地安門内大街、14 五四大街、15 什刹海、16 南鑼鼓巷、17 国子監、18 阜成門内大街、

19 西四北頭条至八条、20 東四北三条至八条、21 東交民巷、22 大柵欄、23 東琉璃廠、24 西琉璃廠、25 鮮魚口

第2回指定

26 皇城、27 北鑼鼓巷、28 張自忠路北、29 張自忠路南 、30 法源寺

第3回指定

31 新太倉、32 東四南、33 南鬧市口

【歴史風貌協調区】

1回指定のみ

①新街口西、②白塔寺、③大劇院西、④楊竹梅斜街、⑤宣西北、⑥天橋



図Ⅲ-1 北京旧城における「歴史文化保護区」および「歴史風貌協調区」の分布

2 歴史的街区の現状と特性

前節では、北京市の『北京旧城歴史文化保護区保護和控制範囲規劃』(1999年、2002年、2004年)による「歴史文化保護区」33地区および『北京城市総体規劃(2004~2020)』(2004年)による「歴史風貌協調区」6地区の選定について、その背景と経緯を明らかにした。本節では、これらの33歴史文化保護区と6歴史風貌協調区について、大きくエリア区分して、その現状と特性を分析する。

(1)皇城

皇城には、15 歴史文化保護区(南長街、北長街、西華門大街、南池子、東華門大街、北池子、文津街、景山前街、景山東街、景山西街、陟山門街、景山後街、地安門内大街、五四大街、皇城)が存在する。東は東黄城根北街・東黄城根南街、西は西黄城根北街・西黄城根南街、南は東長安街・西長安街、北は地安門東大街・地安門西大街に至る。総面積は 683.00ha である。 4 街道辨事処(廠橋、西安門、景山、東華門)に属し、32 社区(騎河楼、智徳、北池子、東華門、南池子、緞庫、飛龍橋、南河沿、東吉祥、北河、織染局、黄化門、鐘鼓、吉安所、大学夾道、中老、五四大街、景山西街、西安門、恭儉、米糧庫、大拐棒、愛民街社区、愛民里、西什庫、惜薪司、後達里、光明、西黄城根南街一区、互助巷、北長街、南長街)に区分されている。

南長街、北長街、西華門大街歴史文化保護区は、故宮と中南海の間に位置する。元代では太液池を中心とする皇家園林の一部であった。明清時代では、皇城に属し、明代では皇室向けの各種機関(衙署)、施設(庫、作坊)が設置され、清代では、内務府の職員の居住区であり、胡同・街巷の発展とともに寺廟も建立された。民国時代では、中一区に属し、一般住宅地へ転換した。現在では、西城区に属し、多くの文教施設がみられる住宅地である。

南池子、東華門大街、北池子歴史文化保護区は、故宮の東側に位置する。元代では、各種官署、倉庫が設置され、明清時代には、皇室向けの各種機関(衙署)、施設(庫、作坊)が設置されていた。 民国時代では、中一区に属し、街区東側の城壁(皇城)の撤去によって、皇城一内城が一体化とし、 一般市民が地区内の四合院に住み始めた。現在では、東城区に属し、公共建築と四合院住宅が混在 する街区となっている。

文津街、景山前街、景山東街、景山西街、陟山門街、景山後街、地安門内大街、五四大街歴史文化保護区は、故宮の北側に位置する。元代では、皇室の御苑(瓊華島周辺および延春閣北側の御苑)、離宮(興福宮、隆福宮)が分布されていた。明清時代では皇城に属し、明代では皇室向けの各種機関(衙署)、施設(庫、作坊)が設置され、清代では景山と北海は皇室の行楽地であり、その他は八旗官兵の居住区であった。民国時代では、中一区・中二区に属し、北京大学(1912 年、前身は 1898 年に設立された京師大学堂)の設立や北海公園(1925 年)・景山公園(1928 年)の一般開放とともに胡同街巷も発展した。現在では、東城区と西城区に属し、数多くの歴史的建築物や史跡名勝を持つ

観光地と低層住宅地となっている。

皇城歴史文化保護区は、東は南北河沿大街東側、南は紅牆、北は平安大街、西は西黄城根南北街道・霊境胡同・府右街道に至る。皇城は元代に造られ、明清時代にさらに拡張された。民国時代には、皇城の城壁が撤去され、一般市民が立ち入りできるようになる。現在、皇城内の建築物、園林、街路体系および民居のほとんどは清末民初のものをそのまま引き継いでいる。現在では、西城区と東城区に属し、文物保護単位(文化財)である故宮、景山公園、中山公園、労働人民文化宮、北海、南海を除き、住宅、行政、教育、医療施設が分布している。

(2)内城

a. 北

内城北には、4歴史文化保護区(什刹海、南鑼鼓巷、国子監、北鑼鼓巷)が存在する。

什刹海歴史文化保護区は、内城の西北部に位置する。東は草廠胡同、西は新街口南大街・新街口北大街、南は地安門西大街、北は北二環に至る。総面積は 301.57ha である。 3 街道辨事処(廠橋、新街口、安定門)に属し、33 社区に区分されている。元代では、大都の中心に位置する、水路交通の中枢地であった。明代では、日忠坊・金台坊・発祥坊・積慶坊に属し、庶民の行楽地、皇族の邸宅地、貴族の別荘地が分布していた。清代では、正黄旗・正紅旗に属し、什刹海畔では数多くの王府が建設された。また、この間、この一帯では飲食店数が著しく増加した。民国時代では、内右三区・内右四区・内左三区に属し、政権の更迭とともに一部の王府が公的機関の敷地に切り替えられた。現在では、西城区に属し、水辺の観光地として知られている。一方、その他は一般住宅地である。

南鑼鼓巷と北鑼鼓巷歴史文化保護区は、内城の北部に位置する。南鑼鼓巷地区は、東は交道口南大街、西は地安門外大街、南は地安門東大街、北は鼓楼東大街に至る。総面積は84.00haである。北鑼鼓巷地区は、東は安定門内大街、西は什刹海歴史文化保護区東側、南は鼓楼東大街、北は北二環に至る。総面積は45.27haである。南北鑼鼓巷地区は、元代~清代では、高官、貴族の邸宅地、衙署、寺廟が数多く分布していた。明代では昭回靖恭坊、清代では鑲黄旗、民国時代では内左三区に属した。現在では、東城区に属し、北京旧城において、胡同や四合院の保存状態が最も良い街区である。

国子監歴史文化保護区は、内城の東北部に位置する。東は東直門北小街、西は安定門内大街、南は東直門内大街・交道口大街、北は北二環に至る。総面積は 74.00ha である。国子監地区は、元代~清代では、孔廟(1302年)、国子監(元・明・清代の最高学府、1306年)、柏林寺(1347年)、雍和宮(1694年)などが設立された。明代では北居賢坊・崇教坊に属し、清代では鑲黄旗、民国時代では内左三区に属した。現在では、東城区に属し、四合院住宅、行政機関、民間企業、商業施設、文教施設などが分布している街区である。

b. 西

内城西には、2 歴史文化保護区(阜成門内大街、西四北頭条至八条)および2 歴史風貌協調区(新 街口西、白塔寺)が存在する。

阜成門内大街歴史文化保護区は、東は西四南大街・西四北大街、西は阜成門南大街・阜成門北大街、南は羊肉胡同・太平橋大街・大麻線胡同・錦什坊街・民康胡同、北は西四北頭条・趙禹登路・大茶葉胡同・東弓匠胡同・西弓匠胡同に至る。総面積は 70.38ha である。阜成門内大街地区は、元代では、商業地として栄え、大都内の三つ市場の一つである羊角市の所在地であった。そして、明清時代では西城(旧城西部)最大の商業中心地となり、「西市」と呼んだ。明代では朝天宮西坊・河漕西坊・鳴玉坊・金城坊・咸宜坊、清代では正紅旗・鑲紅旗、民国時代では内右四区・内右二区に属した。現在では、西城区に属し、数多くの歴史的建築物や史跡名勝が分布しており、商業や交通が発達している街区である。

西四北頭条至八条歴史文化保護区は、東は西四北大街、西は趙禹登路、南は西四北頭条、北は平安 里西大街に至る。総面積は 32.19ha である。西四北頭条至八条地区は、元代~清代では、高官、貴 族、富豪の高級住宅地であった。明代では鳴玉坊、清代では正紅旗、民国時代では内右四区に属し た。現在では、西城区に属し、四合院住宅が数多く現存している他、教育機関、商業施設などが点在 している街区である。

新街口西歴史風貌協調区は、東は新街口南大街、西は南草廠街、南は平安里西大街、北は西直門内 大街・柳巷に至る。明代では鳴玉坊・河漕西坊、清代では正紅旗、民国時代では内右二区、現在では 西城区に属す。

白塔寺歴史風貌協調区は、東は西四南大街、西は核桃巷、南は兵馬司胡同、北は羊肉胡同に至る。 明代では咸宜坊、清代では鑲紅旗、民国時代では内右二区、現在では西城区に属す。

c. 東

内城西には、5歴史文化保護区(東四北三条至八条、張自忠路北、張自忠路南、新太倉、東四南) が存在する。なお、新太倉歴史文化保護区については、第Ⅲ章-3で述べる。

東四北三条至八条歴史文化保護区は、内城の東部に位置する。東は朝陽門北小街、西は東四北大街、南は朝陽門内大街、北は東四十条に至る。総面積は 48.80ha である。

張自忠路北歴史文化保護区は、東は東四北大街、西は交道口南大街、南は張自忠路、北は香餌胡同に至る。総面積は 42.11ha である。

張自忠路南歴史文化保護区は、東は東四北大街、西は美術館後街、南は東四西大街、北は張自忠路 に至る。総面積は 62.81ha である。

東四南歴史文化保護区は、東は朝陽門内南小街、西は東四南大街、南は乾面胡同、北は炒面胡同に至る。

以上4地区は、元代では、政治・経済の中心地であった。明代では、南居賢坊・思誠坊に属し、政治、経済、文化活動の中心地であり、富豪の邸宅が多い地区であった。清代では、正白旗に属し、手工業、商業、貿易がさらに発展した。民国時代では、内左四区に属した。現在では、東城区に属し、一進四合院から四進四合院まで、伝統的四合院が数多く現存している街区である。

d. 南

内城南には、2 歴史文化保護区(東交民巷、南鬧市口)および1 歴史風貌協調区(大劇院西)が存在する。

東交民巷歴史文化保護区は、天安門広場の東側に位置する。東は崇文門内大街、西は天安門広場東側、南は前門東大街、北は東長安街に至る。総面積は 62.84ha である。東交民巷地区は、元代では、江南地方の米を販売する場所だったため、「江米巷」と呼んだ。明代では南薫坊、清代では正藍旗に属した。明清時代では、衙署、邸宅、祠廟が数多く存在する地区であった。また、この一帯では外交機関が設置されたため、外国使節、国内少数民族代表が上京時の宿泊地としても知られる。民国時代では、内左一区に属し、1840 年第 1 次アヘン戦争以降、欧米列強が東交民巷に続々と「公使館」を設立した。当時、行政権はまだ中国側が持っていたが、1900 年、八ヶ国連合軍が義和団の討伐を理由に北京に入城後、東交民巷の公使館を占拠し、中国人住民を立ち退かせた。その後、各国が兵舎、練兵場を設置し、さらに、各国の銀行、レストラン、病院なども次々と設立した。現在では、東城区に属し、地区内において、各国が建設した近代洋風建築をそのまま転用あるいはリノベーションし、再利用する行政機関が数多く存在している。

南鬧市口歴史文化保護区は、東は宣武門内大街、西は鬧市口大街、南は宣武門西街・温家街・頭髪胡同・抄手胡同、北は文昌胡同・復興門内大街・東鉄匠胡同・教育街に至る。明代では阜財坊、清代では鑲藍旗、民国時代では内右二区、現在では西城区に属す。

大劇院西歴史風貌協調区は、東は石碑胡同・兵部窪胡同、西は北新華街、南は前門西大街、北は西長安街に至る。明代では大時雍坊、清代では鑲藍旗、民国時代では内右一区、現在では西城区に属す。

(3) 外城

e. 前門外

外城前門外には、4 歴史文化保護区(大柵欄、東琉璃廠、西琉璃廠、鮮魚口)および1 歴史風貌協調区(楊竹梅斜街)が存在する。

大柵欄歷史文化保護区は、前門外西側に位置する。東は糧食店街・珠宝市街、西は南新華街・延寿 寺街・三富胡同・東南園頭条、南は雲居胡同・大力胡同・韓家胡同、北は廊房頭条・北火扇胡同・耀 武胡同・桐梓胡同・東南園胡同・小沙土園胡同に至る。総面積は47.09ha である。元代では、金中都 の東北に新しい都、元大都が完成した際、商業が未発達だったため、大都の住民はわざわざ昔の中都の繁華街に出かけて買い物をした。その際、住民は目的地まで直線で行くことができれば一番楽である。その結果、大都から中都へ向かうルート上にある大柵欄一帯では斜街が次第に形成された。明代では、正西坊・正南坊に属し、城外に位置するものの、商業地として繁栄した。清代では、中城・北城に属し、清末にはターミナル駅ができ、北京の交通拠点、商業地、金融街として栄えた。しかし、1900年の火災によって、この一帯の建物が全滅した。現在残っているのは、ほぼ全て1902年以降に再建されたものである。民国時代では、外右一区・外右二区に属した。現在では、西城区に属し、伝統的胡同や四合院、老舗の店舗、会館建築などが数多く残っており、商業と居住が混在している街区である。

東琉璃廠、西琉璃廠歴史文化保護区については、東琉璃廠歴史文化保護区は、東は延寿街、西は南 新華街、南は桐梓胡同・東南園頭条・東南園胡同・小沙土園胡同、北は廠甸胡同・東北園胡同・東北 園中巷・東北園北巷・泰山巷に至る。総面積は 10.02ha である。明代では正西坊、清代では北城、民 国時代では外右一区・外右二区に属した。現在では、西琉璃廠とともに西城区に属している。西琉璃 廠歴史文化保護区は、東は南新華街、西は東椿樹胡同、南は琉璃巷、北は安平里に至る。総面積は 4.10ha である。明代では宣北坊、清代では北城、民国では外右一区に属した。東琉璃廠、西琉璃廠 地区は、元代には、元大都建設に使用する琉璃瓦の製造地として知られ、明代では、明北京城営造の ための皇家建材工場が設置された。その後、移民政策によって、この一帯の人口が急増した。また、 正陽門内の科挙試験会場と近いため、当時、この一帯には受験者宿泊用の会館が建ち並んでいた。 清代では 1648 年の「満漢分城居住政策 | 政策の実施によって、北京内城から追い出された知識の人 の多くが、この地域に住むようになった。その後、古書、文具、骨董品を扱う店舗が続々と開業され た。民国時代では、民国初期の社会情勢の安定および文化事業の復興ブームの影響を受け、この一 帯の文化商業色彩が一層深まった。1926年、新華街の拡張によって、この地区は東琉璃廠(骨董品) と西琉璃廠(古書)に分けられた。その後、長年にわたる戦争のダメージを大きく受け、琉璃廠の文 化事業の衰えが現れてきた。1949年建国後、古書、骨董品の需要が再び高まり、琉璃廠は文化・文 物事業の従業者や愛好家が集まる地区となった。しかし、1966年からの文化大革命で、この一帯は 北京の中で最も大きいと言っても過言ではない被害を受けた。1980 年から 1985 年までの再建事業 では、老朽化した住居の解体の他に、伝統様式を模倣した店舗も数多く建てられ、伝統文化商業街 の姿を取り戻そうとしていた。

鮮魚口歴史文化保護区は、前門外東側に位置する。東は草廠十条、西は前門大街、南は規劃路、北は西打磨廠街・興隆街に至る。総面積は 38.08ha である。鮮魚口地区は、明代では正東坊に属し、様々な市(肉市、菓子市、珠宝市、糧食市など)が集中する地区であった。清代では、中城・南城に属し、内城の玄関口に位置するため、地方から上京する人々の宿泊用の会館が数多く建設された。また、様々な商業施設、飲食店もここに店舗を構えた。民国時代では、外左一区に属した。現在で

は、東城区に属し、伝統商業と居住が混在している街区である。

楊竹梅斜街歴史風貌協調区は、東は煤市街、西は延寿街、南は廊房頭条・北火扇胡同・耀武胡同、 北は前門西大街に至る。明代では宜北坊、清代では中城・北城、民国時代では外右一区、現在では西 城区に属す。

f. 西・南

外城西・南には、1歴史文化保護区(法源寺)および2歴史風貌協調区(宣西北、天橋)が存在する。なお、宣西北歴史風貌協調区については、第Ⅲ章-4で述べる。

法源寺歴史文化保護区は、東は菜市口南大街、西は教子胡同、南は南横西街、北は法源寺後街に至る。総面積は約 20.00ha である。明代では宣南坊、清代では西城、民国時代では外右四区、現在では西城区に属す。

天橋歴史風貌協調区は、東は前門大街、西は万明路・留学路、南は永安路、北は珠市口大街に至る。 明代では正南坊、清代では中城・北城、民国時代では外右五区、現在では西城区に属す。

3 新太倉地区

(1)新太倉地区の概要

新太倉地区は、内城の東北部に位置する。東は東直門南小街、西は東四北大街、南は東四十条、北は東直門内大街に囲まれるほぼ正方形の街区である。街区規模は、東西 710m、南北 786m、面積は55.80ha、人口は 21,774 人 (2019) である。北西の角には北新橋地下鉄駅、南西の角には張自忠路地下鉄駅がある。北京旧城内でも、古い北京を色濃く残している地域の一角にあり、平屋の四合院が数多く現存する。

新太倉地区は、明代(1368~1644)では南居賢坊^{注 88)}、清代(1644~1912)では軍事組織・八旗の正白旗^{注 89)}、民国時代(1912~1949)では内左四区^{注 90)} に属した。その中央北部には、東側の東直門から運ばれる物資のための倉が置かれていた(図Ⅲ-1)。1958 年の行政改編の際には東城区に属する。現在、同地区には、清末民初の政治家・梁啓超^{注 91)} の故居(民国期)や質屋旧址(民国期)といった2軒の東城区文物保護単位(文化財)が現存し、20軒以上の保護院落^{注 92)} がある。

社区居民委員会^{注 93)} の調査(社区の名称とその範囲、人口)により、新太倉地区は、北新橋街道辦事処に属する5つの社区に区分されている(図Ⅲ-2)。各社区の人口および世帯数(2019年)は以下の通りである。

A. 小菊社区(人口:4,819人、世帯数:1,821戸)

B. 九道湾社区(人口:3,986人、世帯数:1,503戸)

C. 十三条社区(人口:4,980人、世帯数:1,021戸)

D. 十二条社区(人口:3,428人、世帯数:1,295戸)

E. 門楼社区(人口:4,561人、世帯数:1,833戸)

注88) 明代の北京城の行政区画として、「皇城六坊」(保大坊、仁寿坊、明照坊、積慶坊、安福坊、小時雍坊)、「内城二十坊」(南薫坊、澄清坊、大時雍坊、教忠坊、崇教坊、昭回坊、靖恭坊、霊春坊、金台坊、日忠坊、明時坊、黄華坊、思城坊、南居賢坊、北居賢坊、阜財坊、咸宜坊、鳴玉坊、日中坊、金城坊)、「外城六坊」(正東坊、正西坊、正南坊、正北坊、崇南坊、宣北坊、宣南坊、白紙坊)が存在していた。

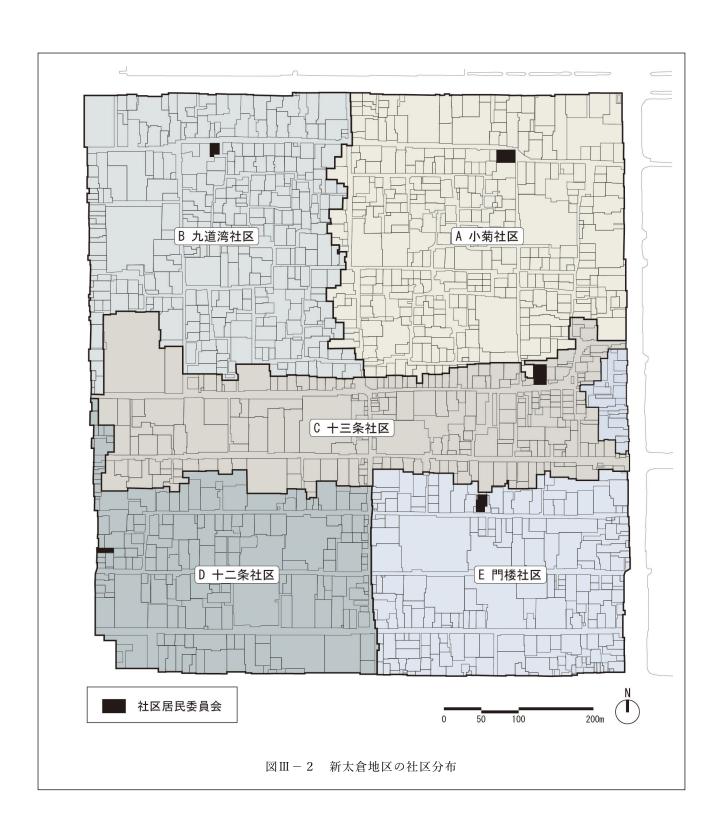
注89) 清代の北京内城は軍事的な組織として八旗制に基づいて八つに分割されていた。八旗の中では、廂黄旗、正黄旗、正白旗の地位が高く、「上三旗」と呼ばれ、それに対して、廂白旗、正紅旗、廂紅旗、正藍旗、廂藍旗は「下五旗」と呼ばれていた。

注90) 民国時代の北京城の行政区画として、内城は、内左一区~内左五区、内右一区~内右五区に分けられていた。外城は、外左一区~外左 五区、外右一区~外右五区に分けられていた。

注91) 梁啓超 (1873~1929 年)、清末民初の政治家、ジャーナリスト、歴史学者。中国の古代建築と文化遺産の保護に尽力した建築家・梁思成の父。

注92) 石雀胡同 13 号、板橋胡同 3、15 号、辛寺胡同 13、14、18、22、23、27、29、31 号、西倉門胡同 7 号、九道湾胡同 7 号、八宝坑胡同 63、65 号、東四十二条 27、28、39、53 号、東四十三条 39、77、79、81、83、91、97、101 号、東四十四条 65、75、90、91、106 号。

注93) 北京市で用いられる一般的な行政組織は、市→区→街道辦事処→社区によって構成されている。最小単位である社区は都市社会福祉サービスを提供する主体となり、住民生活の質の向上を目指す地域コミュニティである。各社区には社区居民委員会が設置される。これは日本の町内会に相当するもので、役割は街道辦事処とつなぐことにある。



(2) 新太倉地区の空間構成

a. 街路体系

新太倉地区の街区構成をみると、南側一帯は、布野・鄧(1999)の提示している北京内城の基本 街区モデル^{注94)}に則っている。

新太倉地区には、街路名称を持つものは計28本ある。街路体系を街路名称によって分類すると、語尾に「条 Tiao」の付くものが5本(T1:東四十条、T2:東四十一条、T3:東四十二条、T4:東四十三条、T5:東四十四条)、「街 Jie」が4本(J1:東直門内大街、J2:東四北大街、J3:東直門南小街、J4:新太倉横街)、「胡同 Hu-tong」が11本(H1:辛寺胡同、H2:門楼胡同、H3:板橋胡同、H4:石雀胡同、H5:西倉門胡同、H6:八宝坑胡同、H7:新太倉胡同、H8:大菊胡同、H9:小菊胡同、H10:北溝沿胡同、H11:羅車胡同)、「巷 Xiang」が8本(X1:九道湾中巷、X2:九道湾北巷、X3:九道湾東巷、X4:九道湾西巷、X5:九道湾南巷、X6:新太倉一巷、X7:新太倉二巷、X8:板橋南巷)ある。

街路のヒエラルキーは、大きく以下の3つに分類できる(図Ⅲ-3)。

第1レベル:街区を囲む、また街区内部を縦横に走る主要街路「街」。

第2レベル:主要街路から分岐し主要街路同士を結ぶ街路「条」「胡同」。

第3レベル:街区の内部へと分岐する路地「巷」。

地区内で 75 地点を選定し、道幅を測定した。表Ⅲ - 1 より、「街」の街路幅の平均は 18.0m(最大:28.1m、最小:3.1m)、「条」の街路幅の平均は 12.7m(最大:38.0m、最小:4.6m)、「胡同」の街路幅の平均は 4.0m(最大:4.9m、最小:3.1m)、「巷」の街路幅の平均は 3.6m(最大:5.2m、最小 2.5m)である。布野・鄧の提示している基本街区モデルの街路幅(大街 36.96m、小街:18.48m、胡同:9.24m)と比較してみると、若干規模が小さいことがわかる。

街路幅において、それぞれの街路の特性は「街」>「条」「胡同」>「巷」のヒエラルキーに従って街区を細分化しているが、東四十条は、「街」>「条」「胡同」>巷のヒエラルキーに厳密に準じているとはいえない。なぜなら、東四十条は、1950年代に道路幅が拡張され、「街」と同じように主要街路として整備されたからである。最も道幅が広い街路は、この東四十条である(38.0m)。最も狭い街路は、北側にある九道湾東巷である(2.4m)。

街路形態について、南側を占める「条」 $(T1\sim T5)$ は直線の街路であるのに対し、北側に多くみられる「胡同」 $(H3\sim H11)$ や「巷」 $(X1\sim X8)$ は複雑に曲がっている。

注94) 布野・鄧 (1999) は、遊牧民の組織原理、元代の土地制度、街区の寸法体系より、北京内城の基本街区モデルを提示している。布野・鄧によれば、「街区の東西幅を 440 歩 (677.6m)、南北幅を 44 歩 (67.76m) とする。さらに、一戸の上限を 44 歩×44 歩= 8 畝の正方形の敷地、一般に班給されたのは、その 10 分の 1、8 分の土地とする。1 畝=10 分であるから、8 畝は 10 戸分の平民用の宅地となる。南北に背割りし、2 分すると考えると、胡同の南北両側の宅地は、各 50 軒、計 100 軒あるのがモデルとなる」とする。



表Ⅲ-1 新太倉地区の街路幅員

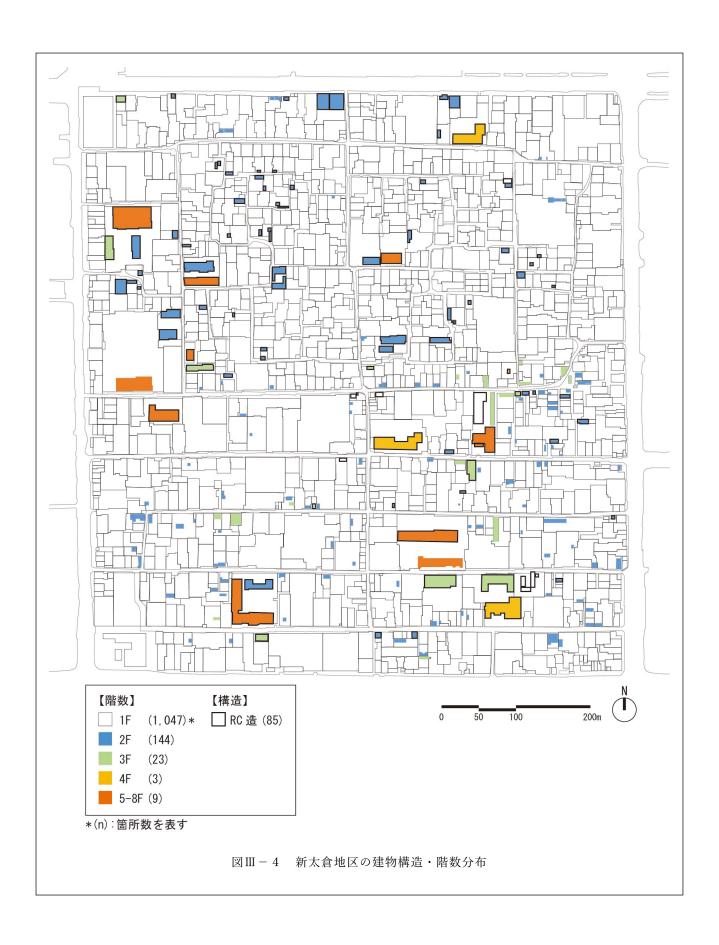
街路体系	名称	幅(m)	名称	幅(m)	平均幅(m)	
街	東直門内大街	22.7	東直門内小街	28. 1	18. 0	
1±J	東四北大街	18. 2	新太倉横街	3. 1		
	東四十条	38. 0	東四十三条	6. 9		
条	東四十一条	7. 3	東四十四条 6.7		12. 7	
	東四十二条	4. 6				
	辛寺胡同	4. 3	新太倉胡同	4. 5		
	門楼胡同	4. 9	大菊胡同	4. 7		
胡同	板橋胡同	3.8	小菊胡同	3.8	4.0	
的问	石雀胡同	4. 5	北溝沿胡同	3. 1	4.0	
	西倉門胡同	3. 5	羅車胡同	3. 9		
	八宝坑胡同	3. 2				
一	九道湾中巷	3. 2	九道湾南巷	4. 2		
	九道湾北巷	2. 5	新太倉一巷	3. 6	3.6	
	九道湾東巷	2. 4	新太倉二巷	5. 2	3.6	
	九道湾西巷	3. 5	板橋南巷	4. 2		

b. 構造・階数分布

新太倉地区に立地する建物のほとんどは住宅であり、四合院が圧倒的に多い。RC 造もしくはレン ガ造の壁に木と瓦の屋根が一般的である。臨地調査の際、各敷地に立ち入って、建物の構造、階数お よび棟数を確認した。

RC 造の建物は、建物が全体の 6.9%であり、極めて少ないが、満遍なく点在し、宅地も大規模な 場合が多くみられる。また、階数について、平屋が 85.4%と基本的に低層の建物が占める。 2 階が 11.8%、3階が1.9%、4階が0.2%、5~8階が0.7%である。なお、中2階に部屋を増築および部 分的な RC 造も多くみられるが、部分的な増改築にとどまる場合は、もとの住居形式の建築構造・階 数をプロットしている (図Ⅲ-4)。

調査対象街区は「歴史文化保護区」に指定され保護対象となっていることから、街並み保存が進め られ、高層化は進んでおらず昔の景観を残している。しかし、一方で乱雑な増改築もみられる。北京 市の規定によって、歴史文化保護区における改築の場合は、本来建物の高度を維持しなければなら ないが、改築の際に2階への増築を行っている住戸が多数みられる。



c. 施設分布・街路空間

臨地調査の際、各施設の看板の内容を読み取って、箇所数を記録した(図Ⅲ−5)。

行政施設として、社区居民委員会(5)、国家安全局(2)、房屋土地管理所(1)がある。教育施設 として、小学校(5)、専門学校(5)、幼稚園(4)がある。医療施設として病院(2)がある。公共サ ービス施設として、老人ホーム(2)、銀行(3)、郵便局(1)、ホテル(7)、美術館(1)がある。こ れらの施設は新太倉地区の外周街路(東直門内大街、東四北大街、東直門南小街、東四十条)と地区 の中心を南北に貫く街路(新太倉胡同、新太倉横街)に集中している。

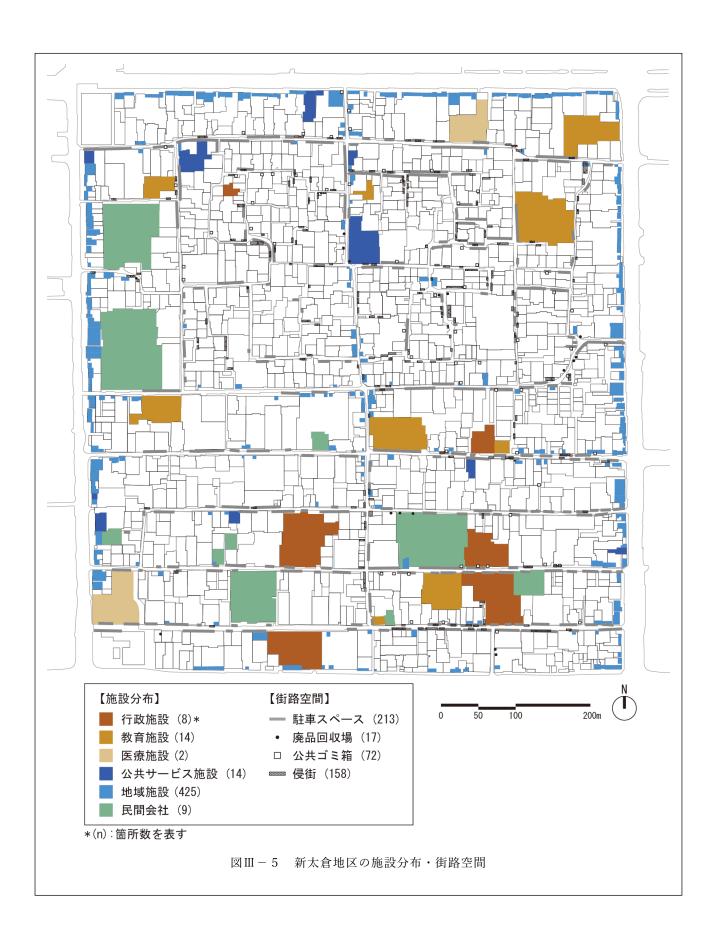
地域施設は多様であるが、そのほとんどが地域住民の日常生活を支える施設である。利用者側の 生活行為の観点から、次の9タイプに分類できる。①公衆浴室、②飲食店、③物品・食料品販売施 設、④自転車・バイク修理施設、⑤サービス施設(不動産屋、婚姻相談所、携帯ショップ、カメラス タジオ、印刷屋)、⑥娯楽施設(麻雀、宝くじ)、⑦製造施設(家屋の塗装・修理・リフォーム)、⑧ 理容・美容施設。以上のような、地域施設は四合院の街路側の棟を改装して店舗にしているものが 多い。また、民間会社(9)(出版会社、交通会社、建設会社)もある。地区外周の街路には飲食店、 小売店が多いのに対し、地区の中心を貫く街路には卸売り店が比較的に多くみられる。東直門南小 街の北側には、所得の低い製造業が集中している。新太倉胡同を除く北側の街路沿いには、施設が 少なく住宅が多い。

新太倉地区の街路空間では、幾つかの特徴的な機能を持つものがある。街路空間において、①駐 車スペース、②廃品回収場・公共ゴミ箱、③侵街が確認できる。

①駐車スペース:調査対象街区には、駐車専用のスペースというものがなく、路上に一列駐車をす る光景がみられる。路上には車止めを設置している。駐車スペースは同地区の全体を覆い尽くして いるが、特に著しく多いのは、東四十一条 (33)、東四十二条 (32)、東四十三条 (24) である。「条」 の街路空間に多い理由として、東西を直線的に走り、街路幅が広いため車が進入しやすいこと、住 民の自家用車の所有率が高いことが挙げられる。また、九道湾西巷、新太倉一巷、羅車胡同のような 街路角の多い街路にも多くみられる。

②廃品回収場・公共ゴミ箱:臨地調査中、オレンジ色のユニフォームを着た住民が廃品回収場で毎 日大量の大型ゴミを分別し、車やリヤカーで運んでいる姿がみられた。また、公共ゴミ箱は、四合院 の入り口に設置されており、地域住民は生ゴミをこまめに捨てにくる。その多くは、街路の曲がり 角に集中する。これは、集積するための街路幅が確保されているためである。廃品回収場・公共ゴミ 箱とともに、北側と南側でほぼ同数である。公共ゴミ箱は特に東四十一条(9)に多い。

③侵街:侵街とは、公共の街路に私有の生活物と物置が溢れる現象である。住居スペースが狭いこ とから、侵街がみられる。個人の屋外スペースとしてガーデニングを楽しんでいる住戸、エントラ ンス空間を設けている住戸、物置を街路に設置している住戸がみられる。特に著しく集中するのは、 街路の入り組んだ羅車胡同(17)や新太倉一巷(25)といった中央北東側一帯である。



d. 住居類型

調査対象街区は、伝統的住宅である四合院が多く残っている地区である。尼(2007) 注 95) が通常 の院子(中庭)の数による分類に加えて、街路との関係(入口の向き)そして敷地形状による変化型 も明らかにしているが、本稿では一般的な四合院の類型を前提にしている。

臨地調査では、四合院は 558 軒確認できている。四合院は、院子の奥行方向と間口方向の数によ って類型を判断することができる。

奥行き方向について、院子の数に着目すると、次の7タイプを区別できる。

1:三合院、2:一進四合院、3:二進四合院、4:三進四合院、5:四進四合院、6:二進四合 院+三合院、7:一進四合院+三合院

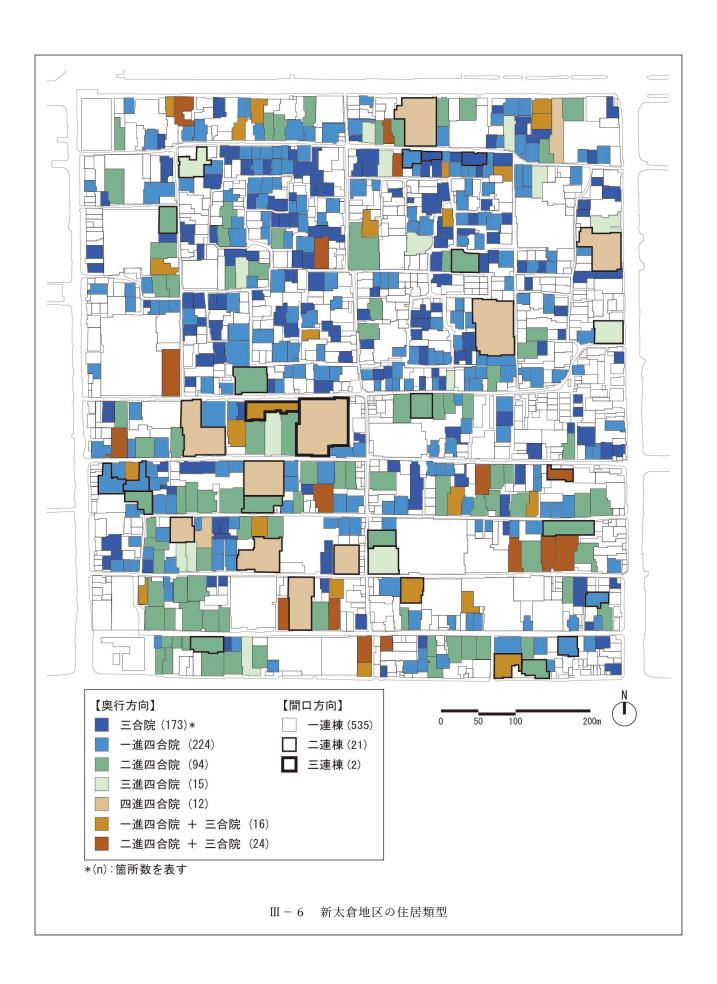
さらに、間口方向についての院子の数に着目すると、次の3タイプを区別できる。

I:一列、Ⅱ:二列、Ⅲ:三列

これによると、21 通りに分類できるが、5 タイプは存在せず、16 タイプに区別できる(図Ⅲ - 6)。

全体をみると、一列の一進四合院が 221 軒(39.6%、北:137、南:84)で最も多い。一列の三合 院が 171 軒 (30.6%、北:124、南:47) で次に多いが、その大部分は北側に存在する。一列の二進 四合院が85軒(15.2%、北:26、南:59)あり、南側に多い。一列の三進四合院と四進四合院はそ れぞれ 16 軒 (北:10、南:6) と 12 軒 (北:4、南:8) である。いずれも、北東と南西に多い。ま た、二列の四合院は、四進四合院が最も多く、南側に多い。さらに、三列のものは、南側の四進四合 院と一進四合院+三合院の2軒のみである。

注95) 尼躍紅『北京胡同四合院類型学研究』,中国建築工業出版社,2009.8



e. 世帯数

1949年に中華人民共和国成立以降、多くの人々が都市に流入し、四合院は複数の家族が雑居する大 雑院となっている。院子(中庭)は、違法建築によって占拠されたり、住宅内部の物置場、洗濯場、 物干場、流し、などが溢れ出したりして、居住環境は極めて悪化してきている。新太倉地区もこのよ うな雑院化が激しく起こっている。

世帯数は入口付近にあるメーターの数から算定できる。臨地調査にて、445軒の大雑院のメーター が確認できた (図Ⅲ-7)。

世帯数は4つに区分できる。1:1~10 世帯 (307軒、平均面積:301㎡)、2:11~20 世帯 (112 軒、平均面積: 609㎡)、3:21~30 世帯(18軒、平均面積:1,106㎡)、4:31世帯以上(8軒、平 均面積:2,759㎡)。中で、最も少ないものは1世帯であり、最も多いものは120世帯である。宅地面 積が増えるとともに、世帯数も増えていくことから、宅地面積と世帯数は比例すると言える。

世帯数が1~10世帯の大雑院が圧倒的に多く、その中で、世帯数6が58軒あり、全体の13.0%で最も 多い。また、各世帯数の分布をみると、1~10世帯は北側が多く(北:163、南:144)、11~20世帯 (北:47、南:65)、21~30世帯(北:4、南:14)、31世帯以上(北:2、南:6)は南側に多い。



(3) 新太倉地区の変容

a. 宅地の変容

『乾隆京城全図』(1750) は、全ての建物が院子(中庭)を中心に、立面図を四方に倒す「起こし絵」の図法で描かれている。また、入口や門が識別でき、二重線が引かれている壁によって境界が明確で、建物の規模や四合院の類型が判別できる。宮殿、役所、王府などは太線で描かれ、他の建物と区別されている。さらに、井戸、地区の自衛のための柵欄^{注96)}の位置も読み取ることができ、都市組織(近隣生活の集住単位)を明らかにすることができる。また、距離、角度に関しては不正確な箇所も多いが、四合院の形式をベースとして現在の地図と重ね合わせて復元すると、破損部を省いて763ヶ所の宅地が確認できる(図III - 8)。

現状、1169ヶ所の宅地がある(図Ⅲ-9)。2つの宅地地図を見比べると、『乾隆京城全図』の時代(1750年)と21世紀の間に、街路についてはほとんど変化がみられないが、袋小路については、新たにつくられたものもあれば、住居によって塞がれ消失しているものもある。幅が狭く、直線で長い袋小路が多くなり、過密化が激しいことがわかる。

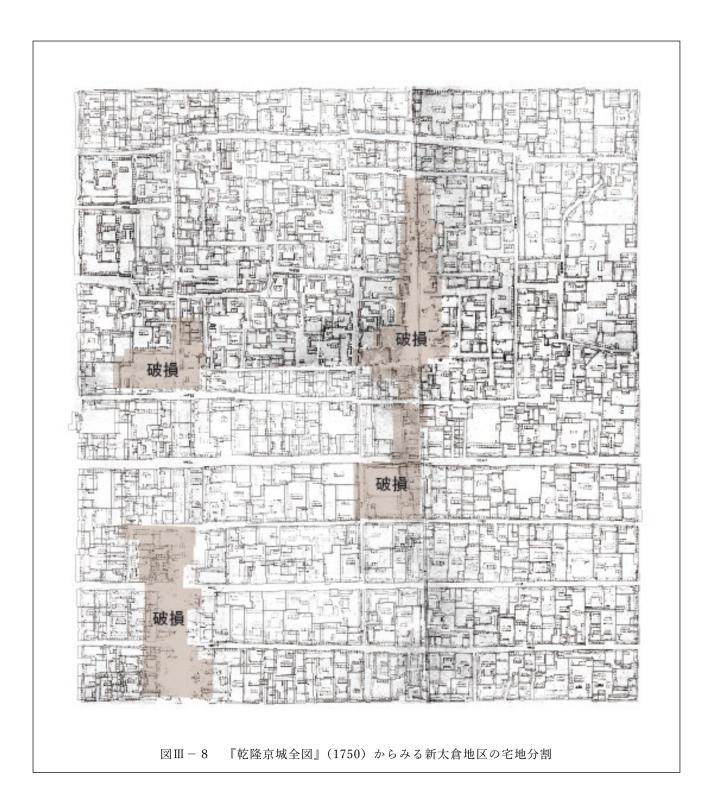
両図の宅地の間口と奥行き方向の長さを比較すると、現状が『乾隆京城全図』より、北側は、間口・ 奥行き平均ともに3.0mずつ短い。南側は、間口が平均4.0m、奥行きが平均7.0m短い。南北エリアと も、細分化されたことがわかる。

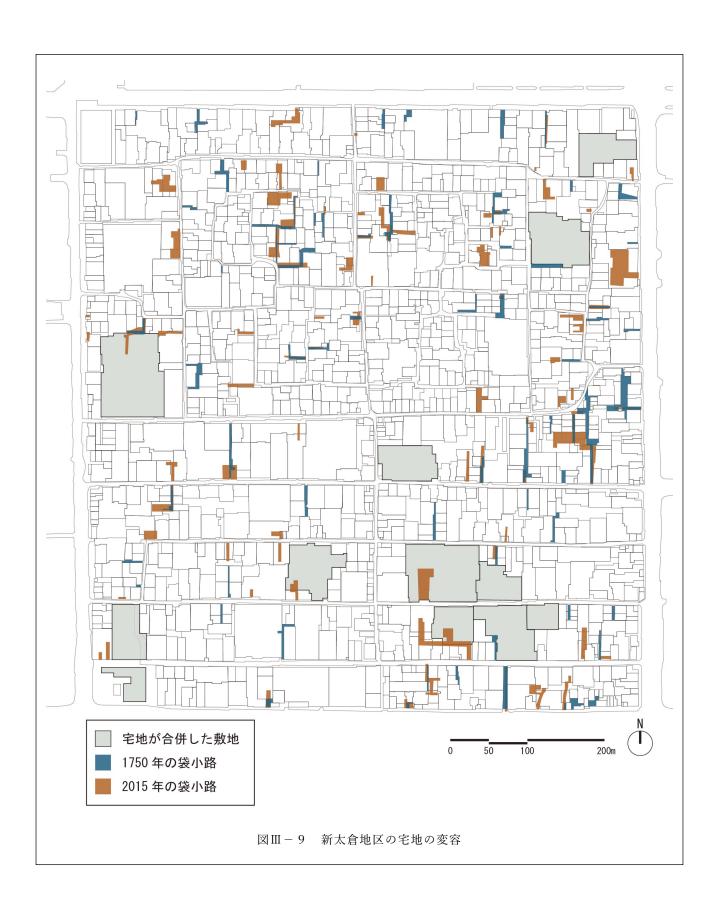
また、間口と奥行きの平均値は『乾隆京城全図』の方が大きいが、最大値が現在の方が大きい。これは、複数の宅地が合併し、一つの敷地になっているものである。その理由として、政府機関・社区施設・教育施設・オフィスの建物を建てるために複数の宅地を合併したと考えられる。

特徴的な変化があった宅地として、『乾隆京城全図』では、大街・小街の大きな通りに、比較的大きな四合院が面していることが多いが、現況では、街路沿いに建ち並ぶ店舗によって宅地が複雑に細分化されている。

さらに、『乾隆京城全図』から現代まで宅地分割がほぼ変わっていない宅地は、街区幅が狭く、規模の小さい宅地が並んでいる北側で多くみられる。

注96) 明代には「宵禁」の制(夜禁)があって犯罪を取り締まっていたが、強盗が絶えず、住民たちの自衛のために柵欄を設けるようになった。明代弘治元(1488)年には、朝廷が柵欄を設置するようになった。





b. 四合院の大雑院化

臨地調査では、8軒注97)の大雑院の調査を行っている(図Ⅲ-10、11)。なお、各大雑院の敷地面積はAutoCADにて算出している。

● 北京市東城区西倉門胡同7号(敷地面積:468㎡、居住世帯数:9)

② 北京市東城区九道湾南巷 7 号 (敷地面積:331㎡、居住世帯数:11)

③ 北京市東城区北溝沿胡同23号 (敷地面積:4,316㎡、居住世帯数:120)

◆ 北京市東城区東四十四条15号(敷地面積:573㎡、居住世帯数:9)

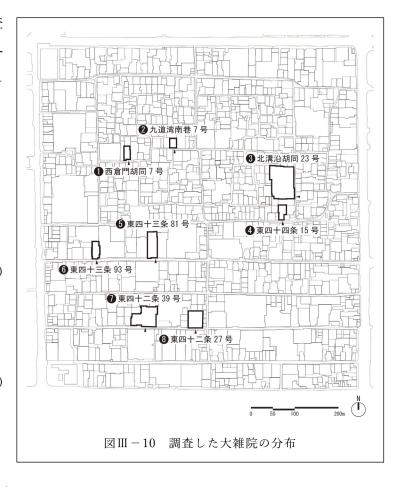
北京市東城区東四十三条81号(敷地面積:1,376㎡、居住世帯数:6)

北京市東城区東四十三条93号(敷地面積:725㎡、居住世帯数:23)

北京市東城区東四十二条39号(敷地面積: 2,531㎡、居住世帯数: 29)

❸ 北京市東城区東四十二条27号

(敷地面積:1,322㎡、居住世帯数:13)



この8軒の大雑院に居住している35世帯についてインタビュー調査を行った。インタビューの項目は、世帯人数・家族構成・年齢・出身地・前住所・職業・収入・家賃・定住/移住希望からなる。

● 北京市東城区西倉門胡同7号(調査世帯数:5)世帯人数:1~5人である。家族形態は、単身家族(1)、夫婦家族(1)、核家族(2)、拡大家族(1)である。出身地は、2世帯が地方出身(山東省1、吉林省1)、3世帯が北京出身である。

② 北京市東城区九道湾南巷 7 号 (調査世帯数: 5) 世帯人数は、1~2人である。家族形態は、単身家族 (1)、夫婦家族 (4) である。出身地は、5世帯とも地方出身者 (安徽省4、黒竜江省1) である。

3 北京市東城区北溝沿胡同23号(調査世帯数:7)

注97) 実測調査を行った雑院化した四合院の基本型は、中央の院子(中庭)を取り囲むように住棟4つを東西南北に配置する。住棟の単位を 「棟」とし、四合院の単位を「軒」として数える。

世帯人数は1~4人である。家族形態は、単身家族(1)、夫婦家族(3)、核家族(2)、拡大家族(1)である。出身地は、5世帯が地方出身(河北省2、遼寧省1、山西省1、安徽省1)、2世帯が北京出身である。

● 北京市東城区東四十四条15条 (調査世帯数:3)

世帯人数は2~15人(世帯人数15人の場合、父・母・本人・夫・息子3・娘4・孫4)である。家族 形態は、単身家族(1)、夫婦家族(1)、拡大家族(1)である。出身地は、3世帯とも北京出身であ る。

5 北京市東城区東四十三条81号(調査世帯数:3)

世帯人数は1~3人である。家族形態は、単身家族(1)、夫婦家族(2)である。出身地は、1世帯が地方出身(山西省)、2世帯が北京出身である。

- ⑥ 北京市東城区東四十三条93号(調査世帯数:1) 世帯人数は3人である。家族形態は、核家族(1)である。出身地は、北京出身である。
- 北京市東城区東四十二条39号 (調査世帯数:6)

世帯人数は1~5人である。家族形態は、単身家族(1)、夫婦家族(1)、核家族(1)、拡大家族(3)である。出身地は、2世帯が地方出身(内モンゴル自治区(1)、浙江省(1))、4世帯が北京出身である。

❸ 北京市東城区東四十二条27号(調査世帯数:5)

世帯人数は2~5人である。家族形態は、単身家族(1)、夫婦家族(1)、拡大家族(3)である。 出身地は、1世帯が地方出身(台湾)、4世帯が北京出身である。

35世帯の世帯人数の平均は3.17人である。家族形態は、単身家族7世帯、夫婦家族13世帯、核家族6世帯、拡大家族9世帯で、夫婦家族が最も多い。

北京における住宅所有および賃貸については、大きく、2度の大規模な都市人口流入と3度にわたる所有権の変化が作用している。2度の人口流入については、1950年代の「大躍進」期と1980年代の「改革開放」期である。3度にわたる所有権の変化については、1956年の政府が個人住宅を接収し、賃貸する「経租政策」、1978年の文化大革命(1966~1976年)で接収された個人住宅を政府が経営管理する政策、1998年の個人で住宅を自由に売買・賃貸ができるようになる「住宅改革制度」である。大雑院への入居年代については、個人で住宅を自由に売買・賃貸ができるようになった1998年以降に移り住んできた住人が多く、17世帯(北京出身3、地方出身14)ある。一方、1950年代から長年住み続けるのが8世帯(北京出身7、地方出身1)ある。その他、1960年代は3世帯、1970年代は2世帯、1980年代は2世帯、1990年代は3世帯である。

家賃については、平均で年1,080元(約17,141円)である。2015年北京市の平均家賃(年56,376元 (約894,774円))より大きく下回る。最低が年240元(約3,809円)、最高が年3,600元(約57,128円) と、大雑院内の家賃にはばらつきが大きい。その原因として考えられるのは、建物の所有をめぐる 権利関係がある。大雑院の房屋には、住民に使用権しか与えられず、又貸しが禁止される公房(公有 房屋)と、個人の財産として認められる、売買・賃貸が可能な私房(私有房屋)が存在する。公房の 家主は、住宅管理局に管理費くらいの非常に安い家賃を払いさえすれば、ずっとその房屋に住むこ とができる。一方、私房の家主のほとんどは、家賃収入を得るために外部の人に高く貸している。そ のため、房屋の所有形態の違いによって家賃に大きな差が生じている。

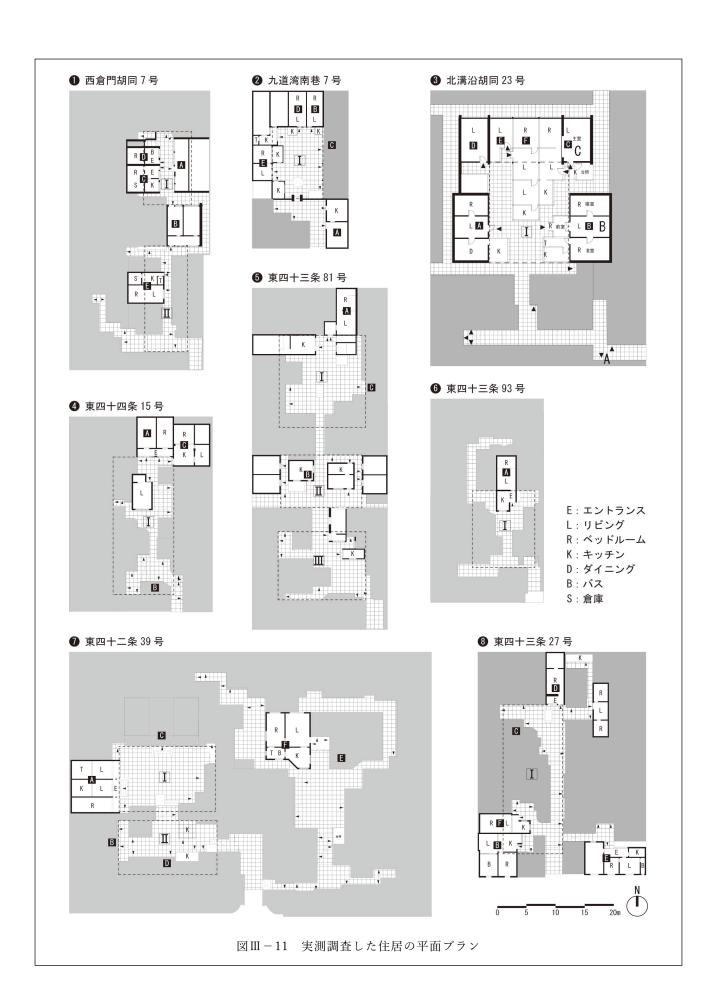
また、院子(中庭)の所有および使用についても、それぞれの大雑院で様々な問題が発生している。 インタビュー調査によると、●東四十二条39号 I は、院子を取り囲んでいる5軒の住人が話し合い、 院子に増築をしないことを決めている。また、●東四十四条15号 I の院子では、臨地調査中、院子 の中央に居室を増築しており、他の住人に許可無く建て始めたため、激しい紛争が起こっている。

調査を行った8軒の大雑院内の10の院落について、院子への増築状況を確認すると、増築が激しい院子は辛うじて人が通れる幅だけになっているものもある(①④③)。院子への増築面積の割合の平均は45%である。⑦東四十二条39号 I の院子は16%で当初の形を残しており、①西倉門胡同7号 II の院子が61%と最も増築が激しい。院子には、さらに花壇・鉢植え・鳥小屋・自転車などが置かれており、それぞれの入口の前を個人の屋外スペースとして自由に使っている。

35世帯のうち17世帯の住居の実測調査を行っている。住戸の面積については、最小13.7㎡、最大57.6㎡、平均面積が30.0㎡である。全ての住居が寝室を持ち、主室を持っていない家は前室が主室代わりになっている。水廻りは、12住戸に台所、5住戸にトイレ・シャワーがある。なお、トイレ・シャワーのある住戸は台所もあることが多い。トイレ・シャワーのない住戸の住人は街区内に設置されている公衆トイレ・公共浴室を利用している。各部屋の平均面積については、前室:4.8㎡、主室:13.9㎡、寝室:10.8㎡、主室+寝室:16.5㎡、台所:5.7㎡、主室+台所:10.9㎡、トイレ・シャワー:4.6㎡、倉庫:6.6㎡である。

院子に増築されている部屋の用途については、台所が最も多い。また、入口の軒下部分に前室を 増築する例が多くみられる。

入口に一番近い部屋に大きな窓をとり、奥の部屋まで光を入れようとしていることが見受けられる。また、◆東四十四条15号Cの住居は、奥まった位置にあるため窓を院子側に取ることができない。 そのため、天窓を設けて光を取り入れているような工夫がみられる。



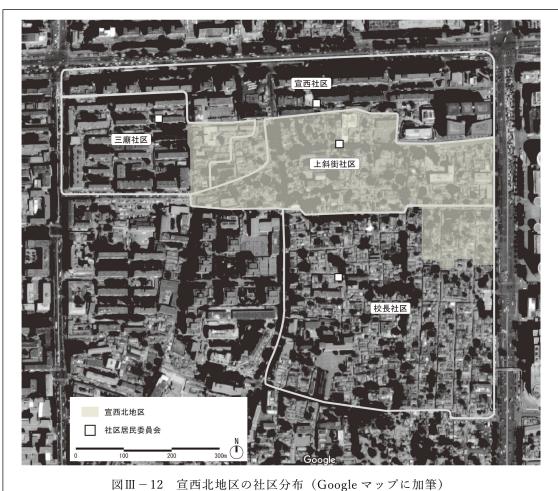
4 宣西北地区

(1) 宣西北地区の概要

宣西北地区は、宣武門注 98) の西南に位置する。東は宣武門外大街、西は長椿街、北は宣武門西大街、 南は広安門内大街に囲まれる。明代では宣北坊、清代では西城、清末民初では外右三区に属した。 1958年の行政改編の際には宣武区に属し、2010以降は西城区に属する。

宣西北地区には、清代には同郷会館が46軒、そして、会館と同じ機能を持つ祠堂が4軒存在して いた。その中の楊椒山祠は、宣南地区内で最も規模が大きく、「公車上書」^{注 99)} の舞台として知られ ている。しかし、1980年代以降、活発に都市再開発事業が行われ、地区は大きく変容してきた。

宣西北地区は、広安門内街道辦事処に属する4つの社区(上斜街、宣西、三廟、校場)に区分され ており、各社区内にはそれぞれの社区居民委員会が確認できる(図Ⅲ-12)。



注98) 明、清時代の北京は内城と外城に分かれ、内城には9つの門(正陽門、崇文門、宣武門、東直門、朝陽門、西直門、阜成門、徳勝門、 安定門)があり、この9つの門のうち、現存するのは正陽門と徳勝門のみである。外城には7つの門(永定門、左安門、右安門、広渠 門、広安門、東便門、西便門)があったが、全て取り壊された。

注99) 1895 年、会試受験のため入京した康有為が、日本に敗れた清朝政府が過酷な講和条件を受諾しようとしているのに憤激し、1200 名の 署名を集めて和議拒否の上書(公車上書)を行った事件。以後、康有為は、強学会など学会の名を借りた政治結社を組織し、雑誌を出版 するなど政治改革の必要を鼓吹した。

(2) 宣西北地区の空間構成

a. 街路体系

宣西北地区には、直交する街路は極めて少なく、ほとんどの街路は、斜行していたり、曲がりくねっていたりしている。街路名称を持つのは計 15 本あり、語尾に「街 Jie」の付く街路が4本(J1:上斜街、J2:下斜街、J3:宣武門外大街、J4:宣武門西河沿街)、「胡同 Hu-tong」が4本(H1:広安胡同、H2:達智橋胡同、H3:儲庫営胡同、H4:金井胡同)、「条 Tiao」が4本(校場大六条、校場頭条、校場三条、校場四条)、「巷 xiang」が3本(順河一巷、順河二巷、順河三巷)であるが、大きくは、3つのレベルに分類できる(図Ⅲ−13)。

第1レベル:商店や食堂などの諸施設が多く分布し、朝晩の屋台や野菜と果物を販売するリヤカーなどが集中する街路である。街路幅はやや広く、幹線道路にも接しているため、地区外の人も利用し、最も交通量が多い。第2レベル:商店などの諸施設が少なく、ほとんどが住居に接する街路である。一般的には、地区の居住者が利用する。第3レベル:第1、第2レベルの街路から分岐し大雑院化した各住居へ至る個別の街路である。方向がバラバラで曲折しているものが多い。昼間の交通量が極めて少なく、より限られた街区の居住者が利用している。

b. 施設分布・街路空間

宣西北地区には、行政施設として、社区居民委員会(1)、派出所^{注 100)}(1)、城管^{注 101)}(1)、共産党の物流会社(1)、房管所^{注 102)}(1)がある。教育施設として、小学校(1)、幼稚園(1)がある。宗教施設として清真寺(1)、医療施設として老人病院(1)、物流運輸に関する企業施設(1)がある。地域施設は、主に調査対象街区の両端にある下斜街、達智橋胡同、宣武門外大街に集中して分布している。地域施設の種別は多様であるが、そのほとんどが地区の居住者の生活を支える施設である。利用者側の生活行為の観点から、次の11タイプに分類できる。①公衆トイレ、②公衆浴室、③クリーニング施設、④食堂、⑤物品・食料品販売施設、⑥自転車・バイク修理施設、⑦廃品回収施設、⑧サービス施設(家電修理、携帯電話、印刷、家具)、⑨賭け事の施設(麻雀)、⑩製造施設(家屋修理、リフォーム)、⑪理容・美容施設(図Ⅲ − 14)。

宣西北地区には、全体的に「棚戸房」が密集しており、街路空間も日常生活の場として使用されている。街路には、ゴミ箱、物置、露店など様々なものが溢れ出している。住民は生ゴミ、燃えるゴミ、ペットボトル、空き缶などを分別せずにビニール袋にまとめてゴミ箱に捨てる。調査対象街区には39ヶ所確認できたが、各レベルの街路には40~60mに1つの割合で公共ゴミ箱が設置されている。ほとんどは公衆トイレの前に置かれている。公衆トイレとセットで清掃と回収を定期的に行うためである。街路には、私的な物置も置かれる。著しく集中するのは、「棚戸房」近傍の第3レベルの街

注100) 派出所は、交番に相当する役割を担う。

注101) 城管とは、警察の下部組織として都市の管理を行う。都市の秩序の維持を職務とする。

注102) 房管所とは、住宅管理局のことで、地区の公有房屋を管理する政府の下部組織である。

路である。さらに、街路には、様々な露店、屋台やリヤカーが置かれる。多いのは、調査対象街区の 両端を南北に走る幹線道路を東西につなぐ下斜街と達智橋胡同である。住民は、普段、食料品と日 用雑貨を基本的に街区内のリヤカーと露店と朝市で調達できる。

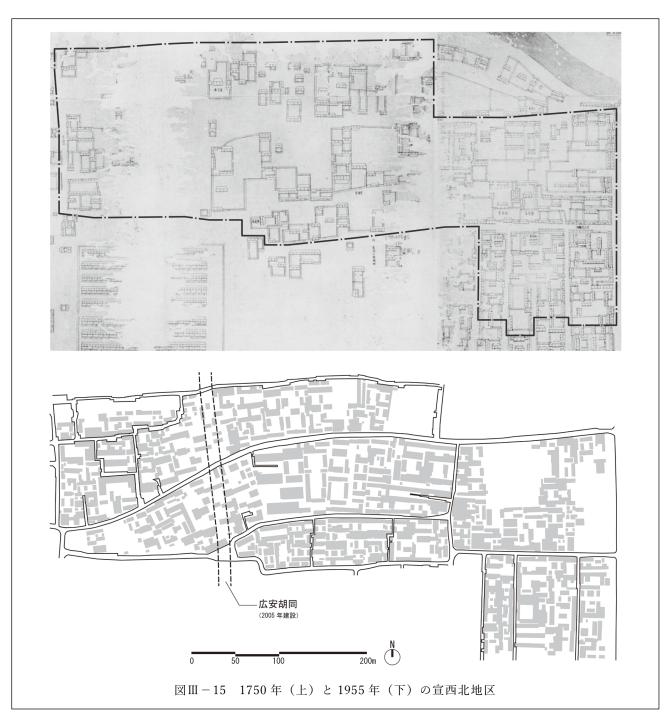


第Ⅲ章 歴史的街区とその居住環境 82

(3) 宣西北地区の変容

a. 街路体系の変容

『乾隆京城全図』(1750)(一部欠損有り)を見ると宣西北地区は、宣武門外大街沿いに胡同地区 がわずかに成立しているが、街路網は整然とは計画されず、空地が多く全体は建詰まっていない。 その後、会館や四合院が雑然と建設され、曲がりくねった街路が次第に形成された。1955年の北京 詳細地図 (『宣南鴻雪図志』(2015)) によればほぼ建て詰まり、2005 年に拡幅された南北大路広安 胡同を除いて現在と同じ街路が成立している (図Ⅲ-15)。



b. 文物保護単位(文化財)の大雑院化

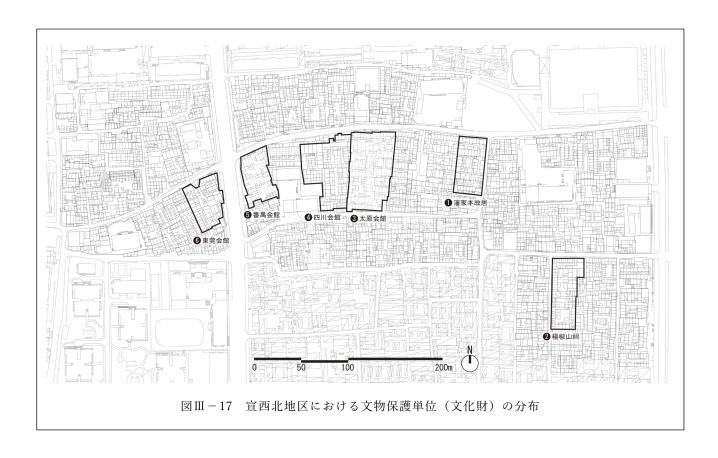
宣西北地区は、前述のように、歴史的には、地方から上京した人々が出身ごとに集まる宿泊、集会、文化施設である同郷会館の密集する地域であった。中華人民共和国成立以降から、多くの人々が流入し、同郷会館や四合院住宅は、複数の家族が雑居する「大雑院」となってきた。中庭は、違法建築によって占拠されたり、住宅内部の物置場、洗濯場、物干場、流し台などが溢れ出したりして、居住環境は極めて悪化してきている。

1955 年の北京詳細地図と 2016 年の地図を比較すると、ほとんどの四合院が大雑院化していることがわかる。1955 年の図から変化した部分、すなわち増築部分を示すと (図Ⅲ - 16)、ほとんどの院子 (中庭) が失われている。

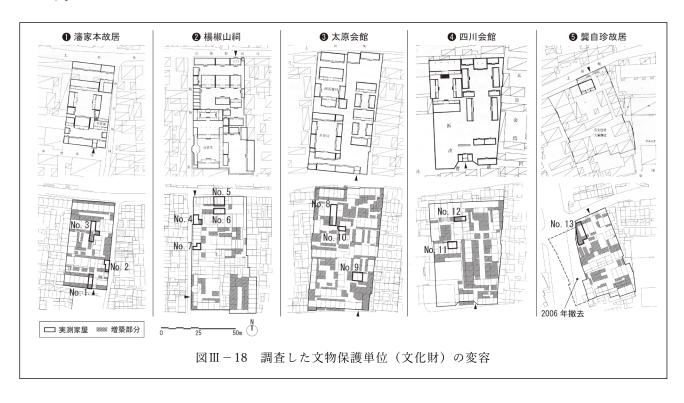


現在、文物保護単位として指定されるのは以下の6軒である(図Ⅲ-17)。

- 潘家本故居(北京市西城区金井胡同8号)
- 2 楊椒山祠(北京市西城区達智橋胡同21号)
- 3 太原会館(北京市西城区儲庫営胡同15号)
- 四川会館(北京市西城区儲庫営胡同17号)
- **⑤** 番禺会館(北京市西城区上斜街 50 号)
- 6 東莞会館(北京市西城区上斜街 62号)



住民が全て退去させられた⑥東莞会館を除いて調査した5軒の文物保護単位(●~⑤)を具体的 にみると以下のようである (図Ⅲ-18)。図の上側と下側は「建設当初」と「現地調査時」(2016) の平面プランを表している。臨地調査では、5軒の文物保護単位内の13住戸(No.1~13)を調査し ている。



この院落^{注 103)} は、三進^{注 104)} で、一進目では正房が三間、西耳房が三間、東耳房が五間、大門の向かい側には影壁、門の両側には門房二間と倒座南房六間が設けられていた。二進目は、正房が五間、東西の廂房は三間、三進目は、後罩房が八間設けられていた。東側には二進の小院落がある。

ここに現在 40 世帯(調査世帯 3 (No. $1\sim3$))が居住している。実測調査により、元の建築面積は $699.4 \mathrm{m}^2$ 、増築面積は $508.2 \mathrm{m}^2$ 、増築率は 72.7%である。

2 楊椒山祠(北京市西城区達智橋胡同 21 号)

この院落^{注 105)}は、北側の庵祠部分と西南側の諫草堂部分から構成される。庵祠部分は三間五桁で、 大門が街路に面する。諫草堂部分は南五間と北七間、および二つの奥行きが五桁の硬山勾連搭によって構成されている。

ここに現在 67 世帯(調査世帯 4(No. 4 \sim 7))が居住している。実測調査により、元の建物の面積は 702.4m^2 、増築面積は 447.5m^2 、増築率は 63.7%である。

3 太原会館(北京市西城区儲庫営胡同15号)

この院落^{注 106)} は、四進の東の院落と二進の西の院落で構成される。西の院落は住居であったが、後に祠堂に建て替えられた。

ここに現在 97 世帯 (調査世帯 4 (No. 8 \sim 10)) が居住している。実測調査により、元の建物の面積は 887.0m^2 、増築面積は 575.2m^2 、増築率は 64.9%である。

4 四川会館(北京市西城区儲庫営胡同17号)

この院落^{注 107)} も西と東の院落からなる。南の三間の大門を入ると巨大な影壁があり、東西とも二進の院落であったと思われるが、西の南部分は取り壊されている。東の北房は「正房三間、耳房三間、廂房五間」、南房三間は、会館の中では珍しく格式の高い形式である。西北の四合院の保存状況は良い。

ここに現在 70 世帯 (調査世帯 2 (No.11~12)) が居住している。実測調査により、本来の建物の 面積は 899.1m²、増築面積は 580.8m²、増築率は 64.6%である。

注103) 清代の大臣瀋家本 (1840~1913) が 1900 年から 1913 年までここに居住していた。1905 年に東耳房が二階建てに改築され、「瀋碧楼」と呼ばれた。「瀋碧楼」には瀋家の 5 万冊ほどの書籍が保管されたとされる。

注104) 院子(中庭)を囲む単位が後方へ繰り返される数を「進 jin」といい、「一進」「二(両)進」「三進」のように数える。

注105) 最初は城隍廟であったが、清代初期に松筠庵に建て替えられた。清代乾隆 52 年 (1787)、刑部官吏たちは楊椒山 (明代の大臣) (1516~1555) がここに居住したことがあり、この院落の正屋を楊祠堂とし、「景賢堂」という名前がつけられた。道光 28 年 (1848) に、八角形の「諫草堂」、回廊と庭園が増築された。

注106) 山西省太原出身の文学者閻若璩(1638~1704)が居住した。

注107) 雍正年間に建てられ、会館の中でも古い歴史を持つ。清代北京には四川の会館が 9ヶ所あり、区別するために「四川西館」とも呼ばれた。会館、1917~1924 年、一部を改修し、私立民国大学として使われた。

5 番禺会館(北京市西城区上斜街 50 号)

この院落^{注 108)} は、建設当初が二進の四合院 で、院落には東西に小路が存在していたが、西 路と門は道路拡幅のため2005年に取り壊され た。東路には複数の小規模な棟が建てられてい る。

ここに現在38世帯 (調査世帯1 (No.13)) が居住している。実測調査により、元の建物の 面積は 680.2m²、増築面積は 436.7m²、増築率 は 64.2% である。

居住者のインタビュー調査により、図Ⅲ− 18 で示している 13 住戸 (No.1~13) の増築履 歴を明らかにししている(図Ⅲ-19)。

実測調査を行った住戸は、元は8.6~32.8 ㎡ のワンルーム住居か2室住居である。大雑院化 が始まった 1960 年代初頭から 1970 年代にか けて入居している。生活に最低限の上下水道な どインフラが整えておらず、一軒を除いて、キ ッチンを持たなかった。それ故、院子(中庭) あるいは隣接院落との間に、キッチン、浴室、 倉庫などを増築していくことになった。2軒 (No.7(2K)、No.12(2K)) は増築しておらず、 1軒(No.10)は居住者が引っ越し前の仮住ま いで増築の経緯は不明である。1970年代後半 に増築は始まり、1980年代そして21世紀に入 って行われる。住戸の位置、空地の存在によっ て、前後左右に行われ、増築部分の面積は1.7 ~39.2 ㎡であり、増築後の面積は 10.3 ㎡~ 60.0 ㎡である。各住戸の平均増築率は既存面 積の80.6%である。

\vdash	入居年代	1970s	1980s	1990s	2000s
No. 1	R 1966		R R R		R 112.9m² 16.5m²
No. 2	R		R R R 1980 1986	15.5m²	
No. 3	R	R R R			R 15. 7m' R 13. 0m'
No. 4	R 2001				R 16. 6m² 2001
No. 5	R R 1963			R R K	R R 29. 4m² 25. 5m² 2008
No. 6	R R 1976				S K+D R 32. 8m² R R 25. 6m²
No. 8	R	R R		20. 6m² 21. 2m²	R: リビングルーム ベッドルーム D: ダイニングルーム K: キッチン B: パスルーム S: 倉庫 C: 庭 世楽部分
No. 9	R R 1965			R R 1998	20. 1m*
No. 11	R R 1964				R R 244.5m ² 13.1m ²
No. 13	R K.	R		R R 1986	20.8m ² 39.2m ²
j:	曽築履歴無し R R R R No. 7	增算 R B. 6m 1. 7m No. 10			現在

図Ⅲ-19 実測調査した住戸の変容

注108) 襲自珍(1792~1841、清代の学者)が、清代光緒年間にここに居住した。その後、番禺(現在の広州)会館となった。

第Ⅳ章 歴史的街区の居住環境整備事業

1 歴史的街区の居住環境整備事業

北京の歴史的街区における居住環境整備事業は、第Ⅱ章-3で述べた「危旧房改造事業」および「棚戸区改造事業」と密接な関係にある。

歴史的街区の居住環境整備の先駆となるのは、1980 年代末から 1990 年代初頭にかけて、菊児胡同、小後倉、徳宝、東南園の4地区をモデル地区として行われた、老朽化した家屋が密集する地区を建て替えた事業である。1990 年に清華大学建築学院(以下、清華大)呉良鏞教授の率いるグループが設計した菊児胡同の低層集合住宅は、四合院の中庭を再現するものとして高く評価され、第2期工事まで実施されることになった。その後、清華大は、『南池子危旧房改造規劃』(1995)、『豊盛小区改造規劃』(1997) といった計画案を作成した。しかし、ソフト面の考察、また、個々の建築物についての実測調査が不足していたため、整備事業の実施に至らなかった。1996 年、清華大は、国子監地区の修復・保護に関する研究を始め、保護のための基本計画である『国子監歴史文化保護興整治規劃研究』を作成した。その後、東城区政府はこの計画を参考にして露店の移転や街路に面する伝統的ファサードの整備を行った。

1990年以降、国有地における民間の有償使用や外資系ディベロッパーの参入が認められた後、不動産開発が急速に進められる。旧城内において、金融街、王府井商業街などで大型建築が建てられた一方、歴史的街区の多くが取り壊されるにつれ、歴史的街区の保護問題が各分野で次第に重視されるようになった。

2000 年末、西城区政府は、什刹海地区の煙袋斜街の伝統的商業を復活させるため、改造事業を行った。具体的には、清華大の協力のもと、詳細な調査と研究を実施して整備計画を立案し、事業を進めていた。主に、商業街沿いの違法建築を撤去し、給排水管整備などを整えてから、居住者自身による建物の改造と修繕を行った。結果的に歴史的景観の質と居住環境が向上し、現在では活気に溢れる観光地となっている。

2002 年、上述のように(第Ⅲ章-1)、北京市は『北京旧城 25 片歴史文化保護区保護規劃』(以下、『保護規劃』)を立案する。ところが、国子監や煙袋斜街の基本計画では保護に関する項目が細部まで作成されたのに対して、『保護規劃』の作成期間が短かったことや関係機関が多かったことなどから、多くの街区では具体的な実施には至っていない。その結果、歴史的街区内の歴史的建築物の商業目的による改築・解体が次々と行われてきた実態がある。

そうした中で、故宮に隣接する南池子地区では、共同建て替えと歴史的景観の保全を目的とした 再開発事業が行われた。一部の状態の良い四合院については修復を行い、老朽化した四合院につい ては取り壊した。また、給排水・ガス管の敷設、消防用道路として胡同の拡幅を行い、地下駐車場も 設置した。この南池子地区の共同建て替え事業は伝統的な四合院が RC 造の 2 階建ての四合院様式 を模倣した建物に建て替えられており、従来の歴史的景観が継承されたとは言い難い。特に、2003 年完成当時、撤去した家屋や住民の移転率が70%まで達したことから、市の掲げた保護計画から大 きく逸脱してしまったように思われる。

2005年から開始された南鑼鼓巷の整備事業は、政府主導による整備と異なり、居住者やテナント による自主的な修繕・更新などの建築行為が特徴である。これらの建築行為は建物の用途変更が多 く、地区内の四合院建築をはじめ、20世紀後半に建設されたオフィスビルが、レストラン、カフェ、 雑貨屋、ホステルなどに改築されている。南鑼鼓巷は、若者が多く訪れる賑やかな通りとなってお り、この一帯は北京でも話題のエリアとなるに至っている。南北に走る南鑼鼓巷に対して、東西の 胡同ではいまだに閑静な住宅地の雰囲気が保たれている。このように、歴史文化保護区の一つであ りながらも、現代都市としての活力を持っている南鑼鼓巷はとても魅力的な地区となっている。

一方、2005年、前門大街、大柵欄と鮮魚口地区での整備事業は、オリンピックを3年後に控えて いること、天安門広場に近いことにより、政府による性急な再開発が施された。結局、多くの歴史的 景観が喪失され、また、住民の強引的な立ち退きによる市民各層から大きな批判が巻き起こり、社 会問題となった。

大規模な再開発による北京市民の不満や開発コストの高騰により、2007年、北京市政府は、四合 院ごとに小規模な単位で段階的かつ長期的に整備する「微循環方式」を旧城内の各保護区で行い始 めた。微循環方式とはいえ、胡同に面する倒座房の修景や建て替えが多くみられる。しかし、この修 景・建て替えでは、デザインや材料が統一された施工基準によって進められるため、各院落の従来 の特性も失われてしまうことは大きな問題であった。

2 新太倉地区

歴史文化保護区に指定されている新太倉地区であるが、四合院の大雑院化や胡同の侵街(不法占有)が進行し、早急に居住環境整備が必要とされている。しかし、政府主導の整備事業は、公衆トイレの改修など一部の工事を除いてほとんどが停滞している。

居住環境整備が進められていないものの、「計画的」な破壊を受けている。臨地調査で実測とインタビュー調査を行った大雑院の中で、調査後、既存の建物が取り壊され、居住者全員を立ち退かせ、新四合院に建て替えられるケース(北京東城区九道湾南巷7号)があった。

新太倉地区は、様々な商業施設もあれば、四合院もバラックのような住居もみられる。街区のスケール、街路の体系、建物の高さを維持すれば、こうした異なる建築スタイルでも共存できると考える。現状の街路体系・施設分布・街路空間は、居住者の日常生活を支え、社区コミュニティの一体感を維持し、多様なサービス・施設の提供する役割を果たしている。こうした住民の日常生活を支える多様なサービスの体系に対し、クリアランス型の大規模再開発を避け、既存の環境に与えるインパクトを軽減する居住環境整備手法も合わせて考慮する必要がある。

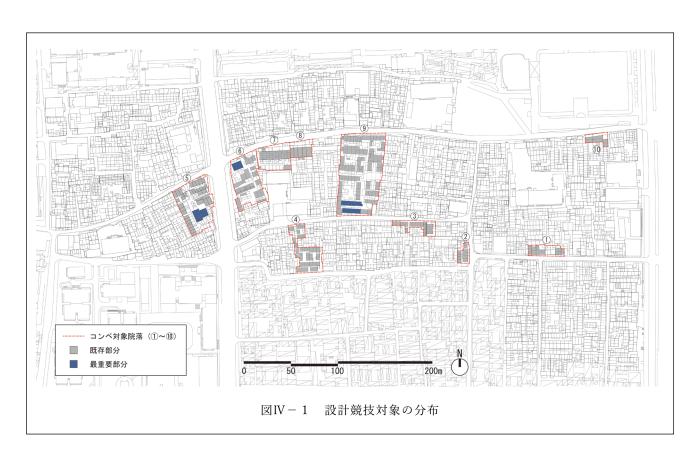
大雑院の各住戸の構成をみると、生活に必要な設備が足りておらず、外部の共有設備を使用している。居住環境を改善する際、まず上下水道などインフラを整える必要がある。また、街路には、駐車スペース、公共ゴミ箱が設置され、私的な物置が溢れる状況がみられる。駐車スペースの区画整備、ゴミの分別収集など街路環境・衛生面を改善する必要がある一方、防災面から、公共の街路に溢れる物置を整備するなど公的な施策も必要である。

3 宣西北地区

(1) 宣西北地区の再開発事業

宣西北地区は、2014年に北京市「棚戸区」に指定され、再開発(改造和環境整治)事業対象地区 とされてきた。再開発事業は、「住民の立ち退き」、「街路景観整備」、「四合院再生」からなる。事業 主体は西城区政府であるが、計画案の作成と実施は、区政府が入札によって選んだ事業者と契約す ることによって行われる。宣西北地区については、北京燕広置業有限責任公司(北京燕広開発株式 会社、以下、ディベロッパー)が選ばれた(2015年)。ディベロッパーは、2016年4月から7月に かけて、「宣西北・院落営造計劃」国際概念設計競技を行った。この設計競技は、宣西北地区の全体 保護および環境改善を目標とし、具体的には、10 院落 (1~10 号院)(図Ⅳ-1)を対象として改 善案を求めたもので、応募者は、10 院落から 1 つを選び、その改善案を提案するものであった。区 政府およびディベロッパーは、「微循環方式」といってモデル住宅改善事例が周辺に普及していくこ とを期待している。一等賞と二等賞の受賞者は設計競技後の実施設計に参加できるという条件であ る。賞金総額は21万元(一等賞1名:7.5万元、二等賞2名:各3万元、三等賞5名:各1.5万元) (1元=16.45円(2016年))である。与条件と評価基準は以下の4点である。

① 設計者は、設計プランを産権証(登記済権利証)に記載されている建物平面図と一致させる必 要がある。原則として、居住者によって増築した部分を全て取り壊す想定で設計する。



- ② 設計者は、快適な暮らしが実現できる室内および中庭空間と周囲の環境の調和がとれた立面を工夫する。
- ③ 設計者は、院落の衛生状態の改善、サービス施設の充実、街路の駐車スペースの有効利用(立体駐車は設計可)を考慮する。
- ④ 設計者は、伝統的住居の肌理と風貌を伝承しつつ、独自性に富んだデザインとする。

ディベロッパーが公表した審査結果によると、31 社が応募し、1 等賞は5 号院、二等賞は6、7 号院、三等賞は2、4、7、9 号院(4 号院は2 案)を対象とするものであった。しかし、その結果に基づいた計画案は、10 院落のうち3 つは実施されたが7 つについては居住者の反対によって現在も実施されていない。

(2) 再開発事業の問題点

a. 保存と再開発の矛盾

宣西北地区は、「歴史風貌協調区」に選定されており、①「保存状態のよい四合院、歴史建築物、近現代建築物および他の史跡」を保護する、②「胡同」を残す、③「建物と胡同あるいは街路と一定の距離」を保つ、④「改造と新築後の建物高度を9m以下」に抑え、「元の色彩、材料」に合わせる、という4つの規定を守る必要がある。すなわち、歴史風貌協調区に選定されると、従来のクリアランス型の再開発を行うことができない。また、建築面積と容積率をそう増やすことができない。

一方、宣西北地区は「棚戸区」にも選定され、その居住環境の整備が必要とされる。ディベロッパーが介入することにより、当然、商業的な利益も追究されることになる。その結果、宣西北地区は保護・整備と利益確保という矛盾の中で、再開発事業が難航している。

b. 住民への補償制度

区政府とディベロッパーが作成した『宣西北項目騰退手冊』(宣西北プロジェクト立ち退きマニュアル、以下、マニュアル)には、宣西北地区における立ち退き事業に関する補償制度と実施手順が記載されている。北京オリンピックのための再開発事業の際には、早期の立ち退きの場合は、現住所から近い場所にある「回遷房」と呼ばれる補償用の家屋が安価、または無償で提供されたが、現在の立ち退き補償は、①家屋補償(ディベロッパーが提供する住宅との交換)あるいは②金銭補償である。①家屋補償の場合、住民の移転先は約10km南西に位置する豊台区^{注 109)}の「合順家園」(高層集合住宅団地)である。10棟の住棟からなる計1,786戸^{注 110)}、団地面積は79,963㎡であり、緑化率は30%である。「合順家園」は一般の「商品房」(分譲マンション)と違い、低所得者向けの「経済適用房」^{注 111)}というものである。「経済適用房」は、建物には所有権があるが、土地の所有権はない。普

注109) 北京市 16 区の一つで、緑豊かな近郊として発展中の区である。

注110) 1786戸のうち、1LDK (62~70 ㎡) は 363戸、2LDK (78~85 ㎡) は 1119戸、3LDK (87~106 ㎡) は 304戸。

注111) 経済適用房とは、中国の社会保障政策のひとつで、低中所得世帯向けの低価格分譲住宅を指す。保障性住宅とも呼ばれている。

段居住しているときは問題にならないが、その住宅を売却するときには土地使用権料を支払う必要 がある。また、賃貸住宅として又貸しすることはできない。さらに、購入してから5年以内は売却で きないなど様々な制限がかけられている。

「合順家園」は、市内から地下鉄で乗り換えなしで行けるが、周辺は建設用地ばかりであり、イン フラも未だに整備されていないため、生活面から見ると不便である。補償家屋のトイレや水回りな どの設備、居住面積は多少改善されても、通学、通勤、通院、交通などの他の面では、むしろ生活環 境が悪化すると言える。

②金銭補償の場合、1㎡あたり10万元(約164.5万円)が補償される。中国の場合、都市部の土 地は全て国有地であり、家屋は住宅管理局や国営企業所有(公房:居住者は使用権を持つ)と個人所 有(私房:居住者は所有権を持つ)である。宣西北地区の場合、政府は全ての世帯に対して同じ単価 で補償している。しかし、金銭補償の問題となるのは、大雑院の中で一住戸あたりの面積が小さい ので、単価が高くても合計金額が高くならないことである。実測調査を行った 13 住戸の平均面積の 20.53 ㎡で試算してみると、補償額は 205.3 万元(約 3,377.2 万円)となる。2016 年宣西北地区周辺 の中古マンションの平米単価は 10.15 万元(約 167.0 万円)で極めて高額のため、補償金だけに頼っ て北京市内のマンションを買うのはほとんど不可能である。

設計競技の対象となった 10 院落において、ディベロッパーの公開したマップをベースとし、各建 物の既存部分と増築部分の面積を計算することができる。さらに、全ての世帯は金銭補償を選択す ることを想定し、マニュアルに書かれている金銭補償を参照して補償金の合計を出すと、表Ⅳ−1 になる。また、これらの建物の平均増築率は57%まで上るため、増築部分も補償範囲に入れると補 償金がさらに上がってしまう。その結果、住民と政府の間で増築部分の補償をめぐる交渉が数多く 行われている。

	建築面積	A: 金額		增築面積	В:	B:金額		A + B : 金額	
	(m²)	(RMB)	(JPY)	(m²)	(RMB)	(JPY)	(RMB)	(JPY)	
1	204. 4	20, 440, 000	336, 238, 000	142. 7	14, 270, 000	234, 741, 500	34, 710, 000	570, 979, 500	
2	153. 1	15, 310, 000	251, 849, 500	49. 5	4, 950, 000	81, 427, 500	20, 260, 000	333, 277, 000	
3	275. 3	27, 530, 000	452, 868, 500	61.9	6, 190, 000	101, 825, 500	33, 720, 000	554, 694, 000	
4	570. 8	57, 080, 000	938, 966, 000	107. 0	10, 700, 000	176, 015, 000	67, 780, 000	1, 114, 981, 000	
(5)	790. 4	79, 040, 000	1, 300, 208, 000	492. 6	49, 260, 000	810, 327, 000	128, 300, 000	2, 110, 535, 000	
6	675. 0	67, 500, 000	1, 110, 375, 000	420. 9	42, 090, 000	692, 380, 500	109, 590, 000	1, 802, 755, 500	
7	353. 7	35, 370, 000	581, 836, 500	342. 1	34, 210, 000	562, 754, 500	69, 580, 000	1, 144, 591, 000	
8	238. 1	23, 810, 000	391, 674, 500	140. 8	14, 080, 000	231, 616, 000	37, 890, 000	623, 290, 500	
9	1, 677. 1	167, 710, 000	2, 758, 829, 500	1, 088. 1	108, 810, 000	1, 789, 924, 500	276, 520, 000	4, 548, 754, 000	
10	163. 1	16, 310, 000	268, 299, 500	61.0	6, 100, 000	100, 345, 000	22, 410, 000	368, 644, 500	
合計	5, 101. 0	510, 100, 000	8, 391, 145, 000	2, 906. 6	290, 660, 000	4, 781, 357, 000	800, 760, 000	13, 172, 502, 000	

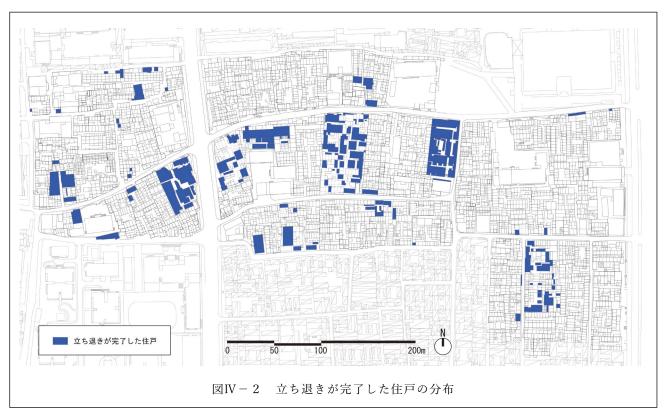
表IV-1 補償金の試算

c. 立ち退きの状況

再開発計画によると、立ち退きを求められた住戸は 2287 戸にも上り、しかも、立ち退き期間は 2015 年 3 月 31 日から 9 月 30 日までの半年間で、実際に、立ち退きが完了した住戸は、2015 年末 には 43 戸、2016 年 8 月末の調査時点では 370 戸であった(図IV-2)。

2016 年 8 月 31 日までに、文物保護単位(文化財)指定の 6 軒の大雑院において、住民が全て退去させられた⑥東莞会館を除いて、①瀋家本故居では 40 戸中 2 戸、②楊椒山祠では 67 戸中 19 戸、③太原会館では 97 戸中 10 戸、④四川会館では 70 戸中 25 戸、⑤番禺会館では 38 戸中 11 戸がまだ未退去であった。他に立退きを命じられているのは、 4 棟の簡易楼と幹線道路沿いの家屋である。

現時点で、住民へのヒヤリングによると、簡易楼と幹線道路沿いの住戸は移転しつつあるが、その 以外の住民はそのまま居住している状況である。



d. 住民の対応

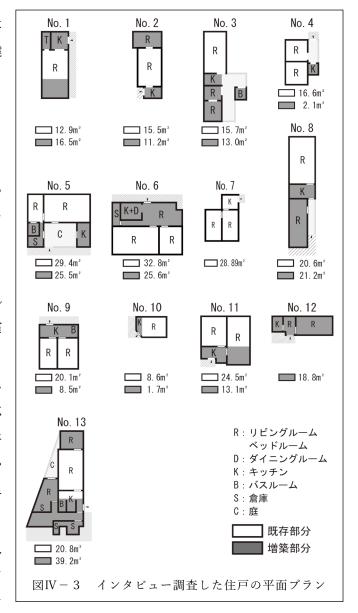
2016年6月一回目の臨地調査の際、調査した13住戸(図IV-3)(①瀋家本故居(No.1~3)、② 楊椒山祠(No.4~7)、③太原会館(No.8~10)、④四川会館(No.11~12)、⑤番禺会館(No.13)) の居住者を対象とし、インタビュー調査を行った。この13世帯は、立ち退きに対し、「賛成派」(2)、 「どちらでも良い」(2)、「反対派」(8)、「回答なし」(1) に分かれる。

「賛成派」の2世帯は、もともとマンション生活への憧れがあり、ディベロッパーの提案する補償家屋(「合順家園」)への転出を望んでおり、2回目の調査時(2016年8月)には引越しを完了して

いた (No.8、No.9)。この2住戸の建築面積は 21.2m²と 15.0m²であり、補償面積の換算式(建 築面積×6.8) によると、それぞれ 2LDK と 1LDK、2つの1LDKが補償された。

「どちらでも良い」の2世帯ものうち、No.4 の居住者は立ち退き期限までに住み続けたい、 No.6の居住者は他の地区にすでに持ち家があ るため、絶対反対ではない、補償金次第で家を 明け渡しても暮らしに困ることはないという ことであった。

「反対派」の8世帯は、①「この地区を離れ たくない」(No.6、No.12、No.13)、②「補償 金の額や補償家屋の質に納得しない」(No.1、 No. 2, No. 3, No. 9, No. 10, No. 11, No. 13), という理由で立ち退きに反対している。宣西北 地区から数百メートルのところに、良質な牛羊 肉の集積地で北京最古のモスクがあり、回族や ウイグル族などが数多く住むムスリム街の「牛 街 | がある。13 住戸のうち、2 世帯(No.6、 No.13) は回族である。彼らは、牛街の店が仕入 れる肉の質と衛生的な処理の仕方を信頼して いるため、普段は自転車や電動バイクに乗って



牛街まで食材を調達しに行っている。食材と宗教コミュニティに彼らは拘っているのである。また、 No.12 の居住者は、地方からやってきた低所得労働者で、近くの高級マンションで清掃バイトをや っており、子供も近くの保育園に通っているためこの地区から追い出されると非常に困ると回答し た。実は、この居住者は本来禁止されている又貸しの形で大家から借家している居住者である。こ うした事例も地区内には少なくない。No.1と No.2の居住者は、補償家屋の場所が遠い郊外にある ので、宣西北地区周辺の同じ面積の家屋の提供を要求している。つまりマニュアルにない補償方式 を求めている。No.3、No.9、No.10、No.11、No.13 の居住者は、補償家屋の面積および補償保証金 額に不満があるため立ち退きを拒んでいる。ただし、No.3、No.9、No.11 の3世帯は、補償条件 がよくなれば、どちらの方式でも良いと回答している。No.13 の居住者は、将来自分の居住地区は再 開発対象となると予測し、高額な補償金を狙うために家屋の増築行為を繰り返してきた。その住戸 プランを見ると、増築部分の面積(39.2 ㎡)だけでは建築面積(20.8 ㎡)の 2 倍になっている。マ

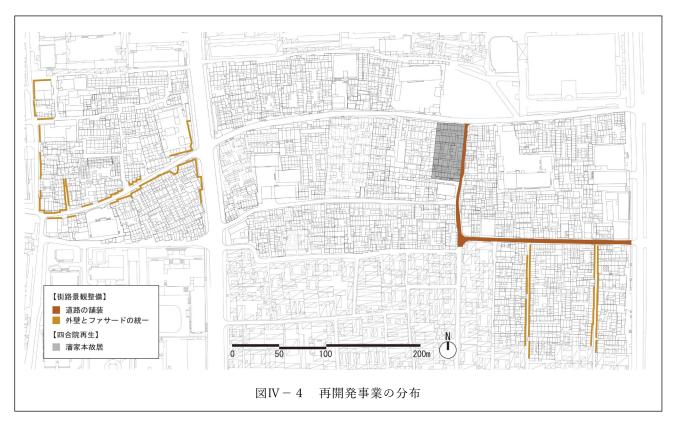
ニュアルの増築部分は認めないという規定に従えば、金銭補償の場合の補償額は208万元(約3,421.6万円)となる。しかし、増築の部分も入れると補償額は一気に600万元(約9,870.0万円)まで上がる。こうしたNo.13のような居住者が少なくなく、住民と政府の間で増築部分の補償をめぐる交渉に決着がつかない状況にある。

e. 街路景観整備と四合院再生

再開発(改造和環境整治)事業は、「立ち退き」のほか、「街路景観整備」と「四合院再生」もある(図IV-4)。

街路景観整備によって、道路の舗装および建物の外壁とファサードの統一が行われる。北京旧城の歴史的街区では、経済的な開発圧力と厳しい建築規制のもと、道路沿いの建築物を取り壊し、ファサード部分のみを古い建築物のようにつくるという見せかけだけの修復手法が採用されてきた。 宣西北地区においても、同様の手法が採られている。順河三巷、上斜街西側、校場頭条、校場三条、 金井胡同、達智橋胡同、広安胡同について行われた。これら以外の胡同については何も行われていない。

四合院再生は、文物保護単位指定の大雑院において、増改築部分を取り壊し、新たに古い四合院様式を模倣して復元する。宣西北地区の6軒の文物保護単位、①瀋家本故居、②楊椒山祠、③太原会館、④四川会館、⑤番禺会館、⑥東莞会館のうち、①瀋家本故居のみ工事が行われ、現在、博物館として一般公開されているが、他は、居住者の反対で、工事は実施されていない。





結章では、本研究で得た知見を各章ごとにまとめた上で、北京旧城の歴史的街区における居住環境整備の問題点と今後の指針についてまとめる。

第 I 章では、北京の都市形成・変容のプロセスについて考察を行った。まず、辺境の軍事拠点から 出発して、中国の首都として発展してきた北京の歴史的形成をまとめ、歴代北京城の空間構成の特 質について明らかにした。続いて、18世紀中期から現在まで、約 270 年間にわたる北京の都市空間 の変容について明らかにした。さらに、北京の伝統的住宅「四合院」の変容に着目し、その「大雑院」 化のプロセスを明らかにした。

遊牧世界と農耕世界の境界に位置する、中国古代文明の中心部から遠く離れた北京の歴史は北京原人の時代にまで遡る。燕の「薊城」に始まり、金の「中都」から中国の首都として歴史を展開し始め、元の「大都」、明・清の「北京」を経て、中国を代表する歴史文化都市として発展してきた。

1912年、辛亥革命により、中国最後の封建社会を統治した清王朝から中華民国へと政権が交代された。『乾隆京城全図』(1750)と民国時代の北京城図を重ねてみると、18世紀中期から 1949年中華人民共和国誕生までは大きな骨格はさほど変わっていないことがわかる。

新中国建国後、1952年から、外城の城壁は次々と取り壊され始め、1965年より地下鉄の建設に伴い、城壁は全面的に取り壊された。その後も、都市整備とともに、歴史的建築物は次々と取り壊される。特に北京オリンピック招致成功(2001年7月)後、旧城では大規模なクリアランス型の再開発が相次いで始まり、旧城内の低密度の建物群や歴史的景観は驚くほどのスピードで消えていった。

北京の伝統的住宅「四合院」は、約100年前、清朝が崩壊してから近年の再開発でその多くが消えるまでに、居住者が何度も入れ替わった。その過程で、一軒の四合院に数世帯が雑居する「大雑院」が生まれてきた。各家屋にかつて存在していた中庭が、大雑院では、ほとんどが違法建築によって占拠されてしまっている。大雑院の形成要因については、大きく、①2度の大規模な人口の都市流入、②3度にわたる所有権の変化、③自然災害に分けることができる。

第 II 章では、北京の都市改造事業の変遷について整理した。まず、1949 年建国後の北京都市計画の変遷について概括した。続いて、過密化する北京都市居住環境の形成に関わる土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷をまとめた。さらに、北京の居住環境改善事業の変遷を明らかにした。

北京市政府は、1949 年建国後から 2021 年までの間、計 8 回の都市全体計画を立案してきた。そして、都市へ大規模な人口流入があった 1950 年代、文化大革命が勃発した 1960~70 年代、改革開放政策が始まる 1980 年代から経済発展が急進する 1990 年代を経て 21 世紀以降の現在まで、土地収用と住宅管理に関する法制度の変遷について、建国初期の「個人による賃貸住宅経営の禁止」、文化大革命期の「個人住宅の接収」、改革開放期の「個人住宅の返還」、経済成長期の「福祉型住宅から商品化住宅への転換」に分けることができる。

北京の都市整備事業の中核として、道路・公共交通・緑地などのインフラ整備と連携した形で進められてきているのは、「危旧房改造事業」(老朽住居改造事業)である。1990年4月、北京市政府は第八回常務会議で、全市範囲内で危旧房改造事業の実施を決定した。そして、2000年3月、北京市政府は『北京市加快城市危旧房改造実施辦法(試行)』(北京市都市危旧房改造を推進する実施方法(試行))を制定し、新たな指針を提示した。特に北京オリンピック招致成功後、2001年から2003年までの3年間で事業は急増した。

2013 年、国務院が制定した『国務院関于加快棚戸区改造工作意見』(国務院は棚戸区改造事業を推進する意見)に基づいて、「棚戸区改造和環境整治」(棚戸区の改造と環境整備)が開始された。これは、都市部における居住環境を改善する整備事業として、危旧房改造事業を引き継ぐものである。北京市の棚戸区には2つのタイプがある。一つ目は、「城中村」として形成されるものである。二つ目は、「大雑院」化によって形成されるものである。

第Ⅲ章では、歴史的街区の居住環境の現状に関する考察を行った。まず、北京における歴史的環境保全制度の変遷について概括した。続いて、旧城の歴史的街区における現状と特性を明らかにした。 さらに、調査対象である新太倉地区と宣西北地区の居住環境に着目し、臨地調査を通じて2地区の空間構成とその変容を明らかにした。

北京市は、1961年から8回にわたって文物保護単位(文化財)を指定してきた。そして、1982年に歴史文化名城に指定される。さらに、1990年から3回にわたって歴史文化保護区を選定し、2004年に歴史文化保護区と一般市街地の景観上の調整を図る緩衝地帯として歴史風貌協調区を選定した。これにより、文物保護単位、保全地区、都市全体からなる3層保全体系が形成される。

現在、北京旧城には、33 地区の「歴史文化保護区」と6地区の「歴史風貌協調区」が存在する。研究対象として、内城の新太倉地区(歴史文化保護区指定)と外城の宣西北地区(歴史文化保護区指定)を取り上げている。新太倉地区は、北京内城の北東部に位置し、古い北京を色濃く残している地域の一角にあり、平屋の四合院が数多く現存する。新太倉地区は、住宅が密集する居住環境の改善は急務であるが、現在では、凍結保存のように整備事業の動きがまったくない状態である。一方、宣西北地区は、外城の西北部に位置し、昔地方から上京した人々が出身ごとに集まる、宿泊、集会、文化施設である同郷会館が密集する地域である。宣西北地区は、「歴史風貌協調区」と「棚戸区」として二重に指定されており、現在、整備事業が難航している。

まず、新太倉地区の空間構成とその変容については、以下のことを明らかにした。

①新太倉地区の北側一帯は、倉が置かれていたため、方向がバラバラで曲折している幅の狭い街路が多い。一方、南側一帯は、直線の街路が多く、布野・鄧(1999)の提示している北京内城の基本街区モデルに則っている。街路のヒエラルキーは、街区を囲む、また街区内部を縦横に走る主要街路「街」、主要街路から分岐し主要街路同士を結ぶ街路「条」「胡同」、街区の内部へと分岐する路

地「巷」の3つに分類できる。

- ②新太倉地区は、全体に大雑院化した四合院が密集しており、日常生活を支える活動の多くは街路において行われている。また、様々な露店、屋台、リヤカーが街路に置かれている。街路には、駐車スペース、公共ゴミ箱が設置され、私的な物置が溢れる状況がみられる。
- ③新太倉地区は、『乾隆京城全図』(1750)の段階では、現在と同じ街路網が成立しており、地区全体がほぼ建て詰まっていた。現況と比べると、街区と街路についてはほとんど変化がみられないが、袋小路については、幅が狭く、直線で長いものが多くなり、地区の過密化が激しいことがわかる。また、複数の宅地を合併し、一つの敷地(政府機関・社区施設・教育施設・オフィス)としているケースもみられる。
- ④地区内の四合院は、558 軒確認できる。院子(中庭)の奥行方向と間口方向の数によって 16 タイプに区別できる。1949 年に中華人民共和国成立以降、多くの人々が都市に流入し、四合院は複数の家族が雑居する大雑院となっている。インタビュー調査によれば、四合院の院子への増築が 1970年代から始まり、次第に住宅内部の物置場、洗濯場、物干場、流し台などが溢れ出し、居住環境は極めて悪化してきている。各住戸の構成をみると、生活に必要な設備が足りておらず、外部の共有設備を使用している。

続いて、宣西北地区の空間構成とその変容については、以下のことを明らかにした。

- ①宣西北地区は、1750年の段階では、街路網は内城のように整然としておらず、空地が多い。18世紀末以降、会館や四合院が徐々に建設され、湾曲した街路網が形成されていった。1955年時点には、地区全体はほぼ建て詰まっており、現在と同じ街路網が成立していた。街路は、屋台や野菜と果物を販売する露店などが往来する街路、地区の居住者が通行するための街路、それらの街路から分岐し大雑院化した各住居へつながる街路の3つのレベルに分けられる。
- ②宣西北地区の全体に棚戸房が密集しており、日常生活に伴う活動の多くは街路や地域施設において行われている。街路には、公共ゴミ箱、公衆トイレが一定間隔で設置され、棚戸房の近くの街路には私的な物置が溢れる状況がみられる。様々な露店、屋台、リヤカーが街路に置かれている。
- ③宣西北地区には、中華人民共和国成立以降、多くの人々が流入した。1955年の段階では、四合院住宅の形式は維持されているが、次第に複数の家族が雑居する「大雑院」となっていく。インタビュー調査によれば、1960年代前半から「大雑院」が急速に増え、現在ほとんどの四合院が大雑院化している。入居時は、ワンルーム住居か2室住居であるが、その後、院子や隣接院落との間に、キッチン、浴室、倉庫などを増築している。

第IV章では、歴史的街区の居住環境整備事業の現状に関する考察を行った。まず、旧城の歴史的街区における居住環境整備事業の事例について概括した。続いて、新太倉地区における居住環境整備の現状および宣西北地区における再開発事業の実態、問題点を明らかにした。

北京旧城における居住環境整備事業は、政府により一定の資金を一つの街区に集中的投じる方法が採用されている。そのため、画一化される解体・設計・施工方式で事業を進めることが多い。その結果、大量の歴史的建築物が取り壊され、歴史的環境は深刻なダメージを受けている。

調査対象街区における居住環境整備の動向に着目し、以下のことを明らかにした。

新太倉地区は、周辺に地下鉄駅があり交通の便が良いこと、そして、家賃が高騰し続ける北京の中で比較的に安価なことから、地方からやってきた低所得者にとって、市内中心部で安い値段で住める地区として認識されている。一方、古くから住んでいる北京出身の住民も多く、同大雑院に両者が入り交じっている状況にある。

現状の街路体系・施設分布・街路空間は、居住者の日常生活を支え、社区コミュニティの一体感を維持し、様々なサービス・施設を提供する役割を果たしている。こうした住民の日常生活を支える多様なサービス体系に対し、クリアランス型の大規模再開発を避け、既存の環境に与えるインパクトを軽減する居住環境整備手法も合わせて考慮する必要がある。

宣西北地区は、2014年に北京市「棚戸区」に指定され、再開発(改造和環境整治)事業対象地区とされてきた。再開発事業は、「住民の立ち退き」、「街路景観整備」、「四合院再生」からなる。事業主体は西城区政府であるが、計画案の作成と実施は、区政府が入札によって選んだ事業者と契約することによって行われる。

立ち退き世帯については、金銭補償と家屋補償の二者択一が求められる。金銭補償の問題となるのは、大雑院の中で一住戸あたりの面積が小さいので、補償額が少なく住民の期待するレベルに遠く及ばないことである。また、増築部分の補償は認められないことである。家屋補償の問題点は、現住所から遠く離れていること、また、その後の又貸しや売却に厳しい制限がかけられていることである。

宣西北地区の再開発事業ではかなり強引な決定が行われた。立ち退き期間は、わずか半年間に設定され、立ち退きの合意に至らない世帯が多くあるにもかかわらず、事業コンペが実施された。この地域が今後どうなるのかはっきり公表されないまま、取り壊しだけが先行されたことは大きな問題であった。

以上をもとに、北京旧城の歴史的街区における居住環境整備事業の問題点と今後の指針について まとめると以下のようになる。

問題点①:街路には、様々な露店、屋台、リヤカーが置かれている。また、駐車スペース、公共ゴミ箱、公衆トイレが設置され、私的な物置が溢れる。

対策:住民の日常生活を支える多様なサービスの体系に対し、クリアランス型の大規模再開発を避

け、既存の環境に与えるインパクトを軽減する居住環境整備手法も合わせて考慮する必要がある。駐車スペースの区画整備、ゴミの分別収集など街路環境・衛生面を改善する必要がある一方、防災面から、公共の街路に溢れる物置を整備するなど公的な施策も必要である。

問題点②:大雑院では、住宅内部の物置場、洗濯場、流し台などが中庭に溢れ出したりして、居住環境は極めて悪化してきている。各住戸の構成をみると、生活に必要な設備が足りておらず、居住者は外部の共有設備を使用している。

対策:居住環境を改善する際に、まず、排水管やガス管の敷設工事や上下水道などインフラを整える必要がある。

問題点③:多くの世帯の収入が低いため、居住者自身は、自主的に居住環境を改善する余裕がない。

対策:政府は住民の自主的な保存修景活動を誘導すること(技術指導,資金援助,優遇政策)が必要である。そのためには,技術的な規定に関するマニュアルを明確する必要がある。

問題点④:利益確保を前提に文化財保護と再開発事業を両立させることは難しい。

対策:地区内の重点的に保護すべき対象を改めて検討し,数量を絞ったうえで,一律の規制ではなく,場所によっては規制基準を緩和する必要がある。

問題点⑤:政府主導の整備事業では、見せかけだけの修復手法が採用されている。また、整備により従来の住民の生活および地域社会の構成が大きく変化する。

対策:地区内の各種の歴史的要素について徹底的な調査と分析を行い,場所の特性に合わせた保存 手法が必要である。住民が住み続ける条件を整備し,従来の地域社会をベースとした,オンサイトの 居住環境整備の手法を追及することが必要である。

以上のように、歴史的景観の保存と街区の更新が両立できる整備手法を考案することで、同様な課題を抱える北京旧城の歴史的街区、さらに、中国他の大都市の事業展開のための大きな指針として構築することができた。

資料編

I 北京旧城文物保護単位(文化財)一覧

(級別:国=国家級、区=区級、市=市級)

番号	名称	級別	行政区	住所	建	設年代
1	正陽門	国	東城区	正義路社区前門大街	清	
2	北京城東南角楼	国	東城区	東便門橋西	清	
3	北京大学紅楼	国	東城区	五四大街 29 号	清	1918年
4	天安門	国	東城区	菖蒲河社区天安門	清	
5	人民英雄記念碑	国	東城区	正義路社区天安門広場内	建国後	1958年
6	故宮	国	東城区	景山前街 4 号	清	
7	天壇	国	東城区	永定門内大街東東側	明	
8	智化寺	国	東城区	禄米倉社区禄米倉胡同5号	明	
	袁崇煥墓和祠					
9	①墓和祠	国	東城区	東花市斜街 50、52 号	明、清	
	②廟			龍潭路8号龍潭公園内	民国	1917年
10	国子監	玉	東城区	国子監街 15 号	清	
11	北京孔廟	玉	東城区	国子監街 13 号	清	
12	雍和宮	玉	東城区	雍和宮大街 12 号	清	
13	皇史宬	国	東城区	南池子大街 136 号	清	
14	古観象台	国	東城区	東裱褙胡同 2 号	清	
15	太廟	国	東城区	菖蒲河社区東長安街	清	
16	社稷壇	国	東城区	菖蒲河社区東長安街	清	
17	崇礼住宅	国	東城区	東四六条 63、65 号	清	
18	北京鼓楼、鐘楼	国	東城区	鐘楼湾臨字 9 号	清	
19	可園	玉	東城区	帽児胡同 7、9、11、13 号	清	
20	孚 王府	国	東城区	朝陽門内大街 137 号	清	
	東交民巷使館建築群 ①奥地利使館旧址			台基廠社区台基廠頭条 3 号	_	20 世紀初
	②比利時使館旧址			崇文門西大街 9 号	清	1866 年
	③東方匯理銀行旧址			東交民巷 34 号	清	1917 年
	④法国使館旧址			東交民巷 15 号	清	1861 年
	⑤花旗銀行旧址			東交民巷 36 号	清	1914 年
21	⑥日本公使館旧址	国	東城区	東交民巷 21、23 号	清	1885 年
	⑦日本使館旧址			正義路2号	清	
	⑧意大利使館旧址			台基廠大街1号	清	1901 年
	⑨英国使館旧址			東長安街 14 号	清	1861 年
	⑩正金銀行旧址			正義路甲4号	清	1910 年
	①法国兵営旧址			台基廠大街 5 号	_	20 世紀初
	迎国際倶楽部旧址			台基廠三条3号	清	1912 年
	⑬淳親王府旧址			東長安街 14 号	清	
22	柏林寺	国	東城区	劇楼胡同1号	清	
23	地壇	国	東城区	安定門外大街東側	清	
24	京師大学堂分科大学旧址	国	東城区	安徳里北街 21 号		20 世紀初
25	清陸軍部和海軍部旧址	国	東城区	張自忠路 3 号	清	m/m//
26	孫中山行館	国	東城区	張自忠路 23 号	民国	
27	協和医学院旧址	国	東城区	帥府園胡同1号	民国、清	1904~28 年
28	亜斯立堂	国	東城区	后溝胡同丁 2 号	清	1909 年
20	明北京城城墻遺存		ANAL:	V=113.041,4.4. ≥ 3	113	*/V/ T
29	①明北京城墻遺跡	国	東城区	崇文門東順成街	明	
	②左安門値房		/N7%IC	左安門内大街東南端	明	
30	文天祥祠	玉	東城区	府学胡同 63 号	明	
31	普度寺	国 国	東城区	一	清	
32	東堂	国 国	東城区			1904 年
33	中華聖経会旧址		東城区	東単北大街 4 号 東単北大街 21 号	清 民国	1904年

番号	名称	級別	行政区	住所	建	設年代
	大運河					
34	①南新倉	玉	東城区	東四十条 22 号	明	
	②玉河遺址			東不圧橋胡同南口至帽児胡同西口	元	
35	北京大学地質館旧址	国	東城区	沙灘北街 15 号	民国	1934 年
36	北海及団城	玉	西城区	文津街1号	元	
37	妙応寺白塔	玉	西城区	阜成門内大街 171 号	遼	
38	宋慶齡故居	玉	西城区	後海北沿 46 号	清	
39	恭王府及花園	玉	西城区	前海西街 17 号	明	
40	牛街礼拝寺	玉	西城区	牛街 18 号	遼	996年
41	天寧寺塔	玉	西城区	天宁寺前街甲3号	遼	
42	郭沫若故居	国	西城区	前海西街 18 号	明	
43	大高玄殿	国	西城区	景山西街 21、23 号	明	1542 年
44	歴代帝王廟	国	西城区	阜成門内大街 131 号	明	1531 年
45	南堂	国	西城区	前門西大街 141 号	明	1605 年
46	景山	国	西城区	景山前街	遼	
47	白雲観	国	西城区	北濱河路西白雲観街	唐	739年
48	法源寺	国	西城区	法源寺前街 5 号	唐	645 年
49	先農壇	国	西城区	東経路 21 号	明	1406~20年
50	安徽会館	玉	西城区	後孫公園胡同 17~27 号	清	1871 年
51	北京魯迅故居	国	西城区	阜成門内宮門口二条 19 号	民国	1924年
52	北京国会旧址	国	西城区	宣武門西大街 57 号	民国	1912 年
53	北平図書館旧址	国	西城区	文津街7号	清	1909年
54	報国寺	国	西城区	報国寺前街1号	明	1466年
55	醇親王府	国	西城区	後海北沿 44 号	清	
56	謙祥益	国	西城区	珠宝市街 5 号	清	
57	勸業場	国	西城区	廊房頭条 17 号	清	1905 年
58	瑞蚨祥	国	西城区	大柵欄街 5 号	清	
59	祥義號	国	西城区	大栅欄街1号	清	
60	徳勝門箭楼	国	西城区	徳勝門立交橋北側	明	1439 年
61	関岳廟	国	西城区	鼓楼西大街 149 号	清	1899 年
62	広済寺	国	西城区	阜成門内大街 25 号	金	
63	国立蒙蔵学校旧址	国	西城区	小石虎胡同 33 号	明	
64	国民政府財政部印刷局旧址	国	西城区	白紙坊街西街 23 号	清	1908年
65	京師女子師範学堂旧址	国	西城区	新文化街 45 号	清	1909 年
66	利瑪竇和外国伝教士墓地	国	西城区	車公庄大街 6 号	明	
67	清農事試験場旧址	国	西城区	西直門外大街 137 号	清	1747 年
68	西什庫教堂	国	西城区	西什庫大街 33 号	清	1703 年
69	月壇	国	西城区	南礼士路	明	1530 年
70	中南海	国	西城区	西長安街北側	遼	
71	大運河 (西城区)	玉	西城区	什刹海街道	元	
72	輔仁大学	国	西城区	定阜街1号	民国	1930年
73	中華聖公会教堂	国	西城区	佟麟閣路 85 号	清	1907 年
74	克勤郡王府	国	西城区	新文化街 53 号	清	
75	李大釗旧居	国	西城区	文華胡同 24 号	不明	
76	梅蘭芳旧居	国	西城区	護国寺街 9 号	不明	
77	明北京城城墻遺跡	国	西城区	復興門南大街	明	
78	盛新中学與佑貞女中	国	西城区	教場胡同 2、4 号	民国	1917 年
79	万松老人塔	国	西城区	西四南大街 43 号旁門	金末~元初	
80	西交民巷近代銀行建築群	国	西城区	西長安街街道	清、民国	
81	京奉鉄路正陽門東車站旧址	市	東城区	前門大街東側	清	1903 年
82	福建汀州会館北館	市	東城区	長巷二条 48 号	明	
83	陽平会館劇楼	市	東城区	小江胡同 36 号	清	
84	崇文区新开路二十号四合院	市	東城区	新革路 20 号	民国	
85	花市火神廟	市	東城区	西花市大街 113 号	明	

番号	名称	級別	行政区	住所	建	設年代
86	隆安寺	市	東城区	白橋大街南里1、3号	明	
87	金台書院	市	東城区	東曉市街 203 号	清	
88	正陽橋疏渠記方碑	市	東城区	紅廟街 78 号	清	
89	燕墩	市	東城区	永定門外鉄路橋西側	清	
90	毛主席記念堂	市	東城区	天安門广場中軸線的南部	建国後	1977 年
91	毛主席故居	市	東城区	吉安所左巷 8 号	民国	
92	東四清真寺	市	東城区	東四南大街 13 号	明	
93	嵩祝寺	市	東城区	北河沿大街 25 号、嵩祝寺北巷 4 号	清	
94	智珠寺	市	東城区	嵩祝院 23 号、嵩祝寺北巷 6 号	清	
95	宣仁廟	市	東城区	北池子大街 2 号	清	
96	凝和廟	市	東城区	北池子大街 46 号	清	
97	和敬公主府	市	東城区	張自忠路7号	清	
98	于謙祠	市	東城区	西裱褙胡同 21 号	清	
99	老舍故居	市	東城区	豊富胡同 19 号	建国後	1949 年
100	茅盾故居	市	東城区	后円恩寺胡同 13 号	建国後	1974年
101	旧宅院	市	東城区	帽児胡同 35、37 号	清	
102	礼士胡同 129 号四合院	市	東城区	礼士胡同 129 号	民国	
103	内務部街 11 号四合院	市	東城区	内務部街 11 号	清	
104	円恩寺后街7号、9号四合院	市	東城区	后円恩寺胡同7号、9号	民国	
105	国祥胡同 2 号四合院	市	東城区	国祥胡同甲 2 号	清	
106	方家胡同 13、15 号四合院	市	東城区	方家胡同 13 号、15 号	清	
107	府学胡同 36 号四合院	市	東城区	府学胡同 36 号、交道口南大街 136 号	清	
108	国子監街	市	東城区	国子監街	清	
109	北新倉	市	東城区	北新倉甲 16 号	明	
110	禄米倉	市	東城区	禄米倉胡同 71、73 号	明	
111	原中法大学	市	東城区	東黄城根北街甲 20 号	民国	1930 年代
112	順天府学	市	東城区	府学胡同 65 号	清	
113	京師大学堂建築遺存	市	東城区	沙灘后街 55、59 号	清	
114	大慈延福宮建築遺存	市	東城区	朝陽門内大街 223 号	清	
115	西堂子胡同 25~37 号四合院	市	東城区	西堂子胡同 25~37 号(単号)	清	
116	北京飯店初期建築	市	東城区	東長安街 33 号	民国	1917年
117	軍調部 1946 年中共代表団駐地	市	東城区	南河沿大街 1 号	民国	1946 年
118	孑民堂	市	東城区	北河沿大街 83 号	民国	1947 年
119	法国郵政局旧址	市	東城区	東交民巷 19 号	清	1910年
120	圣米厄尔教堂	市	東城区	東交民巷甲 13 号	清	1904年
121	美国使館旧址	市	東城区	前門東大街 23 号	清	1903年
122	荷蘭使館旧址	市	東城区	前門東大街 11 号	清	1909年
123	帽児胡同 5 号四合院	市	東城区	帽児胡同 5 号	清	
124	美術館東街 25 号四合院	市	東城区	美術館東街 25 号	清	
125	東棉花胡同 15 号院及拱門磚雕	市	東城区	東棉花胡同 15 号	民国	
126	前鼓楼苑胡同7、9号四合院	市	東城区	前鼓楼苑胡同7号	清	
127	鼓楼東大街 255 号四合院	市	東城区	鼓楼東大街 255 号	民国	
128	宁郡王府	市	東城区	北极閣三条 69、71 号、新开路胡同 92、94、96、98、100 号	清	
129	陳独秀旧居	市	東城区	箭杆胡同 20 号	民国	
130	皇城墻遺址東城段	市	東城区	菖蒲河社区長安街、景山東街等地	明	
131	黑芝麻胡同 13 号四合院	市	東城区	黑芝麻胡同 13 号	清	
132	綺園花園	市	東城区	秦老胡同 35 号	清	
133	前永康胡同7号四合院	市	東城区	前永康胡同 7 号	清	
134	僧王府	市	東城区	炒豆胡同 73、75、77 号、南鑼鼓巷 110 号、板廠胡同 30、32、34 号	清	
135	総理各国事務衙門建築遺存	市	東城区	東堂子胡同 49 号	清	
136	恒親王府	市	東城区	朝陽門内大街 55 号	清	
137	沙井胡同 15 号四合院	市	東城区	沙井胡同 15 号	清	
138	原麦加利銀行	市	東城区	東交民巷 39 号	民国	1919年
139	協和医院北院住宅群	市	東城区	外交部街 59 号	民国	1920 年代
				•		

番号	名称	級別	行政区	住所	建	没年代
140	協和医院南院住宅群	市	東城区	北极閣三条 26 号	民国	1920 年代
141	北京大学女生宿舍	市	東城区	沙灘北街乙 2 号	民国	1935 年
142	東皇城根南街 32 号宅院	市	東城区	東皇城根南街 32 号	清	
143	大清郵政総局旧址	市	東城区	小報房胡同 7 号	清	
144	史家胡同 51 号院	市	東城区	史家胡同 51 号、内務部街 44 号	清	
145	史家胡同 53 号院	市	東城区	史家胡同 53 号、内務部街甲 44 号	清	
146	史家胡同 55 号院	市	東城区	史家胡同 55 号、内務部街甲 44 号	清	
147	順天府大堂	市	東城区	東公街 9 号	清	
148	馬輝堂花園	市	東城区	魏家胡同 18 号、小細管胡同 15 号	民国	1919年
149	全聚德烤鴨店門面	市	東城区	前門大街 30 号	清	
150	北平電話北局旧址	市	東城区	東皇城根北街 14 号	民国	1938 年
151	欧美同学会	市	東城区	南河沿大街 111 号	民国	
152	蔡元培故居	市	東城区	東堂子胡同 75 号	民国	
153	北総布胡同 2 号宅院	市	東城区	北総布胡同 2 号	民国	1918年
154	清末自来水廠旧址	市	東城区	香河園大街 3 号	清	1908年
155	陶然亭慈悲庵	市	西城区	陶然亭公園内	元	
156	程硯秋故居	市	西城区	西四北三条 39 号	不明	
157	都城隍廟後殿(寝祠)	市	西城区	成方街 33 号	元	1280年
158	福佑寺	市	西城区	北長街 20 号	清	
159	広化寺	市	西城区	鴉児胡同 31 号	元	
160	湖広会館	市	西城区	虎坊路3、5号	清	
161	護国寺金剛殿	市	西城区	護国寺東巷	元	1284 年
162	湖南会館	市	西城区	爛縵胡同 101、103 号	清	1887 年
163	火徳真君廟	市	西城区	地安門外大街 77 号	唐	632 年
164	金中都太液池遺址	市	西城区	广外南街 77 号	金	
165	京報館	市	西城区	魏染胡同 30、32 号	不明	
166	康有為故居	市	西城区	米市胡同 43 号	清	1823 年
167	礼王府	市	西城区	西黄城根南街7号、9号	清	
168	呂祖閣	市	西城区	新壁街 41 号、明光胡同 6 号	清	
169	斉白石故居	市	西城区	跨車胡同 13 号	不明	
170	慶王府	市	西城区	定阜街 3 号	清	
171	昇平署戱楼	市	西城区	西長安街1号	清	
172	天主教聖母会法文学校	市	西城区	前門西大街 137 号	清	1908年
173	前公用胡同 15 号四合院	市	西城区	前公用胡同 15 号	清	
174	西交民巷 87 号及北新華街 112 号四合院	市	西城区	西交民巷 87 号、北新華街 112 号	不明	
175	阜成門内大街 93 号四合院	市	西城区	阜成門内大街 93 号	民国	
176	西四北六条 23 号四合院	市	西城区	西四北六条 23 号	清末~民初	
177	西四北三条 11 号四合院	市	西城区	西四北三条 11 号	不明	
178	西四北三条 19 号四合院	市	西城区	西四北三条 19 号	不明	
179	楊椒山祠(松筠庵)	市	西城区	达智橋胡同 12 号及旁門、校場三条 2 号	清	
180	雲絵楼清音閣	市	西城区	陶然亭公園内	清	
181	昭顕廟	市	西城区	北長街 71 号	清	1732 年
182	鄭王府	市	西城区	大木倉胡同 35 号	清	
183	中山会館	市	西城区	珠朝街 5 号	清	
184	朱彝尊故居(順徳会館)	市	西城区	海柏胡同 16 号	清	
185	北京水準原点	市	西城区	西安門大街 1 号	民国	1915 年
186	富国街 3 号四合院	市	西城区	富国街 3 号	清	
187	交通銀行旧址	市	西城区	前門西河沿街 9 号	民国	1931 年
188	平綏西直門車站	市	西城区	西直門外北濱河路 1 号	清	1906年
189	涛貝勒府	市	西城区	柳蔭街 27 号	清	· ·
190	塩業銀行旧址	市	西城区	前門西河沿街 7 号	民国	1915 年
191	百万庄路8号墓園石刻	市	西城区	百万庄路 8 号	不明	
192	長椿寺	市	西城区	長椿街 9、11 号	明	1592 年
_	旧式舗面房	市	西城区	地安門外大街 50 号	清	

機能が乗りる機能 市 内核区 配名の第17号 一 20世紀初 1955 下記報 市 内核区 配名の第17号 元 日本 1723年 1727年 市 内核区 配名の第17号 日本 1723年 1727年 市 内核区 配名の第17号 日本 1723年 1727年 日本 1723年	番号	名称	級別	行政区	住所	建	設年代
1999 現金経 市 内域区 放生性の大き 10 1733 年 1733 年 1797 正	194	糧食店街第十旅館	市	西城区	糧食店街 73 号	_	20 世紀初
1978 出土の 古 内域区 内域区 内域区 内域区 日本の 日本の	195	三聖庵	市	西城区	陶然亭北里黑窑廠街 14 号	宋	
199 後少年年日	196	賢良祠	市	西城区	地安門西大街 103 号	清	1733 年
199 地名中田大伊 123 与四合院 市 四級区 地名中田大印 123 号 清 市 四級区 地名中田州 123 号 市 四級区 地名中田州 123 号 市 四級区 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	197	正乙祠	市	西城区	西河沿街 220 号	明	
一切	198	徳寿堂薬店	市	西城区	珠市口西大街 75 号	民国	1934 年
空の 空の 空の で	199	地安門西大街 153 号四合院	市	西城区	地安門西大街 153 号	清	
2022 全野安 市 両城区 前海域区 前海域区 前海域区 京本 四域区 京本 四域区 京本 四域区 京本 四域区 京本 四域区 京本 四域区 元本 元本 四域区 元本 元本 元本 元本 元本 元本 元本 元	200	恭儉冰窖	市	西城区	恭儉五巷 5 号	清	
203 ・	201	皇城墙遺址(西城区)	市	西城区	西長安街北側	明	
203 ・	202	会賢堂	市	西城区	前海北沿 18 号	清	
10 10 10 10 10 10 10 10	203	紀曉嵐故居	市	西城区	珠市口西大街 241 号		
2006 第連末 (南) 育 市 西域区 第連 (南) 育 市 四域区 60% 南 3 号 育 1459 年 297 60% 百 3 号 育 1459 年 月 1450 日 1450 日 1450	204		市	西城区	南新華街 177 号	不明	
2006 第連末 (南) 育 市 西域区 第連 (南) 育 市 四域区 60% 南 3 号 育 1459 年 297 60% 百 3 号 育 1459 年 月 1450 日 1450 日 1450	205		市			明	1581 年
一部	206	雪池氷窖	市	西城区	雪池胡同 10 号	清	
208	207	醇親王(南)府	市	西城区			
209 瀬陽会館 市 四域区 北半歳初回 41 守 清 1870 年 210 瀬稽在内部併印度間 市 四域区 物作 13 号 清 1826 年						_	1459 年
210 清稽查内務何創史區門 市 四城区 跨山門南 5 号 清 清 清 清 清 清 清 清 清							
211 清字部遺存 市 西城区 教育術1、3 号 清 1826 年 1826 年 1826 年 市 西城区 南千蔵園下 5 方 市 西城区 南千蔵園下 7 号 方 市 西城区 南千蔵園下 7 号 市 西城区 南井園園 7 号 市 西城区 南井園園 7 号 市 西城区 南井園園 7 号 市 西城区 西域区 西城区 西域区 西域							
212 超興金館 市 四城区 南半數周刊 7号 清 1826年 213 張田京政府 市 四城区 南半朝周刊 27号 不明 元 四城区 京井周刊 27号 不明 元 元 元 元 元 元 元 元 元							
213 張白進故居 市 四城区 府右斯西 27 号 溶 214 東北所道存 市 四城区 所月前周 3 号 溶 215 民国地資調査所印址 市 四城区 炎素利雨 29 号 明 1604 年 216 宣応寺 区 四城区 资素利雨 29 号 明 1604 年 217 北砂大田址 区 四城区 旁報前日 29 号 明 1604 年 217 北砂大田址 区 四城区 南新華 13, 15, 17 号 清 1901 年 218 高小雲故居 区 四城区 東地区 不明 日							1826 年
214 集型附置存 市 四域区 前井制阿3号 濟 215 民国地質調查所旧址 市 西域区 兵馬周房 15号 民国 216 宝広寺 区 西域区 兵馬周房 15号 民国 217 北地大旧址 区 西域区 京輔同 29号 明 1604年 217 北地大旧址 区 西域区 京輔同 29号 明 1604年 218 尚小表故居 区 西域区 南端市 13、15、17号 清 1901年 219 前水附小旧址 区 西域区 四域区 東域区 東域 不明 220 布整本版局 区 西域区 風域区 東域区 不明 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 申 申 申 申 申 申 申							
215 民田地質調査所旧址 市 西城区 兵馬司胡同15号 民田 1604年 177 北部大田址 区 西城区 南新華南13、15、17号 前 1901年 1901							
216 宝応寺 区 西城区 西城区 南新華前 13、15、17 号 清 明 1604 年 217 北崎大田址 区 西城区 南新華前 13、15、17 号 清 1901 年 218 尚小雲放居 区 西城区 男地区建物传建 不明 219 師次附小田址 区 西城区 男地区建物传建 不明 220 荷鬘生放居 区 西城区 日域区 另地区建设管辖 不明 221 余权皆故居 区 西城区 国域区 月海新華前 18 号 月 不明 222 專業新館 区 原城区 月域区 京 223 深陰何の合院 区 東城区 東域区 東京 224 舊帝周回合院 区 東城区 東京 前 225 花市前支寺 区 東城区 西本市 10 号 明 明 226 臺土廟 区 東城区 東城区 明						_	
217 北部大旧址							1604 年
218							
219 師大附小旧址 区 西城区 南新華街 18 号 民国 220 荷慧生成居 区 西城区 具地迁挂榜復建 不明 221 余权岩放居 区 西城区 異地迁挂榜復建 不明 222 粤東新館 区 東城区 唐韓間 11, 13 号 清 19世紀中期 223 兴隆街四合院 区 東城区 唐章朝回 53 号 清 清 224 舊章胡同四合院 区 東城区 西花市大街 80 号 明 明 225 花市清真寺 区 東城区 西花市大街 80 号 明 明 226 東瀬 区 東城区 西花市大街 80 号 明 明 227 江南 第 区 東城区 西花市 56 号 県 民国 日 上 里 上							1701 +
220 葡萄生故居 区 西城区 山西街甲 13 号 不明 221 余权岩故居 区 西城区 累地迁建待復建 不明 222 專來新館 区 更城区 南城西街 11, 13 号 清 19 世紀中期 223 兴隆街四合院 区 東城区 東京区 東京区 清 224 奮章胡同四合院 区 東城区 西花市大街 80 号 明 225 花市清真寺 区 東城区 西花市大街 80 号 明 226 業主廟 区 東城区 東城区 東城区 月 227 法華寺 区 東城区 大生春 6号 民国 1926 年 228 一八烈士記念碑 区 東城区 夕照寺中街 13 号 民国 1926 年 230 夕照寺 区 東城区 安瀬林 63 号 明 明 1926 年 231 安楽神林 区 東城区 安瀬市前 15号 民国 1926 年 233 北西済故号 区 東城区 直頭補同 15号 民国 清 234 北王府 区							
221 余板岩故居 区 西城区 異地迁建侍復建 不明 222 粤東新館 区 西城区 南横西街 11、13 号 清 19世紀中期 223 兴降街四合院 区 東城区 東京経済 52 号 清 224 奮章胡同四合院 区 東城区 舊章胡同 53 号 清 225 花市青真寺 区 東城区 西花市大務 80 号 明 226 茶王廟 区 東城区 西花市大務 80 号 明 227 法華寺 区 東城区 法華寺街 65、67、69 号 清 228 南尚子天主堂 区 東城区 大生巷 6号 民国 229 三八烈士記念碑 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明 230 夕照寺 区 東城区 夕服寺中台 13 号 明 231 安楽林 区 東城区 夕縣村路 15 号 明 232 楊昌活故居 区 東城区 五藤村前 15 号 民国 233 通路寺 区 東城区 五藤村前 15 号 財 234 惠王府 区							
222 粤東新館 区 西城区 南横西街 11、13 号 清 19世紀中期 223 兴隆街四合院 区 東城区 東兴隆街 52 号 清 224 奮章胡同四合院 区 東城区 舊章胡同 53 号 清 225 花市清真寺 区 東城区 東藤市街 101 号 明 226 業王廟 区 東城区 東城区 東城区 田野 227 法華寺 区 東城区 東城区 東城区 田田 1926 年 227 法華寺 区 東城区 東城区 東城区 東城区 日田 1926 年 222 日 二一八烈士記念碑 区 東城区 夕照寺中街 13 号 田 1926 年 223 月 月 日田 1926 年 223 日 日本 日本 日本 1926 年 223 日 日本 日本 日本 日本 1926 年 223 日 日本 日本 日本 1926 年 223 日 日本 日本 日本 1926 年 224 日 日本 122 年 日本 122 日本 122 日本 122 日本 122 日							
223 兴隆街四合院 区 東城区 東兴隆街 52 号 清 224 奮章胡同四合院 区 東城区 舊章胡同 53 号 清 225 花市清真寺 区 東城区 東城市街 101 号 明 226 墨王廟 区 東城区 東華市街 65、67、69 号 清 227 法華寺 区 東城区 永生巷 6号 民国 228 南崗子天主堂 区 東城区 永生巷 6号 民国 229 三一八烈士記念碑 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中前 13 号 明 231 安楽神林 区 東城区 安瀬林 63 号 明、清 232 楊昌済故居 区 東城区 五瀬胡同 15 号 民国 233 通数寺 区 東城区 五瀬胡同 19 号 清 234 惠王府 区 東城区 五ヶ所古 10 号 清 235 吉安所 区 東城区 直安所古 10 号 民国 235 在長幹 区 東城区 直							19 世紀由期
224 奮章胡同四合院 区 東城区 奮章胡同53 号 清 225 花市清真寺 区 東城区 西花市大街80 号 明 226 業王廟 区 東城区 東域区 東域区 東域区 東域区 日 明 日 日 中 日 中 日 中 日 日 中 日 日 中 日 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>17 医心口为1</td></td<>							17 医心口为1
225 花市清真寺 区 東城区 西花市大街 80 号 明 226 薬王廟 区 東城区 東崎区 東城区 東城区 上華寺街 65、67、69 号 清 227 法華寺 区 東城区 永生巷 6号 民国 1926 年 228 南崎子天主堂 区 東城区 永生巷 6号 民国 1926 年 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明 明 7 9 東城区 夕照寺中街 13 号 明、清 日 232 楊高冷故居 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明、清 民国 1926 年 232 機局済故居 区 東城区 女業林 63 号 明、清 日 232 機局済故居 区 東城区 会業材間15 号 民国 233 通数寺 区 東城区 会業付出日19号 清 234 連 東京所 区 東城区 金票城区 会業付出日3号 民国 235 吉安所 区 東城区 金票城区 会業付出日3号 民国 1930 年代 239 民国 民国 1930 年代 239 民国 日 日 239 民国 日 日 24日 日<						_	
226 薬王廟 区 東城区 東韓市街 101 号 明 227 法華寺 区 東城区 法華寺街 65、67、69 号 清 228 南崗子天主堂 区 東城区 永生巷 6 号 民国 229 三一八烈士記念碑 区 東城区 好照寺街 6 号 民国 1926 年 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明 1926 年 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺明 63 号 明、清 1926 年 231 安楽禅林 区 東城区 夏麗劫間 15 号 民国 1926 年 232 楊昌済故居 区 東城区 至東城区 新倉間 15 号 民国 1926 年 233 通教寺 区 東城区 童麗樹間 15 号 清 1926 年 清 234 惠王府 区 東城区 富麗胡同 3 号、灯巾中四街 5 号 清 193 年 民国 1930 年代 236 東 民国 1930 年代 237 股 東城区							
227 法華寺 区 東城区 法華寺街 65、67、69号 清 228 南崗子天主堂 区 東城区 永生巷 6号 民国 229 三一八烈士記念碑 区 東城区 培新街 6号 民国 1926年 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街 13号 明 明、清 231 安楽樺林 区 東城区 夕照寺中街 13号 明、清 日 231 安楽樺林 区 東城区 五歳池胡同 15号 民国 現国 232 楊昌済故居 区 東城区 五歳神胡同 15号 民国 東城 正国 主事 正国 主事 正国 主事 正国 正国 主事 工業公司 主事 正国 主事 工業公司 主事 正国 主席 工業公司							
228 南崗子天主堂 区 東城区 水生巷6号 民国 229 三一八烈士記念碑 区 東城区 夕照寺中街13号 明 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街13号 明 231 安楽禅林 区 東城区 豆腐池胡同15号 民国 232 楊昌済故居 区 東城区 豆腐池胡同15号 民国 233 通教寺 区 東城区 台露祖胡同15号 清 234 惠王府 区 東城区 富强胡同3号、灯市口西街5号 清 235 吉安所 区 東城区 趙堂子胡同3号 民国 236 朱启鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同3号 民国 236 朱启鈴宅 区 東城区 倉南胡同53号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 東総布胡同53号 民国 1930年代 239 北満沿胡同23号宅院 区 東城区 東城区 東城区 東城区 東城区 東域区 1940年代 240 旧宅院(栄禄宅) 区 東城区 東城区 地安門東大比却同6号 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
229 三一八烈士記念碑 区 東城区 培新街 6 号 民国 1926 年 230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街 13 号 明 231 安楽神林 区 東城区 安楽林路 63 号 明、清 232 楊昌済故居 区 東城区 互腐池胡同 15 号 民国 233 通教寺 区 東城区 台線胡同 19 号 清 234 惠王府 区 東城区 音雲胡司 3 号、打市口西街 5 号 清 235 吉安所 区 東城区 直安所右巷 10 号 清 236 朱启鈴宅 区 東城区 直安所右巷 10 号 清 237 投職端宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東城石 前同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 東城日 3 号、寿比胡同 6 号 清 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 地安門東太 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 東城区 東域区 1949 年							
230 夕照寺 区 東城区 夕照寺中街13号 明 231 安楽禅林 区 東城区 豆腐池胡同15号 民国 232 楊昌済故居 区 東城区 豆腐池胡同15号 民国 233 通教寺 区 東城区 富强胡同3号、灯市口西街5号 清 234 惠王府 区 東城区 富安所右巷10号 清 235 吉安所 区 東城区 吉安所右巷10号 清 236 朱后鈴宅 区 東城区 倉南胡同5号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同5号 民国 238 東総布胡同53号宅院 区 東城区 東端布胡同53号 民国 1930年代 239 北溝沿胡同23号宅院 区 東城区 東城区 東城区 東城区 長国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 地安門東大街47号 清 1930年代 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 銀倉配 1953年 建国後 1953年 243 欧陽子伯故居 区 東城区 張自忠路5号 <							1926 年
231 安楽樺林 区 東城区 安楽林路 63 号 明、清 232 楊昌済故居 区 東城区 豆腐池胡同 15 号 民国 233 通教寺 区 東城区 針線胡同 19 号 清 234 惠王府 区 東城区 富强胡同 3 号、灯市口西街 5 号 清 235 吉安所 区 東城区 古安所右巷 10 号 清 236 朱启鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 1930 年代 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 東城区 東北湖沿胡同 23 号 民国 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 第児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 現園 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽子信故居 区							1720 +
232 楊昌済故居 区 東城区 豆腐池胡同 15 号 房 233 通教寺 区 東城区 富强胡同 3 号、灯市口西街 5 号 清 234 惠王府 区 東城区 富强胡同 3 号、灯市口西街 5 号 清 235 吉安所 区 東城区 吉安所右巷 10 号 清 236 朱后鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段獻瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 東城日司 3 号、寿比胡同 6 号 清 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 242 田漢故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 243 欧陽子倩故居 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 244 当舗旧址 区 東城区 青 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							
233 通教寺 区 東城区 針線胡同 19 号 清 234 惠王府 区 東城区 富强胡同 3 号、灯市口西街 5 号 清 235 吉安所 区 東城区 吉安所右巷 10 号 清 236 朱启鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 無衛司 9 号 建国後 1953 年 242 田漢故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 黄米胡同 3、5 号 民国 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区							
234 惠王府 区 東城区 富强胡同 3 号、灯市口西街 5 号 清 235 吉安所 区 東城区 吉安所右巷 10 号 清 236 朱启鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 1930 年代 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東域日間 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 東城日間 23 号 民国 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽子倩故居 区 東城区 張城区 張城区 東城区 野後胡同 3、5 号 民国 244 当舗旧址 区 東城区 西米胡同 3、5 号 民国 民国 1949 年 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清							
235 吉安所 区 東城区 吉安所右巷 10 号 清 236 朱后鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 北溝沿胡同 23 号 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 242 田漢故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張城区 長田衛子 民国 244 当舖旧址 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 245 黄米胡同四合院 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清							
236 朱启鈴宅 区 東城区 趙堂子胡同 3 号 民国 237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東城区 東城区 東城区 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 北溝沿胡同 23 号 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 西域区 西域区 東城区 西域区 東城区 西域区 西域区 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清							
237 段祺瑞宅 区 東城区 倉南胡同 5 号 民国 238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 北溝沿胡同 23 号 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽子倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清							
238 東総布胡同 53 号宅院 区 東城区 東総布胡同 53 号 民国 1930 年代 239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 北溝沿胡同 23 号 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							
239 北溝沿胡同 23 号宅院 区 東城区 北溝沿胡同 23 号 民国 240 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							1930 年代
Z40 旧宅院(荣禄宅) 区 東城区 菊児胡同 3 号、寿比胡同 6 号 清 Z41 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 Z42 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 Z43 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 Z44 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 Z45 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 Z46 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清							1750 十八
241 僧格林沁祠堂 区 東城区 地安門東大街 47 号 清 242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清							
242 田漢故居 区 東城区 細管胡同 9 号 建国後 1953 年 243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清						_	
243 欧陽予倩故居 区 東城区 張自忠路 5 号 建国後 1949 年 244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							1052 年
244 当舗旧址 区 東城区 門楼胡同 3、5 号 民国 245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
245 黄米胡同四合院 区 東城区 黄米胡同 5、7、9 号、亮果廠 6 号 清 246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鲜胡同 40、42 号 清			+				1747 十
246 桂公府 区 東城区 芳嘉園胡同 11 号、新鮮胡同 40、42 号 清							
277/ 兩月期間 13 早川今陰	246	根公府 雨児胡同 13 号四合院	区	東城区	万	清	

番号	名称	級別	行政区	住所	3	建設年代
248	東四六条 55 号四合院	区	東城区	東四六条 55 号	清	
249	東四四条 5 号四合院	区	東城区	東四四条 5 号	清	
250	板廠胡同 27 号四合院	区	東城区	板廠胡同 27 号	清	
251	東四八条 71 号四合院	区	東城区	東四八条 71 号	清	
252	富强胡同 6、甲 6、23 号四合院	区	東城区	富强胡同 6 号、甲 6 号、23 号	清	
253	什錦花園胡同 19 号四合院	区	東城区	什錦花園胡同 19 号	清	
254	東直門外清真寺	区	東城区	東直門外察慈小区 6 号	清	
255	東四五条 55 号四合院	区	東城区	東四五条 55 号	清	
256	法華寺碑	区	東城区	多福巷 32 号、44 号	清	
257	傅恒征西川碑	区	東城区	※現存于北京石刻芸術博物館	清	
258	慧仙女校碑	区	東城区	※現存于北京石刻芸術博物館	清	
259	文昌廟碑	区	東城区	帽児胡同 21 号	清	
260	皇帝敕諭碑	区	東城区	景陽胡同 4 号	清	
261	慧照寺修建碑	区	東城区	東四十三条 19 号	明	
262	宝和店碑	区	東城区	※現存于北京石刻芸術博物館	清	
263	皇帝敕諭碑	区	東城区	現存于鐘鼓楼文物保管所	清	
264	東安門遺址	区	東城区	東安門大街西口	明	
265	貝子宏旿府	区	東城区	大取灯胡同 9 号	清	
266	承恩公志鈞宅	区	東城区	大佛寺東街 2、4、6 号	清	
267	正白旗覚羅学建築遺存	区	東城区	新鮮胡同 36 号	清	
268	鑲黄旗官学建築遺存	区	東城区	后円恩寺甲 20 号	清	
269	蓮園	区	東城区	紅岩胡同甲 19 号、新鮮胡同 18 号	清	
270	宏恩観	区	東城区	張旺胡同 2、4 号、豆腐池胡同 21、23 号	清	
271	翠花胡同 27 号四合院	区	東城区	翠花胡同 27 号	清	
272	朝陽門内大街頭条 203 号建築群	区	東城区	朝陽門内大街頭条 203 号	民国	1920 年代
273	朝陽門南小街 439 号建築	区	東城区	朝陽門南小街 439 号	民国	
274	朝陽門内大街 81 号建築	区	東城区	朝陽門内大街 81 号	民国	1920 年代
275	貝満女中建築遺存	区	東城区	灯市口大街 55 号	清	19 世紀末~20 世紀初
276	同福夹道 4 号建築	区	東城区	同福夹道 4 号	民国	
277	東堂子胡同 4、6 号建築	区	東城区	東堂子胡同 4、6 号	清	
278	原北京大学図書館	区	東城区	北河沿大街甲 83 号	民国	1934 年
279	菊児胡同7号建築	区	東城区	菊児胡同7号	民国	
280	玉河庵	区	東城区	東不圧橋北側	清	
281	保安寺	区	西城区	地安門西大街 133、135 号	元	1335~40 年
282	翠花街 5 号五合院	区	西城区	趙登禹路翠花街 5 号	清	
283	大蔵龍華寺	区	西城区	什刹海后海北沿 23 号	明	1467 年
284	徳勝橋	区	西城区	德勝門内大街什刹海后海與西海交滙処	明	
285	棍貝子府花園	区	西城区	新街口東街 31 号	清	
286	鑒園	区	西城区	小翔鳳胡同 5 号	清	
287	旌勇祠	区	西城区	旌勇里3号	清	1768 年
288	净業寺	区	西城区	德勝門内西順城街 46 号	明	1558年
289	魁公府	区	西城区	宝産胡同 23、甲 23、25、27、29 号、趙登禹路 60 号、四根柏胡同 18 号	清	
290	陸謨克堂	区	西城区	西直門外大街 141 号	民国	1934年
291	馬尾溝教堂遺存	区	西城区	車公庄大街 6 号	清	1903年
292	普済寺	区	西城区	什刹海西海南沿 48 号	不明	
293	清真普寿寺	区	西城区	錦什坊街 63 号	不明	
294	三官廟	区	西城区	什刹海西海北沿 29 号	清	
295	摂政王府馬号	区	西城区	什刹海后海北沿 43 号	清	
296	寿明寺	区	西城区	鼓楼西大街 79 号	明	1462 年
297	双寺	区	西城区	双寺胡同 11 号	明	1465 年
298	天寿庵	区	西城区	龍頭井街 42 号	清	
299	万寿興隆寺	区	西城区	北長街 37 号	明	
300	小石橋胡同 24 号宅園	区	西城区	小石橋胡同 24、甲 24 号	清	
301	洵貝勒府	区	西城区	背阴胡同 37 号	清	

番号	名称	級別	行政区	住所]	建設年代
302	儀親王府	区	西城区	府右街 137 号	清	
303	銀錠橋	区	西城区	什刹海前海與后海的交滙処	明	1436~49年
304	清真永寿寺	区	西城区	三里河前巷 1 号	明	1605 年
305	永佑廟	区	西城区	府右街 1、3号	清	1731年
306	玉皇閣	区	西城区	育强胡同甲 22 号	明	1432 年
307	霱公府	区	西城区	西絨線胡同 51 号	清	
308	元大都下水道遺存	区	西城区	西四十字路口地下	元	
309	正覚寺	区	西城区	正覚胡同 9、甲 9 号	明	1467年
310	崇効寺蔵経閣	区	西城区	崇效胡同 9 号	唐	627 年
311	東南園四合院	区	西城区	東南園胡同 49 号	清	
312	林白水故居	区	西城区	騾馬市大街 9 号网通大厦東側	不明	
313	瀋家本故居	区	西城区	金井胡同1号	清	
314	阿拉善王府	区	西城区	毡子胡同7号	清	
315	法源清真寺	区	西城区	德勝門外大街 200 号	清	
316	護国双関帝廟	区	西城区	西四北大街 167 号	元	1325 年
317	呂祖宮	区	西城区	復興門内北順城街 15 号	清	1857年
318	平民中学	区	西城区	西四北二条 58 号	民国	
319	清端順長公主墓碑	区	西城区	德外冰窖口胡同 75 号	清	
320	清乾隆匯通祠詩碑	区	西城区	德勝門西大街甲 60 号滙通祠山下	明	
321	天主教聖母聖衣堂	区	西城区	西直門内大街 130 号	清	1723 年
322	為宝書局	区	西城区	地安門外大街 156 号	民国	
323	西四街楼	区	西城区	西四北大街 255 号	清	1894年
324	鑲紅旗満洲都統衙門	区	西城区	新文化街 137 号	清	
325	円広寺大殿	区	西城区	阜外大街 7、8 号楼之間	明	1571 年
326	中央医院旧址	区	西城区	阜成門内大街 133 号	民国	1915年
327	北京東方飯店初期建築	区	西城区	万明路 11 号	民国	1918年
328	護国観音寺	区	西城区	桜桃斜街 4、6、8 号	明	
329	晋江会館	区	西城区	南柳巷 40、42 号	清	
330	梨園公会	区	西城区	桜桃斜街 65 号	不明	
331	蓮花寺	区	西城区	永慶胡同 37 号	明	
332	琉璃廠火神廟	区	西城区	琉璃廠東街 29 号	明	
333	前門清真礼拝寺	区	西城区	揚威胡同 9 号	明	
334	銭市胡同炉房銀号建築群	区	西城区	珠宝市街中部路西	清	
335	青雲閣	区	西城区	大栅欄西街 33 号	民国	1918年
336	商務印書局	区	西城区	琉璃廠西街 36 号	民	1922 年
337	聖安寺	区	西城区	南横西街 119 号	金	1123~35年
338	譚鑫培故居	区	西城区	大外廊営胡同1号	不明	
339	泰豊楼飯庄旧址(西楼)	区	西城区	煤市街 33 号、楊梅竹斜街 4 号	清	
340	王瑶卿故居	区	西城区	培英胡同 20 号	清	
341	五道廟	区	西城区	鉄樹斜街、桜桃斜街等五条街巷交滙処	明	
342	蕭長華故居	区	西城区	西草廠街 88 号	清	
343	新市区泰安里	区	西城区	仁寿路	清	1915~18年
344	宜興会館	区	西城区	校尉営胡同 44 号	不明	
345	永興庵	区	西城区	南柳巷 45 号	明	
346	裕興中銀号	区	西城区	施家胡同 11 号	民国	
347	陳垣故居	区	西城区	興華胡同 13 号	不明	
348	福善寺	区	西城区	柳蔭街 26 号、28 号	清	
349	聖祚隆長寺	区	西城区	西四北三条 3 号	明	1617年
350	什刹海寺	区	西城区	糖房大院 27 号	明	
351	双吉寺	区	西城区	双吉胡同 3 号	明	

Ⅱ 『宣西北項目騰退手冊』(宣西北プロジェクト立ち退きマニュアル)

第1節 総則

【立ち退きの範囲】

東:宣武門外大街

西:順河三巷の東側(下斜街)

南:儲庫営胡同、校場大六条(北側)、校場四条12号院南側外壁、校場三条15号院、6号院、

8号院、10号院南側外壁、校場頭条11号院、6号院南側外壁

北:宣武門西大街南側平屋エリア

【補償の申請人】

① 私房房屋所有権を持つ人 ② 直管公房借家人

③ 単位自管産権借家人 ④ 非住宅所有権を持つ人(増築房屋)

【整院の認定標準】

- ① 住所を持つ院落の房屋 ② 同じ住所内の三間あるいは三間以上、かつ道路に面する房屋
- ③ 経営用、営業許可証を持つ、かつ道路に面する房屋

【家屋面積の計算基準】

- ① 私房房屋の建築面積は、房屋所有権証明書に記載された面積と一致する
- ② 直管公房の建築面積は、契約書に記載された使用面積×1.333
- ③ 単位自管産権房屋の建築面積は、単位が提供する契約書に記載された建築面積と一致する
- ④ 増築房屋は認めない

第2節 補償安置について

【住宅補償安置方式】

住宅による補償は安置房屋注 112) (入居予定日:2016年6月30日) と立ち退き補助金である。

安置房屋建築面積=元房屋建築面積×安置係数 (※安置房屋の立地および周辺環境により、本プロジェクトの安置係数は 6.8 である)

立ち退かせられる住民は以下の基準に従って住居を選ぶ。

① 安置面積は安置房屋の最大建築面積より小さい場合は、安置面積より小さい安置房屋を選ぶ。 差額は房屋の市販価格に基づいてもらう。

注112) 補償として立ち退きに同意した者に無償あるいは市場価値より安価で提供される住宅である。いわゆる斡旋する房屋である。

- ② 安置面積は安置房屋の最大建築面積より大きい場合は、安置房屋を一軒もしくは二軒以上を選ぶことができる。ただし、選ぶ安置房屋の合計面積は安置面積より以下のことである。差額は 房屋の市販価格に基づいてもらう。
- ③ 安置面積は安置房屋の最小建築面積より小さい場合は、立ち退き実施機関から最小面積の房屋 を提供してもらう。

続いて、引っ越しの補助金制度については以下となる。

① 引越し補助金:40元/m²

② 私房産権補助: 10,000 元/㎡

③ 整院ボーナス:10,000 元/㎡

④ 仮住まい回転金:150元/㎡/月(家屋を明け渡してから2016年6月30日まで)

⑤ 空調移装:400元/台

⑥ 地上テレビ:300元/端

⑦ 電話移装:235 元/部

⑧ 採暖設備取り壊し補助金:個別に対応する

9 休業補助:3,000 元/m²

⑩ 低収入、身体障害者に対する補助:4万元/人

【貨幣補償方式】

貨幣による補償は、立ち退き評価補償金、安置房屋を放棄する行為に対する補助金と立ち退き補助金である。

補償金=元房屋建築面積×プロジェクト区域評価基本価格(※プロジェクト区域評価基本価格は 『北京市城市住宅房屋拆遷市場評価技術方案』に従う)

安置房屋を放棄する行為に対する補助金:40,000 元/㎡

引っ越しの補助制度については、住宅補償安置方式と同じである。

第3節 手続の流れについて

- ① 申請
- →移転する意欲がある住民は実施単位に申請書と資料を提出する。
- ② 資料審查
- →実施単位による資料審査を受ける。
- ③ 仮契約
- →審査を通ってから、実施単位と『立ち退き協議』を契約する。

資料編 114

- ④ 資格審査
- →購入資格についての審査を受ける。(※貨幣補償方式を選択する住民はこのステップが要らない)
- ⑤ 形成整院
- →院落全ての住民は実施単位と契約した際に契約が発効する。
- ⑥ 手続きを行う
- →直管公房賃貸契約あるいは私房房屋産権変更の登録手続きを行う。
- ⑦ 安置房屋を選ぶ
- →安置房屋を選ぶ。(※貨幣補償方式を選択する住民はこのステップが要らない)
- ⑧ 房屋を明け渡す
- →増築房屋を取り壊し、既存房屋を明け渡す。
- ⑨ 補償金・補助金を受領する
- →『立ち退き協議』で約束した日付に補償金・補助金を受領する。
- 10 契約
- →安置房屋購入に関する契約をする。(※貨幣補償方式を選択する住民はこのステップが要らない)

第4節 参考事例について

【建築面積 15 ㎡の私房房屋、房屋安置を選択する場合】

安置房屋建築面積 = $15 \text{ m} \times 6.8 = 102 \text{ m}$ 。なので、建築面積 102 m以内の物件を選ぶことができる。ここで、仮に 82.04 mの 2LDK を選ぶことを想定して計算してみると、以下の補助をもらえる。

- ① 82.04 m² O 2LDK
- ② 19.06 ㎡の差額:19.96 ㎡×16,800 元/㎡=335,328 元
- ③ 立ち退き補助金
 - ・回転金(10ヶ月間の仮住まいとする)=150元/㎡/月×15㎡×10ヶ月=22,500元
 - ・私房産権補助=15 m²×10,000 元/m²=150,000 元 (※直管公房は該当なし)
 - ・整院ボーナス=15 $m^2 \times 10,000$ 元=150,000 元
 - ・引越し補助金=15 $m^2 \times 40$ 元/ $m^2 = 600$ 元
 - ・空調移装、地上テレビ、電話移装=935元
- ②③合計:659,363元

【建築面積 25 ㎡の私房房屋、房屋安置を選択する場合】

安置房屋建築面積 = $25 \text{ m} \times 6.8 = 170 \text{ m}$ 。ここで、仮に 67.87 mの 1LDK と 82.04 mの 2LDK を選ぶことを想定して計算してみると、以下の補助をもらえる。

① 67.87 m² Ø 1LDK

- ② 82.04 m² Ø 2LDK
- ③ 20.09 mの差額:20.09 m×16,800 元/m=337,512 元
- ④ 立ち退き補助金
 - ・回転金(10 ヶ月間の仮住まいとする) = 150 元/㎡/月×25 ㎡×10 ヶ月 = 37,500 元
 - · 私房産権補助=25 ㎡×10,000 元/㎡=250,000 元(※直管公房は該当なし)
 - ・整院ボーナス = $25 \text{ m}^2 \times 10,000$ 元 = 250,000 元
 - ・引越し補助金=25 $m^2 \times 40$ 元/ $m^2 = 1,000$ 元
 - ・空調移装、地上テレビ、電話移装=935元
- ③④合計:659,363 元

【20 ㎡の私房房屋、貨幣補償を選択する場合】

以下の補助をもらえる。

① 立ち退き評価補償金

立ち退き評価補償金計算式により、

元房屋建築面積×プロジェクト区域評価基本価格=20 ㎡×60,000 元/㎡(暫定)=1,200,000 元

② 安置房屋を放棄する行為に対する補助金

 $20 \text{ m}^2 \times 40,000 \text{ }$ $\overrightarrow{\pi}/\text{m}^2 = 800,000 \text{ }$ $\overrightarrow{\pi}$

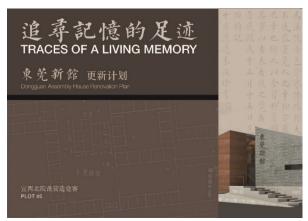
- ③ 立ち退き補助金
 - ・回転金(4ヶ月間の仮住まいとする)=150元/m/月×20m×4ヶ月=12,000元
 - ・私房産権補助=20 m²×10,000 元/m²=200,000 元 (※直管公房は該当なし)
 - ・整院ボーナス = $20 \text{ m}^2 \times 10,000$ 元 = 200,000 元
 - ・引越し補助金=20 m2×40元/m2=800元
 - ・空調移装、地上テレビ、電話移装=935元
- ①②③合計:2,413,735元

第5節 移転先について

本プロジェクトの安置房屋は北京市内から約 10km 南西に位置する豊台区の「合順家園」にある。 総面積は 79,962 ㎡である。住宅建築面積は 144,485 ㎡、容積率は 2.25、緑化率は 30%である。住 宅棟は 10 棟であり、計 1,786 戸がある。そのうち、1LDK は 363 戸があり、建築面積はおよそ 62 ~70 ㎡、2LDK は 1,119 戸があり、建築面積はおよそ 78~85 ㎡、3LDK は 304 戸があり、建築面 積はおよそ 87~106 ㎡である。

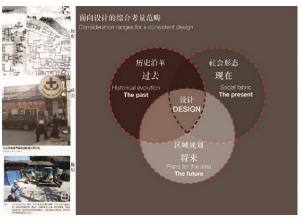
Ⅲ 「宣西北・院落営造計劃」国際概念設計競技受賞作品

一等賞(5号院)



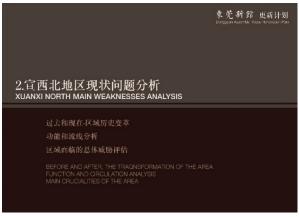










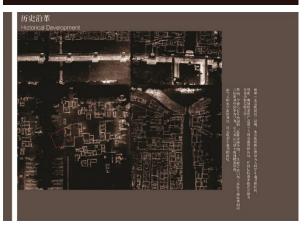


























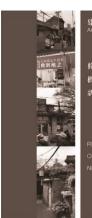




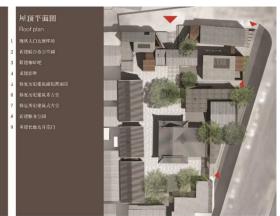








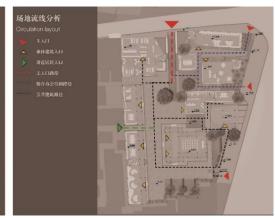
建筑对策 Architectural strategy







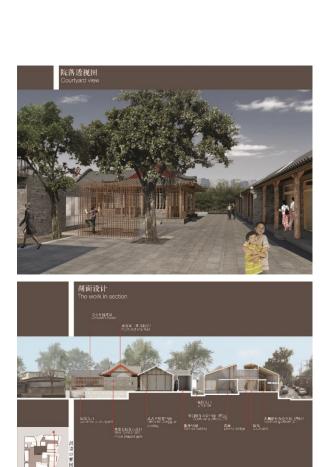




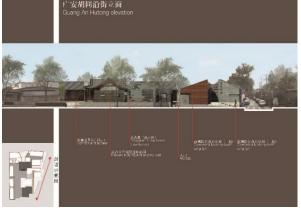










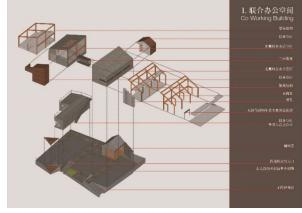


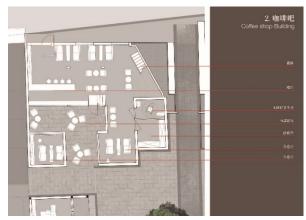


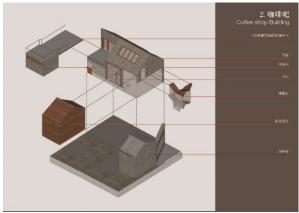






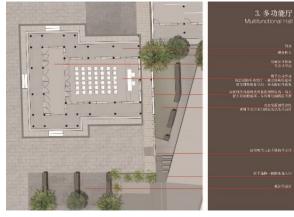








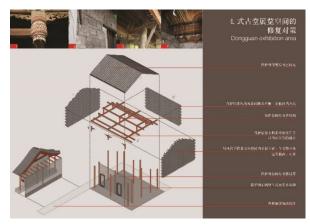


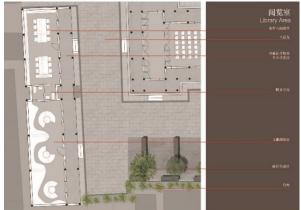


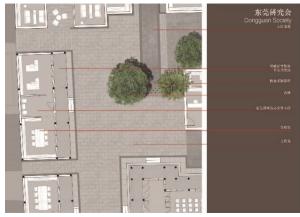


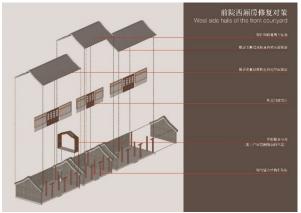








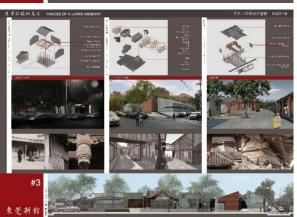






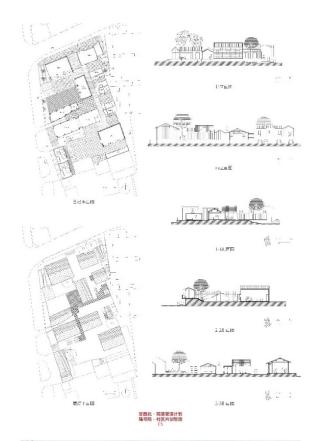






二等賞(6号院)









二等賞 (7号院)











三等賞(4号院)



四通院











匠心至此酝

四日通时空 二日通八方

变革续文脉 随屋十余间

暗世事变迁 唯老槐犹立 唯老槐犹京







三等賞(4号院)

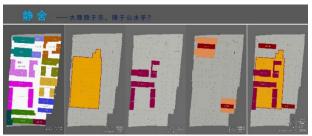




三等賞(7号院)



三等賞 (9号院)



从房有产权更积1942.07平米通过三种方式增加了使用面积1989平米,使整个地块在使用上做了大幅度扩展

"静舍"的由来

- 九号院原为太原(音)会簿,是凤田对游私立大学,当时蒙无 综为校长。 告庐 告院 告舍 静庐 静舍 隐含
- 2. 当今村会是企心担忧。这里我们以"智"为此之后,这 价格性并从化表示及证心都不等的大小的超级空间外也在 引导大国现实在新的力量 3. 人以何于新桃(亚)中思大王正常的,才有可能和尺人生 完全的智慧 4. 北京秦王子花亚西坪门有副刘承 "第合太主,另来也 都"

- 在寸土寸今的京城如何提升整个地块的商业和文化价值? 并告动降个区块的活力









《饮酒二十首・其五》 陶渊明

结庐在人境,而无车马喧。

问君何能尔? 心远地自偏。 采菊东篱下, 悠然见南山。 山气日夕佳,飞鸟相与还。 此中有真意, 欲辨已忘言。

"小隐隐于野,大隐隐于市。" 结庐在京城, 在皇城根下,在喧闹的大都市营造一方静土, 以小型精品体验式酒店的假想,来营造让人 向往的内心强大、精神富足的隐士境界。









以下、参考文献は日本語・中国語・英語に分けて記述する。日本語文献は著者名の五十音順に、中国語文献はピンイン読みした上でアルファベット順に、英語文献はアルファベット順に記述する。

【日本語文献】

- 1) 新井理恵, 久保妙子, 大西國太郎:中国・北京旧城歴史文化保護区における現状と保存再生課題に関する 調査研究, (社) 日本都市計画学会 都市計画論文集, No.43-3, 2008.10
- 2) 新宮学『北京遷都の研究-近世中国の首都移転』,汲古書院,2004.1
- 3) 新宮学『近世東アジア比較都城史の諸相』,白帝社,2014.2
- 4) 易洪艷, 野嶋慎二, 沈瑩: 城中村の居住空間構成とその変容に関する研究 中国西安市西八里村の事例 , 日本建築学会計画系論文, No.605, pp.109-117, 2006.7
- 5) 易洪艶, 野嶋慎二:城中村の借家人の居住履歴とその受け皿機能に関する研究-中国西安市西八里村の事例-, 日本建築学会計画系論文集, No.623, pp.79-86, 2008.1
- 6) 易洪艶, 野嶋慎二:城中村の改造方法と村民生活の変化に関する研究-中国西安市西何家村の事例-,日本建築学会計画系論文集, No.673, pp.583-591, 2012.3
- 7) 市川紘司『中国当代建築』, フリックスタジオ, 2014.4
- 8) 市川紘司, 東福大輔『中国的建築処世術』, 彰国社, 2014.4
- 9) 市川紘司『天安門広場―中国国民広場の空間史』, 筑摩書房, 2020.8
- 10) 井上悠紀「南京 (中華門・門西地区) の都市空間構成とその変容に関する研究」, 滋賀県立大学, 修士学 位請求論文, 2014.2
- 11) 上北恭史, 谷村秀彦, 坂本淳二, 吉田友彦, 藤川昌樹, 渡辺俊:北京市豊盛地区四合院住区における共同居住の状況, 日本建築学会計画系論文集, No.591, pp.25-31, 2005.5
- 12) 王軍 (著), 多田麻美 (訳)『北京再造一古都の運命と建築家梁思成』, 集広舎, 2008.11
- 13) 王飛雪,中山徹:北京の都市開発とその計画-衛星都市から新都市への展開に関する研究-,日本建築学会計画系論文集,No.629, pp.1521-1528, 2008.7
- 14) 笠井健, 高村雅彦: 中国北京の町屋の建築形式と空間構成に関する史的研究, 日本建築学会計画系論文集, No.651, pp.1279-1286, 2010.5
- 15) 笠井健:近代北京における町屋の変容過程に関する史的研究,日本建築学会計画系論文集,No.683,pp.237-246,2013.1
- 16) 何晨「北京・什刹海の歴史文化保護地区における観光関す研究 観光要素サブ・ファクタ間の相互作用に 注目して – 」,立教大学,博士学位請求論文,2016.7

- 17) 川井操「西安旧城・回族居住地区の空間構成とその変容に関する考察」, 滋賀県立大学, 博士学位請求論文, 2010.9
- 18) 倉沢進,李国慶『北京-皇都の歴史と空間』,中央公論新社,2007.8
- 19) 櫻井澄夫, 人見豊, 森田憲司『北京を知るための 52 章』, 明石書店, 2017.12
- 20) 周旭, 池田孝之, 小野尋子:中国・長沙市歴史地区の再開発事業における景観整備計画と行政誘導に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No.622 号, pp.161-167, 2007.12
- 21) 朱青,小林重敬,高見沢実:北京市中心地区における土地利用転換による再開発の仕組みに関する考察, 第 36 回日本都市計画学会学術研究論文集,pp.181-186,2001
- 22) 陣内秀信、高村雅彦、朱自煊『北京一都市空間を読む』、鹿島出版会、1998.2
- 23) 杉山正明『モンゴル帝国の興亡』, 講談社, 1996.5
- 24) 杉山正明『モンゴル帝国と大元ウルス』, 京都大学学術出版会, 2004.3
- 25) 杉山正明『疾駆する草原の征服者』, 講談社, 2015.10
- 26) 孫立,城所哲夫,大西隆:中国都市における「城中村」現象に関する考察,都市計画報告集,No.8, pp.9-12, 2009.5
- 27) 孫立,城所哲夫,大西隆:中国都市における「城中村」の改造に関する考察,都市計画報告集,No.8,pp.125-128,2009.8
- 28) 孫立, 城所哲夫:中国都市部における各類型の低所得者地域の住環境改善意識に関する研究-重慶市を事例として-, 日本建築学会計画系論文集, No.662, pp.819-826, 2011.4
- 29) 孫立, 城所哲夫, 大西隆: 中国都市における「城中村」住環境の実態に関する考察, 都市計画報告集, No.10, pp.78-81, 2011.8
- 30) 孫立,大西隆,城所哲夫:中国都市における城中村再開発の実態に関する考察-中国西安市を事例として -,都市計画論文集,Vol.46,No.3,pp.469-474,2011.10
- 31) 孫立,城所哲夫:中国都市部における「城中村」住環境整備事業の効果に関する研究-深圳市の事例を通じて-,日本建築学会計画系論文集,No.682,pp.2819-2824,2012.12
- 32) 成浩源「北京における大雑院の形成過程とその再開発の実態に関する研究-旧外城・宣西北地区を対象として-」、滋賀県立大学、修士学位請求論文、2017.2
- 33) 銭威、岡崎篤行:北京における歴史的環境の保全体系及び歴史文化保護区の再開発に関する実態、日本建築学会北陸支部研究報告集、No.49、2006.7
- 34) 銭威, 岡崎篤行:北京における歴史的環境保全制度の変遷並びに現在の構成,日本建築学会計画系論文集, No.627, pp.1007-1013, 2008.5

- 35) 多田麻美『老北京の胡同:開発と喪失、ささやかな抵抗の記録』, 晶文社, 2015.1
- 36) 田中道雄『中国の都市流通―中国の商店街問題を中心に』, 税務経理協会, 2003.9
- 37) 張瀟, 柴田祐, 澤木昌典: 商業活性化を目的とした里院の保全・再開発に関する研究 青島市劈柴院再開発事業を対象に , 日本建築学会計画系論文集, No.671, pp.47-56, 2012.1
- 38) 張瀟, 澤木昌典, 柴田祐: 戻り入居による里院の再開発に関する研究-中国・青島市即墨路小商品市場の 建替型再開発事業を対象に-, 日本建築学会計画系論文集, No.683, pp.99-106, 2013.1
- 39) 趙沖「福建・港市の都市組織および住居類型の形成、変容に関する研究」, 滋賀県立大学, 博士学位請求 論文, 2013.7
- 40) 鄧奕, 布野修司:北京内城朝陽門地区の街区構成とその変化に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No.526, pp.175-183, 1999.12
- 41) 鄧奕, 布野修司, 重村力: 乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No.536, pp.163-170, 2000.10
- 42) 鄧奕, 布野修司, 重村力:乾隆京城全図 (1750) にみる居住単位に関する考察, 日本建築学会計画系論文集, No.582, pp.65-72, 2004.8
- 43) 西出彩「北京旧内城の空間構成と城中村化」, 滋賀県立大学, 修士学位請求論文, 2016.2
- 44) 葉華, 浅野聡, 戸沼幸市:中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究 名 城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題 - ,日本建築学会計画系論文集, No.521, pp253-260, 1999.7
- 45) 白英華, 西山徳明: 中国都市部における住宅制度改革に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, No.494, pp.195-203, 1997.4
- 46) 浜本篤史,吉冨拓人,出和暁子,真野洋介:中国における近代的住居への移行と住民生活の変容 北京市 崇文区の危旧房改造事業を事例として-,住宅総合研究財団研究論文集,No.31,pp.195-205,2005.3
- 47) 林田慎之介『北京物語-黄金の甍と朱楼の都』、講談社、2005.6
- 48) 福田美穂「元代建築の史的研究:宮殿配置を中心に」,京都大学,博士学位請求論文,2009.5
- 49)藤川昌樹, 谷村秀彦, 渡辺俊:北京市豊盛地区における四合院住区の空間的秩序, 日本建築学会計画系論 文集, No.555, pp.145-150, 2002.5
- 50) 布野修司「インドネシアにおける居住環境の変容とその整備手法に関する研究-ハウジングシステムに関する方法論的考察-」、東京大学、博士学位請求論文、1987
- 51) 布野修司『アジア都市建築史』, 昭和堂, 2003.6
- 52) 布野修司『大元都市:中国都城の理念と空間構造』, 京都大学学術出版会, 2015.3

- 53) 古田梨香子「インドネシア・スラバヤにおけるカンポンの変容とポスト KIP の居住環境整備に関する研究-都市化におけるカンポンの持続可能性-|、日本大学学位請求論文、2021.2
- 54) 北京市古代建築研究所(編), 岩切沙樹(訳)『北京古代建築文化大系 その他の文化財建築編』, グローバル科学文化出版, 2017.9
- 55) 北京四合院研究会『北京の四合院一過去・現在・未来』, 中央公論美術出版, 2008.2
- 56) 方明, 土井幸平, 赤崎弘平: 中国における従前居住者再入居方式による旧市街地再開発事業 上海市静安区の事例調査から 、日本建築学会計画系論文集、No.536、pp.171-176、2000.10
- 57) 松原弘典『北京論-10 の都市文化案内』, 丸善, 2008.7
- 58) 村田治郎『中国の帝都』、総芸舎、1981
- 59) 安井大揮「北京旧城エリア近傍における城中村の形成プロセスとその居住実態・整備手法に関する研究 朝陽門外・化石営地区を対象として 」,滋賀県立大学,修士学位請求論文,2019.2
- 60) 黎庶旌, 三橋伸夫, 藤澤悟, 望月瞬, 安森亮雄, 栗原伸治, 本庄宏行: 中国広州市城中村の形成過程における法規制の推移と空間構成の変化との関連性, 日本建築学会計画系論文集, No.684, pp.383-391, 2013.2
- 61) 黎庶旌, 三橋伸夫, 栗原伸治, 安森亮雄, 望月瞬, 本庄宏行: 城中村住民の居住環境に対する評価及び整備指向に関する研究-中国広州市における小洲村と黄辺村の事例-, 日本建築学会計画系論文集, No.691, pp.1957-1964, 2013.9
- 62) 李東勲, 古谷誠章:四合院の変容が歴史環境に与える影響に関する研究 中国,北京市の南鑼鼓巷地区を 事例として,日本建築学会計画系論文集,No.680,pp.2293-2301,2012.10

【中国語文献】

- 1) 北京大学聚落研究小組,北京建築大学 ADA 研究中心,楚東旭『北京雑院』,中国電力出版社,2019.4
- 2) 北京旧城歷史文化保護区市政基礎設施規劃研究課題組『北京旧城歷史文化保護区市政基礎設施規劃研究』, 中国建築工業出版社,2006.4
- 3) 北京市古代建築研究所(著),当代北京編輯(編)『当代北京古建築保護史話』,当代中国出版社,2014.2
- 4) 北京市規劃和国土資源管理委員会規劃西城分局,北京建築大学建築與城市規劃学院『北京西城街区整理城市設計導則』,中国建築工業出版社,2018.3
- 5) 北京市規劃委員会『北京旧城二十五片歴史文化保護区保護規劃』, 北京燕山出版社, 2002.10
- 6) 北京市規劃委員会『北京歴史文化名城北京皇城保護計劃』,中国建築工業出版社,2004.1
- 7) 北京市規劃委員会,北京市城市規劃設計研究院,北京建築工程学院『北京旧城胡同実録』,中国建築工業出版社,2008.8

- 8) 北京市西城区文物保護研究所『文物古跡覧勝:西城区各級文物保護単位』,北京聯合出版公司,2016.3
- 9) 北京西城区宣南文化研究会『増訂宣南鴻雪図志』,中国建築工業出版社,2015.8
- 10) 布野修司(編)、胡恵琴(訳)『亜洲城市建築史』,中国建築工業出版社,2010.3
- 11) 布野修司(編)、胡恵琴(訳)『世界住居』,中国建築工業出版社,2011.1
- 12) 陳高華, 史衛民『元上都』, 吉林省教育出版社, 1988
- 13) 鄧雲郷『北京四合院』, 中華書局, 2015.6
- 14) 方可『当代北京旧城更新:調査·研究·探索』,中国建築工業出版社,2000.6
- 15) 郭欣(著), 当代北京編輯(編)『当代北京前門史話』, 当代中国出版社, 2014.10
- 16) 韓高峰,毛蒋興『棚改十年 中国城市棚戸区改造規劃與実践』,広西師範大学出版社,2016.7
- 17) 洪燭『北京:城南旧事』,中国地図出版社,2014.5
- 18) 候仁之『北京歴史図集』, 北京出版社, 1988 (一集), 1997 (二集)
- 19) 賈珺『北京四合院』清華大学出版社, 2009.5
- 20) 賈珺『北京頤和園』清華大学出版社, 2009.5
- 21) 闞鐸「元大都宮苑圖考」『中国営造学社彙刊』第1巻第2期, 1930
- 22) 李涵, 胡妍『一点児北京·三里屯, 七九八, 南鑼鼓巷』, 同済大学出版社, 2013.9
- 23) 李涵、胡妍『一点児北京・大柵欄』、同済大学出版社、2015.9
- 24) 李路珂, 王南, 胡介中, 李菁『北京古建築地図』, 清華大学出版社, 2009.5
- 25) 劉暢『北京紫禁城』清華大学出版社, 2009.5
- 26) 羅保平, 張恵岐『前門・大柵欄』, 北京出版社, 2006.4
- 27) 陸翔, 王其明『北京四合院 (第二版)』, 中国建築工業出版社, 2017.1
- 28) 陸翔『北京建築史』,中国建築工業出版社,2017.7
- 29) 孟眉軍「上海市棚戸区空間変遷研究(1927年-至今)」,華東師範大学,修士学位請求論文,2006.5
- 30) 尼躍紅『北京胡同四合院類型学研究』,中国建築工業出版社,2009.8
- 31) 上海社会科学院経済研究所城市経済組『上海棚戸区的変遷』, 上海人民出版社, 1965.5
- 32) 孫冬虎『地名與北京城』,中国地図出版社,2011.12
- 33) 王博『北京:一座失去建築哲学的城市』, 遼寧科学技術出版社, 2009.3

- 34) 王才亮, 王令『房屋徵収與拆遷』, 北京大学出版社, 2011.1
- 35) 王貴祥『北京天壇』,清華大学出版社,2009.5
- 36) 王軍『城記』, 三聯書店, 2003.10
- 37) 王軍『采訪本上的城市』, 三聯書店, 2008.6
- 38) 王軍『拾年』, 三聯書店, 2012.8
- 39) 王軍『建極綏猷:北京歴史文化価値與名城保護』, 同済大学出版社, 2019.3
- 40) 王南『古都北京』,清華大学出版社,2012.7
- 41) 王越『胡同與北京城』,中国地図出版社,2011.12
- 42)徐城北『老北京·変奏前門』重慶大学出版社,2014.8
- 43) 薛峰『棚戸区和城中村改造策略與規劃設計方法』,中国建築工業出版社,2017.3
- 44) 温宗勇『規劃的煉成』,中国建築工業出版社,2014.12
- 45) 業祖潤『北京民居』,中国建築工業出版社,2009.12
- 46) 印建平『棚戸区改造案例研究』,中国城市出版社,2013.8
- 47) 岳昇陽, 黄宗漢, 魏泉『宣南-清代京師士人聚居区研究』, 北京燕山出版社, 2012.3
- 48) 于永昌(著), 当代北京編輯(編)『当代北京胡同史話』, 当代中国出版社, 2016.3
- 49) 趙継敏、袁蕾、楊波、譚日輝『2020 北京城市空間格局優化研究』、中国経済出版社、2015.9
- 50) 中国共産党北京市委員会,北京市人民政府『北京城市総体規劃:2016年-2035年』,中国建築工業出版 社,2019.1
- 51) 中国建築文化中心「棚戸区・城中村・廃棄地更新的実践探索與経典案例」,中国建材工業出版社,2014.8
- 52) 周遼廉「関于八旗制度的幾個問題」(中国社会科学院歷史研究所·清史研究室編)『清史論叢』第3輯,中華書局,1982
- 53) 朱麗敏『且行且思 北京城市街道景観』,中国建築工業出版社,2012.8
- 54) 朱涛『梁思成與他的時代』, 広西師範大学出版社, 2014.1
- 55) 宗緒盛『老北京地図的記憶』, 中国地図出版社, 2014.9

【英語文献】

1) Deng Yi, Funo Shuji, Shigemura Tsutomu: 'A Study on the Block Formation and its Subdivision into

the Housing Lots in the Inner City of Beijing An Analysis of Qianlong Jingcheng Quantu, Map of the Capital City of Qianlong Period (1750)', Journal of Asian Architecture and Building Engineering, Vol.1, No.2, pp.193-200, 2002.11

- 2) Funo Shuji: Ancient Chinese Capital Models Measurement System in Urban Planning , Proceedings of the Japan Academy Series B Physical and Biological Sciences, Vol.93, No.9, pp.721-745, 2017.11
- 3) Nancy S. Steinhardt: "Chinese Imperial City Planning", university of Hawaii Press, 1990

研究業績リスト

【学術論文(査読付)】

- 1) 成浩源,川井操, J. R. ヒメネス・ベルデホ,布野修司,広田直行:宣西北地区(北京外城)の棚戸区の居住環境整備に関する考察,日本建築学会計画系論文, No.773, pp.1397-1405, 2020.7
- 2) 成浩源,川井操,布野修司,広田直行:新太倉地区(北京内城)の街区構成と居住空間の変容に関する考察,日本建築学会計画系論文,No.786,pp.2052-2062,2021.8

【国際会議】

1) Cheng Haoyuan, Kawai Misao, Funo Shuji: Considerations on the Principle of Redevelop and the Real Situation of Xuannan district of the Old Outer City in Beijing (China), 11th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia (ISAIA 2016), Sendai, Japan, 2016.9

【学会発表】

- 1) 阿部拓也,太田裕通,白石レイ,雨宮知彦,小野悠,川井操,成浩源,竹村由紀,宮地茉莉,両川厚輝:都市インフォーマリティから導く実践計画理論,日本建築学会大会パネルディスカッション([若手奨励]特別研究),2021.9
- 2) 成浩源, 広田直行, 布野修司: 新太倉歴史文化保護区(北京内城) における居住空間の変容概要, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp.57-58, 2021.7
- 3) 成浩源,広田直行,布野修司:新太倉歴史文化保護区(北京内城)の大雑院の空間構成に関する 考察,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.355-356,2020.7
- 4) 川井操,成浩源,安井大揮:北京旧城エリア近傍における城中村の形成プロセスとその居住実態・整備手法に関する研究 朝陽門外・化石営地区を対象として- その1,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.1349-1350,2019.7
- 5) 成浩源,安井大揮,川井操:北京旧城エリア近傍における城中村の形成プロセスと その居住実態・整備手法に関する研究 朝陽門外・化石営地区を対象として- その2,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.1351-1352,2019.7
- 6) 安井大揮,川井操,成浩源:北京旧城エリア近傍における城中村の形成プロセスとその居住実態・整備手法に関する研究 朝陽門外・化石営地区を対象として- その3,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.1353-1354,2019.7
- 7) 安井大揮,川井操,成浩源:北京における棚戸区の発生原理とその居住実態に関する研究 朝陽 区化石営旧城区を対象として - ,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.1141-1142, 2018.7

- 8) 川井操,成浩源,安井大揮:北京旧外城・宣西北地区における大雑院の形成過程とその再開発の 実態に関する研究 その 1 ~再開発の背景・施設分布~,日本建築学会大会学術講演梗概集, 都市計画,pp.229-230,2017.7
- 9) 安井大揮,成浩源,川井操:北京旧外城・宣西北地区における大雑院の形成過程とその再開発の 実態に関する研究 その2 ~大雑院と各住戸の変容プロセス~,日本建築学会大会学術講演梗 概集,都市計画,pp.231-232,2017.7
- 10) 成浩源, 川井操, 安井大揮:北京旧外城・宣西北地区における大雑院の形成過程とその再開発の 実態に関する研究 その3 ~再開発事業の実態~,日本建築学会大会学術講演梗概集,都市計 画,pp.233-234,2017.7
- 11) 中村睦美, 川井操, 成浩源: 貴州ミャオ族の吊脚楼式民家と集落構成に関する調査と研究, 日本 建築学会大会学術講演梗概集, 農村計画, pp.15-16, 2017.7
- 12) 川井操,成浩源,西出彩,布野修司:北京旧内城・新太倉歴史文化保護区の空間構成と城中村化 その1 ~宅地分割とその変容~,日本建築学会大会学術講演梗概集,建築計画,pp.1111-1112, 2016.8
- 13) 成浩源, 川井操, 西出彩, 布野修司:北京旧内城・新太倉歴史文化保護区の空間構成と城中村化 その2 ~四合院の雑院化プロセス~, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp.1113-1114, 2016.8
- 14) 李淼蓉, 川井操, 成浩源, 中村睦美: 陝西省·安康市東関片区の空間構成に関する考察 ~施設 分布と構造・階数~, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp.1079-1080, 2016.8

【学会活動】

1) 日本建築学会 都市インフォーマリティから導く実践計画理論 [若手奨励]特別研究委員会 (2020.4~2022.3)

謝辞

本論文をとりまとめるにあたっては、実に多くの人々に支えられ。ご指導をいただいた。

まず、最初にお礼を申し上げたいのは、学部2年時から一貫してご指導いただいた、布野修司先生(日本大学生産工学部建築工学科客員教授)である。学部2年の夏に、布野先生が率いる北京のフィールドワークに同行させていただき、その豊かな都市空間に感銘を受けたことは、都市組織研究への興味の出発点であった。布野先生には、論文の書き方から、方法論、フィールドワークの心得、物事について深く考えるための指針まで、多くご教授いただいた。大変お世話になり、心より感謝の気持ちを申し上げたい。

また、矢野和之社長(株式会社文化財保存計画協会)には、社会人博士課程の間に、多大な支援を いただいた。心より深く感謝したい。会社側の支えが無ければ本論文の完成はあり得なかった。

主査としてご指導いただいた廣田直行先生(日本大学生産工学部建築工学科教授)には、研究を進める中で日頃より貴重なご指摘を数多くいただいたことがあり、特に研究者に求められる姿勢について多くを学ばせていただいた。心から感謝の意を表したい。

川井操先生(滋賀県立大学環境科学研究科准教授)には、修士課程から一貫して多大な支援をいただいた。心から感謝を申し上げたい。ヒメネス・ベルデホ・ホアン・ラモン先生(滋賀県立大学環境科学研究科准教授)は、本論文に関してのみならず、常に温かく励ましてくださった。深く感謝の意を表したい。

研究に伴う臨地調査では、西出彩氏(有限会社フクオカ機業)、安井大揮氏(FESCH Beijing)に、 多大な協力を得た。二人の協力が無ければ、本論文は成立し得なかった。心より深く感謝の意を表 したい。

古田梨香子(日本大学生産工学部建築工学科助手)には、論文のこと以外にも色々相談にのっていただき、多くのことを学ばせていただいた。心より感謝の意を表したい。

赤澤泰氏、小島裕一氏、佐藤桂氏、武藤美穂子氏をはじめとする会社の上司、同僚たちには、いつもサポートしていただいた。特に、王軍氏には、日頃より相談に乗っていただいた。心より感謝の意を表したい。

最後に、13年におよぶ日本生活を温かく見守ってくれた父、母、友人に心より深く感謝したい。

2022年2月

成 浩源